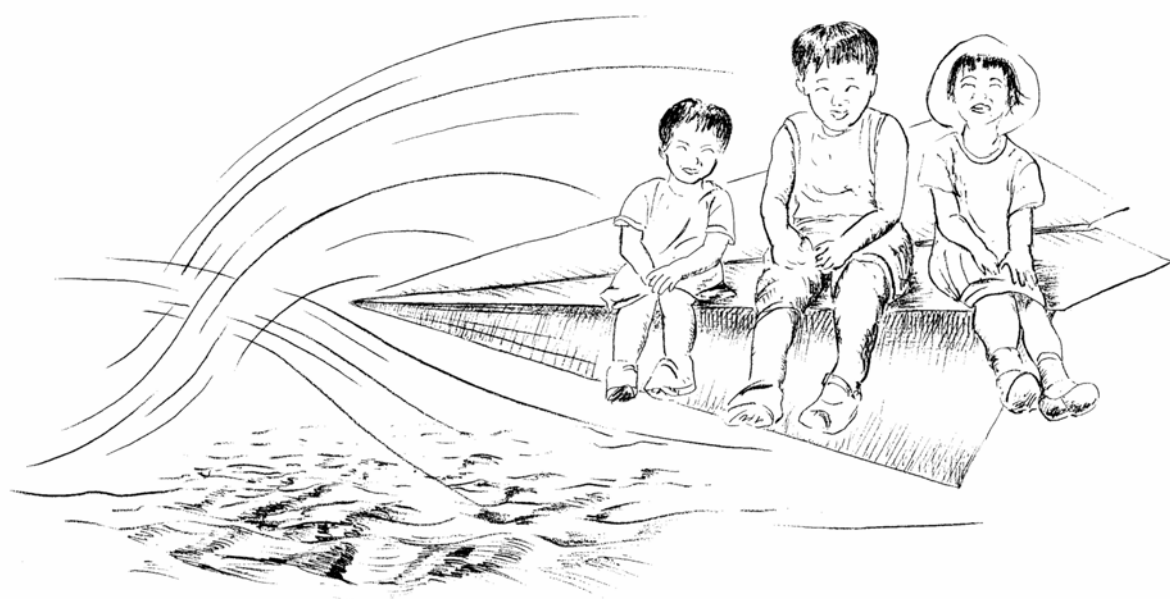


平成 2 0 年 度

初 任 者 研 修 の し お り

# 子 ど も と 生 き る



高 知 県 教 育 セ ン タ ー

## は じ め に

教職の道に立たれた皆さんに、まず初めに、おめでとう、と心から言いたいと思います。

人生には大きな転機が二つあります。一つは就学であり、もう一つは就業です。二つ目の転機は、私たちの一度きりの人生にとって、とても大切なものだと思います。教育者という職業についての皆さんがどういう人生を歩んでいくかは、皆さん一人一人にとって大切であると同時にかけがえのない子どもたちにとっても大きな影響を与えるものとなります。子どもたちは親を選ぶことができないのと同じように、学校の先生を選ぶことはできません。だからこそ皆さんがどういう人生を歩んでいくかは子どもたちにとって大切なことなのです。特に公教育にとって、教える教員に力量の差があってははいけません。「あの先生に習った子どもは得だ」とか、「この先生に習った子どもは損だ」とかがあってはならないのです。初めて教職についての皆さんにとって、教員人生の出発点である初任の時期は教員としてどう歩むかを決定するとても大事な時期です。採用予定者名簿に名前が載っていたときの感動を忘れないでください。そして、そのとき思ったこれからの教育に対する燃える思いを決して忘れないでください。皆さんの理想への情熱こそが子どもたちに灯をつけるのです。これからの教員人生、子どもたちの心に灯を点しつづけてください。

さて、初任者研修のしおりは、教員人生を歩もうとしている皆さんにとっての宝庫と言えるしおりです。このしおりの中には皆さんの先輩である教育センターの指導主事の熱き思いが詰まっています。一語一語じっくり噛み締めて研修に臨んでほしいと思います。研修はやらされているのではなく、自らやるのです。やらされている感からは何も生まれない、自らやるからこそ、子どもたちに思いが伝わるのです。先にも書いたことですが、教わる子どもたちに格差があってはなりません。子どもたちにとっては、先生は同じように先生なのです。子どもたちに等しい力をつける、研修の目的はそこにあるかと思います。教員にとっての基本となるのは授業です。子どもたちがどういう人生を歩むのか、その土台を築くのが授業だと思います。皆さんが授業を中心に初心を忘れず、子どもたちのために大らかに伸びやかに羽ばたくことを祈ってやみません。

平成20年3月

高知県教育センター

所長 藪内 末廣

## 目 次

## ☆ はじめに

## I 高知県の教育公務員として

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 1 教職員研修体系                 | 1               |
| 2 初任者研修の概要                | 2               |
| (1) 初任者研修制度とは             | (2) 初任者研修の内容と方法 |
| 3 高知県の教育概況                | 4               |
| (1) 高知県の風土と教育             | (2) 教育システム      |
| (3) 土佐の教育改革10年を未来につなげるために |                 |
| 4 教育公務員として                | 17              |
| (1) 教員の心構え                | (2) 教職員の服務・職務   |
| (3) 教育関係法規                | (4) 教員と研修       |
| (5) 福利・厚生                 |                 |
| 5 学校の組織と運営                | 25              |
| (1) 学校の教育目標               | (2) 学校の教育計画     |
| (3) 学校事務                  | (4) 校務分掌        |
| (5) 職員会議                  |                 |
| 6 学級（ホームルーム）経営            | 30              |
| (1) 学級経営とは                | (2) 学級経営案       |
| (3) 学級集団づくり               | (4) 教室環境づくり     |
| (5) 学級事務                  | (6) 保護者との対応     |

## II 充実した教育活動のために

|                        |               |
|------------------------|---------------|
| 1 教育課程                 | 37            |
| (1) 教育課程の編成            | (2) 教育課程の改訂   |
| (3) 現行の学習指導要領の一部改正等の趣旨 | (4) これからの教育課程 |
| 2 教科の指導                | 48            |
| (1) 学習指導とは             | (2) 学習指導計画    |
| (3) 学習指導案の作成           | (4) 学習指導の展開   |
| (5) 学習指導の評価            | (6) 授業評価      |

|                                   |                     |
|-----------------------------------|---------------------|
| <b>3 道徳教育</b> .....               | 63                  |
| (1) 全教育活動における道徳教育                 | (2) 道徳の時間の指導        |
| <b>4 特別活動の指導</b> .....            | 69                  |
| (1) 特別活動の全体構造                     | (2) 学級活動            |
| (3) 児童会（生徒会）活動                    |                     |
| <b>5 生徒指導</b> .....               | 78                  |
| (1) 生徒指導の意義                       | (2) 児童生徒理解          |
| (3) 基本的生活習慣の確立                    | (4) 教育課題の現状と対応      |
| <b>6 進路指導</b> .....               | 90                  |
| (1) 進路指導とキャリア教育                   | (2) 職業観・勤労観を育む教育の意義 |
| (3) 進路指導の在り方                      |                     |
| (4) 職業観・勤労観を育むための学習プログラムの枠組み(例)   |                     |
| (5) 進路指導に係わる法令                    | (6) 進路指導において配慮すべきこと |
| <b>7 人権教育</b> .....               | 96                  |
| (1) 人権教育とは                        | (2) 教育課程への人権教育の位置付け |
| (3) 普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチ |                     |
| <b>8 特別支援教育</b> .....             | 103                 |
| (1) 特別支援教育とは                      | (2) 障害のある幼児児童生徒の教育  |
| (3) それぞれの障害の状態と指導                 |                     |
| (4) LD・ADHD・高機能自閉症等の指導について        |                     |
| (5) 特別支援教育の推進                     |                     |
| <b>9 学校保健</b> .....               | 111                 |
| (1) 学校保健の領域・内容                    | (2) 学校保健安全計画の作成について |
| <b>10 学校安全</b> .....              | 113                 |
| (1) 学校安全の領域・内容                    | (2) 安全教育の目標         |
| (3) 学校の危機管理の在り方                   | (4) 学校における危機管理の内容   |
| (5) 応急手当と学校の事故処理                  | (6) 心のケア            |
| <b>11 読書活動の推進</b> .....           | 119                 |
| (1) 読書活動の基本的な考え方                  | (2) 学校図書館の活用と利用     |
| (3) 地域・家庭との連携                     |                     |
| <b>12 複式学級における指導</b> .....        | 121                 |
| (1) 複式学級における学習指導の基本的な考え方          |                     |
| (2) 学習指導                          |                     |

### III 現代の教育課題

|     |                       |     |
|-----|-----------------------|-----|
| 1   | 乳幼児保育・教育              | 123 |
| (1) | 乳幼児保育・教育              |     |
| (2) | 保・幼・小・中・高の連携教育        |     |
| 2   | 環境教育                  | 125 |
| (1) | 環境教育の基本的な考え方          |     |
| (2) | 環境教育の進め方              |     |
| (3) | 指導に当たっての配慮事項          |     |
| 3   | 国際理解教育                | 127 |
| (1) | 国際理解教育とは              |     |
| (2) | 国際理解教育の目標             |     |
| (3) | 国際理解教育の内容             |     |
| (4) | 国際理解教育の方法             |     |
| (5) | 児童生徒とともに歩む国際理解教育      |     |
| 4   | 情報教育                  | 129 |
| (1) | 教育の情報化と情報教育           |     |
| (2) | 情報教育                  |     |
| (3) | 情報教育に係る学習活動の情報教育観点別の例 |     |
| (4) | 情報教育と各教科等との関係         |     |
| 5   | 福祉教育                  | 131 |
| (1) | 福祉教育の基本的な考え方          |     |
| (2) | 福祉教育の推進の手法            |     |
| (3) | 福祉教育の実践               |     |
| (4) | 指導に当たっての配慮事項          |     |
| 6   | 食育                    | 133 |
| (1) | 食育とは                  |     |
| (2) | 学校における食育              |     |
| ☆   | 初任者研修関連URL            | 135 |
| ☆   | おわりに                  |     |

# I 高知県の教育公務員として

# 1 教職員研修体系

社会が大きく変化していくなかで、私たち教員は様々な教育課題に取り組んでいかなければなりません。これらの解決に当たっては、教員の資質や能力が重要なカギとなります。そのため、教員自身の自己啓発の意欲と努力が不可欠であり、絶えず研究と修養に努めることが求められています。また、法的にも研修の機会が保障されています。

教員は、初任者研修をはじめそれぞれのライフステージに即した研修に主体的に取り組み、教員としての力量や人間性、感性を高め、磨いていくことが大切です。

## 平成20年度高知県公立学校教職員及び保育施設職員研修体系

| 区分              |             | 第1期(研修Ⅰ)<br>基 礎                                                                          |  | 第2期(研修Ⅱ)<br>充 実 |  | 第3期(研修Ⅲ)<br>発 展                                           |  | 第4期(研修Ⅳ)<br>指 導                                |  |
|-----------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------|--|-----------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------|--|
| 形態              |             | 初任者研修                                                                                    |  | 採用5年次研修         |  | 10年経験者研修<br><br>ミドルリーダー研修<br><br>中堅教員民間派遣研修<br>(長期社会体験研修) |  | 管理職研修<br>(教頭)<br><br>現任教頭等民間派遣研修<br>(長期社会体験研修) |  |
| 基本研修            | 教職等経験に応じた研修 | 養護教諭関係研修 栄養教諭関係研修 実習助手関係研修 寄宿舎指導員関係研修<br>学校栄養職員関係研修 事務職等研修 幼稚園教員・保育所職員関係研修               |  |                 |  |                                                           |  |                                                |  |
|                 |             | 集合研修                                                                                     |  |                 |  | OJT研修                                                     |  |                                                |  |
|                 |             |                                                                                          |  |                 |  |                                                           |  |                                                |  |
| 専門研修            | 職務研修        | 特別支援学級担任 通級による指導担当教員 特別支援教育学校コーディネーター<br>数学教員 人権教育主任 管理職員 等                              |  |                 |  |                                                           |  |                                                |  |
|                 | 課題別研修       | 当面の教育課題及び長期的教育課題<br>乳幼児保育 保・幼・小連携教育 生徒指導 心の教育 人権教育<br>複式教育 保健・安全教育 防災教育 特別支援教育 情報教育 道徳 等 |  |                 |  |                                                           |  |                                                |  |
|                 | 教科等研修       | 国語 算数 数学 音楽 外国語 道徳 特別活動 等                                                                |  |                 |  |                                                           |  |                                                |  |
| 派遣研修            | 長期研修等       | 教育センター研究生、留学生派遣研修                                                                        |  |                 |  |                                                           |  |                                                |  |
|                 |             | 海外派遣研修・長期国内派遣研修                                                                          |  |                 |  |                                                           |  |                                                |  |
|                 |             | そ の 他 の 派 遣 研 修                                                                          |  |                 |  |                                                           |  |                                                |  |
| 校 内 研 修 ・ OJT研修 |             |                                                                                          |  |                 |  |                                                           |  |                                                |  |
|                 |             | 自主研修支援事業                                                                                 |  | 自己啓発的研修         |  | 個人グループ<br>団体                                              |  | 研究団体<br>奨励事業                                   |  |

(備考1) ライフステージ各期の研修内容

第1期：主に基礎的素養、教科等指導、学級経営、児童生徒理解、服務等

第2期：主に教科等指導、学級経営、生徒指導、児童生徒理解、服務等

第3期：主に学年・学校経営、服務・法規、自己課題解決等

第4期：主にリーダーシップ、学校経営、人材育成、人事評価、学校組織マネジメント等

(備考2) ミドルリーダー研修は任意参加の研修

幼稚園・保育所職員関係研修は採用15年次研修を実施

採用2年次教員研修(長期社会体験研修)……………6か月程度

若年教員(採用3・4年次教員)サポート

長期国内派遣研修……………公立学校教員大学院派遣研修、産業教育内地留学、教職員等中央研修講座等

海外派遣研修……………海外派遣研修(3ヶ月以内コース、16日以内コース)等

その他……………四国地区社会教育主事講習

## 2 初任者研修の概要

「教育は人なり」といわれているとおり、学校教育の成否は、直接これを担う教員の資質や指導力によるところが極めて大きいものがあります。新任の先生が教員として一人立ちして教育活動を行える素地をしっかりと身に付けるためには、日々の仕事に即した、まとまりのある研修を計画的に行うことが大切です。また、経験豊かな先輩教員の助言や働きかけにより、一層成果があがるものと考えます。

### (1) 初任者研修制度とは

#### ① 初任者研修制度創設の趣旨と経緯

新任教員の時期は、大学における養成段階と学校現場における実践とをつなぐ重要な時期です。この時期に教職への自覚を高め、自立した教育活動を展開していく素地をつくるために、組織的・計画的な教職研修を実施する必要があります。こうした認識のもと、この制度が創設されました。

#### ② 初任者研修制度のねらい

初任者研修は、教育公務員特例法第23条の規定により、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得るようにすることを目的としています。

高知県においても、この制度の趣旨にのっとり、校務全般にわたり、1年間の研修を行います。

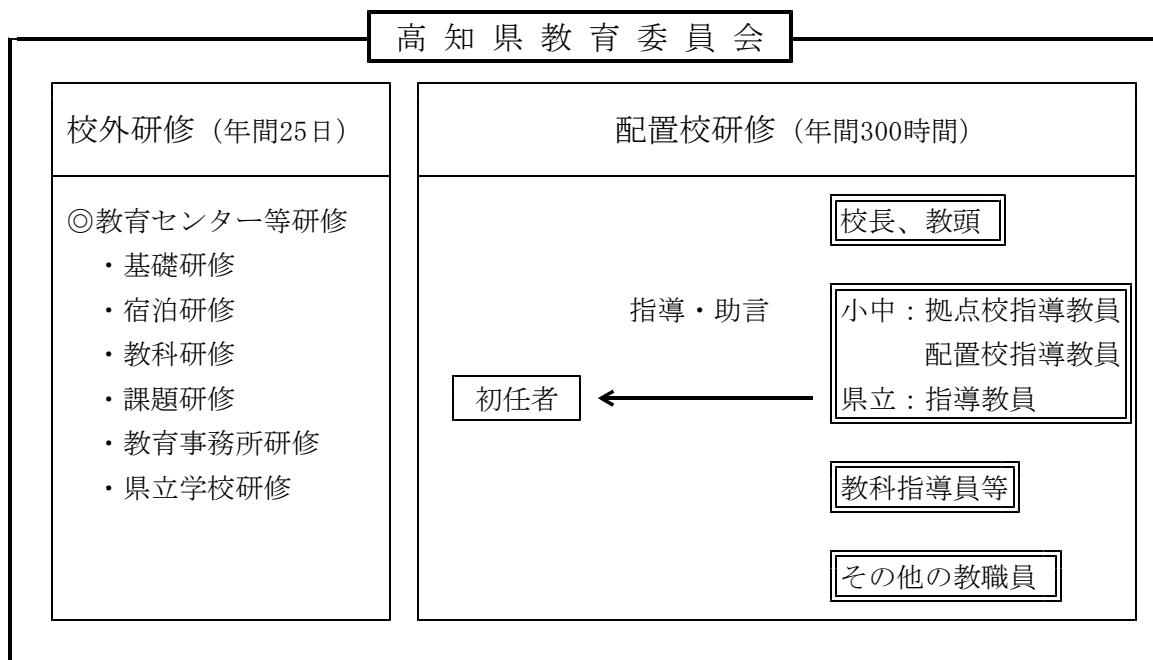
#### ③ 初任者研修制度の実施

初任者研修は、下表のように、平成元年度から学校種ごとに段階的に実施されており、平成4年度以降は全校種で実施されています。

| 年 度    | 実 施 内 容                                             |
|--------|-----------------------------------------------------|
| 昭和62年度 | 小・中・高、盲・聾・養護学校のうち、初任者が配置された学校の一部について試行（36都道府県・指定都市） |
| 昭和63年度 | 昭和62年度と同内容で試行（全都道府県・指定都市）                           |
| 平成元年度  | 小学校で本格実施、中・高、盲・聾・養護学校で試行                            |
| 平成2年度  | 小・中学校で本格実施、高、盲・聾・養護学校で試行                            |
| 平成3年度  | 小・中学校、高等学校で本格実施、盲・聾・養護学校で試行                         |
| 平成4年度  | 小・中・高、盲・聾・養護学校の全校種で本格実施                             |
| 平成15年度 | 小・中学校で3ヵ年計画で新方式（拠点校方式）へ移行                           |
| 平成17年度 | 小・中学校で新方式で本格実施                                      |

## (2) 初任者研修の内容と方法

初任者研修は、下図のような仕組みで行われています。



### ① 配置校研修

ア 初任者一人一人について作成される「年間指導計画書」に沿って、実践を通して、学校の教育活動に必要な研修を行います。研修には、学級（ホームルーム）経営、特別活動、生徒指導などの研修を行う一般的な研修と、教科に関する研修があります。

特に、教科に関する研修については、参観授業や公開授業、教材研究などの研修を計画的に行うとともに、事前の準備、事後の反省を位置付け、各自の指導力の向上を図らなくてはなりません。

イ 指導・助言に当たっては、校長のリーダーシップのもとに、指導教員が中心となって行います。小・中学校における拠点校指導教員、配置校指導教員、県立学校における指導教員は、他の教職員と連絡調整を行いながら、学校全体で初任者を支援する協力体制を作っていきます。

また、高等学校、特別支援学校（中学部、高等部）は、教科担任制のため、教科の指導・助言にあたる教科指導員が配置されます。中学校の教科指導については、拠点校指導教員が中心となって教科担当教員と協力して行います。

### ② 校外研修

ア 小・中学校

◎ 教育センターの研修は、教科研修を中心に本県の教育課題に沿った基礎的・理論的な研修を行います。

◎ 教育事務所の研修は、教育センターと連携して行います。

イ 高等学校、特別支援学校

◎ 教育センターの研修は、教科研修を中心に本県の教育課題に沿った基礎的・理論的な研修を行います。

### 3 高知県の教育概況

---

私たちは、高知県の教育公務員として、県内で育つ子どもたちの教育に携わる立場にあります。子どもたちが、自分の郷土に愛着と誇りを感じつつ、夢と希望を持って健やかに成長していけるように、その支援に努めなければなりません、そのためには、高知県の教育概況を把握しておく必要があります。

---

#### (1) 高知県の風土と教育

##### ① 高知県の自然と歴史

緑深い山と青い海の国、高知県は、その恵まれた自然環境が交錯しあい、特長ある風土がつくられています。

北は、四国山地で愛媛県、徳島県に接し、南は土佐湾を望み太平洋に面しています。面積は、7,105 k m<sup>2</sup>で、四国4県で一番大きく総面積の38%を占め、全国で14番目の大きさです。ただし、県土の84%を山地が占め、平地は非常に少なくなっています。人口は約79.6万人、人口密度は112人／k m<sup>2</sup>で、たいへん人口の希薄な県と見えますが、県人口の約4割強が高知市に集中しています。

温暖多湿な気候のため、足摺岬や室戸岬では、アコウ、ビロウなどの亜熱帯植物が自生しています。高知平野では、早場米の産地として、また早くから野菜の促成栽培が行われ、ハウス栽培を中心とした園芸立県でもあります。

海岸は、全長713 k mと極めて長く、西部はリアス式海岸、東部は隆起海岸で平坦な砂浜が続いています。このような複雑な地形、温暖な気候、災害の猛威などの自然環境が、土佐独特な風土をつくりあげています。

土佐は、古くは国産みの神話の中で、土佐国建依別（とさのくにたけよりわけ）といわれ、雄々しい国とされています。この建依別は、地勢、風土、人情、どれからみても、よく土佐を表した名であるといえます。承平4年（934年）紀貫之が土佐国守の任期を終え、帰京するまでを記した「土佐日記」により、土佐の名が全国に知られるようになりました。

戦国時代には、長宗我部氏らの七雄が並び立ちましたが、長宗我部氏が土佐を統一し、その後関ヶ原の合戦で西軍に味方した長宗我部氏に代わって、慶長5年（1600年）山内一豊が土佐24万国の城主として入国、明治維新に及びました。

幕末には、山内容堂、後藤象二郎らの先覚者、坂本龍馬、中岡慎太郎ら多くの志士を輩出し、維新後は板垣退助、片岡健吉らをリーダーとする自由民権運動が起こり、「自由は土佐の山間より」とうたわれました。そのほか、中江兆民、幸徳秋水らの思想家、岩崎弥太郎のような実業家、牧野富太郎、寺田寅彦らの学者もでています。

行政面では、明治4年（1871年）廃藩置県で高知県となりましたが、一時期（1876～1880年）旧阿波国（現徳島県）を兼官したこともあります。

伝統工芸品も多数あり、江戸時代末期からの始まりとされるサンゴは、「サンゴと言えば土佐」といわれるくらい特産品として定着しています。また、約千年の歴史を誇る土佐和紙、長宗我部時代からの土佐打刃物、そして、土佐瓦、土佐しっくい、内原野焼、フラフなど、土佐の伝統を今に伝えています。

## ② 高知県の学校教育の現状

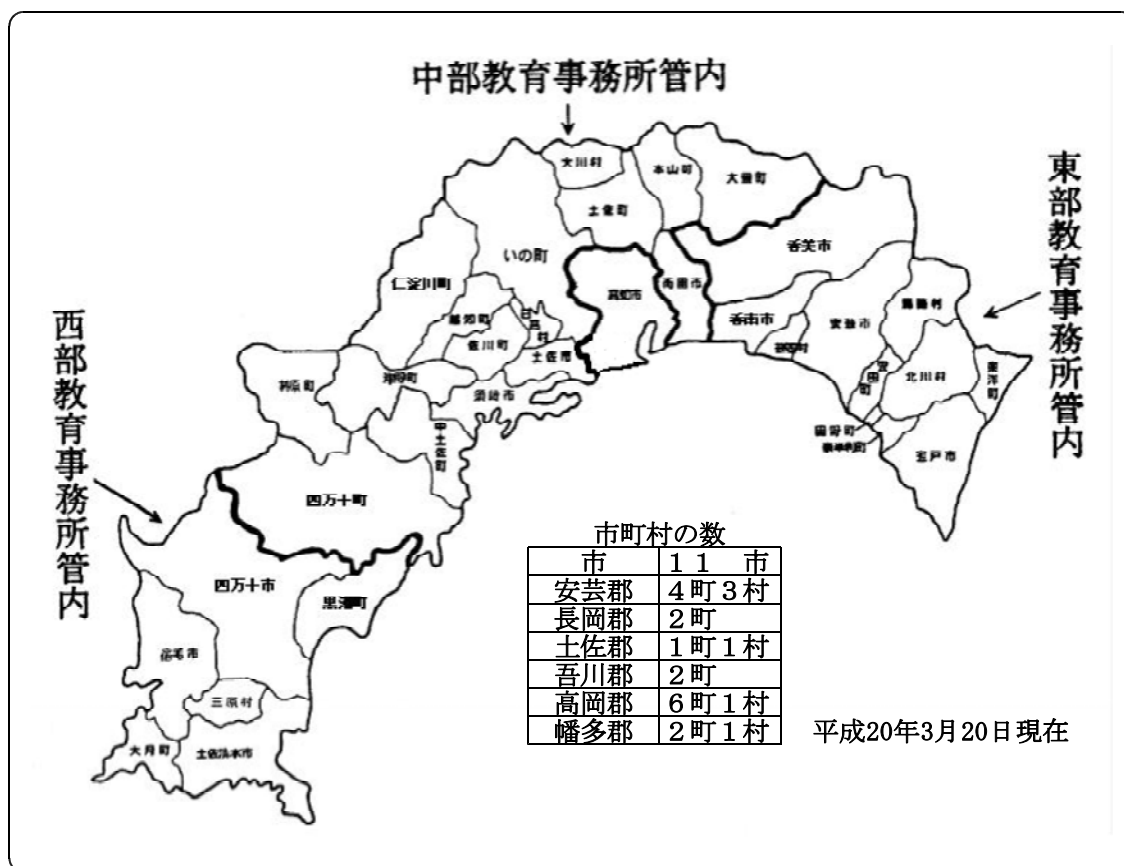
高知県には、34の市町村（平成20年3月20日現在）と2つの学校組合があり、学校数は平成19年度学校基本調査（平成19年5月1日現在）では表1に示すように、国・公・私立合わせて、幼稚園65、小学校305（うち分校4）、中学校140（うち分校1）、高等学校50（うち分校4）、特別支援学校15（分校5）となっています（小・中学校数は休校を含む）。

また、教育行政区分としては、大きく東部、中部、西部の3つの教育事務所と中核市としての高知市に分かれています。

なお、平成14年4月から併設型中高一貫教育校が開設されたことにもない、県立中学校3校が設置されています。

中山間地域の多い高知県では、へき地学校・複式学級が多いことが学校教育の一つの特徴であり、公立小・中学校380校（休校は除き県立中を含む）の約32.4%がへき地学校、また、約32.4%が複式学級をもつ学校となっています。

なお、「へき地学校」とは、「へき地教育振興法施行規則」によって、へき地指定を受けている学校で、「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域に所在し、各都道府県の条例によって指定された小・中学校」を指します。へき地の学校指定は、1級から5級までの級別があり、5級の学校が最もへき地度が高くなっています。



児童生徒数は、表2に示すように、小学校41,321名、中学校22,125名、高等学校22,301名、特別支援学校802名であり、特別支援学校を除いては、各校種とも年々減少しています。

教員数は、表3に示すように、小学校3,581名、中学校2,317名、高等学校2,215名、特別支援学校585名となっています。

表1 校種別学校数

| 区 分 | 幼稚園 | 小学校 |     |    | 中学校 |     |    |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|----|
|     |     | 計   | 本校  | 分校 | 計   | 本校  | 分校 |
| 県 計 | 65  | 305 | 301 | 4  | 140 | 139 | 1  |
| 国 立 | 1   | 1   | 1   |    | 1   | 1   |    |
| 公 立 | 31  | 303 | 299 | 4  | 131 | 130 | 1  |
| 私 立 | 33  | 1   | 1   |    | 8   | 8   |    |

| 区 分 | 高等学校 |     |            |     |            |     |     |
|-----|------|-----|------------|-----|------------|-----|-----|
|     | 計    | 全日制 | 全日制<br>分 校 | 定時制 | 定時制<br>併置校 | 通信制 |     |
|     |      |     |            |     |            | 単独校 | 併置校 |
| 県 計 | 50   | 29  | 4          | 3   | 14         |     | 4   |
| 国 立 |      |     |            |     |            |     |     |
| 公 立 | 41   | 21  | 4          | 2   | 14         |     | 3   |
| 私 立 | 9    | 8   |            | 1   |            |     | 1   |

| 区分   | 特別支援<br>学校 |
|------|------------|
| 盲学校  | 1          |
| 聾学校  | 1          |
| 養護学校 | 13         |
| (国立) | 1          |
| (公立) | 11         |
| (私立) | 1          |

※「計」は、「全日制」「全日制分校」「定時制」「定時制併置校」の合計。

表2 校種別児童・生徒数

| 区 分 | 幼稚園   |       |       | 小学校    |        |        | 中学校    |        |        |
|-----|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|     | 計     | 男     | 女     | 計      | 男      | 女      | 計      | 男      | 女      |
| 県 計 | 4,849 | 2,399 | 2,450 | 41,321 | 21,324 | 19,997 | 22,125 | 11,285 | 10,840 |
| 国 立 | 160   | 76    | 84    | 737    | 369    | 368    | 474    | 237    | 237    |
| 公 立 | 1,149 | 603   | 546   | 40,371 | 20,845 | 19,526 | 18,071 | 9,350  | 8,721  |
| 私 立 | 3,540 | 1,720 | 1,820 | 213    | 110    | 103    | 3,580  | 1,698  | 1,882  |

| 区 分 | 高等学校   |        |        | 特別支援学校 |     |     |
|-----|--------|--------|--------|--------|-----|-----|
|     | 計      | 男      | 女      | 計      | 男   | 女   |
| 県 計 | 22,301 | 11,166 | 11,135 | 802    | 531 | 271 |
| 国 立 |        |        |        | 60     | 47  | 13  |
| 公 立 | 16,534 | 8,385  | 8,149  | 668    | 417 | 251 |
| 私 立 | 5,767  | 2,781  | 2,986  | 74     | 67  | 7   |

表3 校種別教員数

| 区分  | 幼稚園 | 小学校   | 中学校   |
|-----|-----|-------|-------|
| 県 計 | 440 | 3,581 | 2,317 |
| 国 立 | 6   | 30    | 22    |
| 公 立 | 133 | 3,538 | 2,101 |
| 私 立 | 301 | 13    | 194   |

| 区分    | 高等学校  |
|-------|-------|
| 県計    | 2,215 |
| 公立    | 1,805 |
| (通信制) | 34    |
| 私立    | 371   |
| (通信制) | 5     |

| 区分   | 特別支援学校 |
|------|--------|
| 県計   | 585    |
| (国立) | 27     |
| (公立) | 536    |
| (私立) | 22     |

「平成19度 学校基本調査報告書」(調査日:平成19年5月1日現在)より

高知県企画振興部統計課のホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/~toukei/>)にて、各種統計とともに詳細なデータを得ることができます。

## (2) 教育システム

### ① 授業評価システム

子どもたちが主人公となる学校教育の実現を目指して取り組んでいる「土佐の教育改革」の大きな柱の一つに、子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上があります。これは、多くの県民の「基礎学力をつけて欲しい」という声に応えたもので、これまでのともすれば画一的で、教師主導になりがちだった教育を見直し、児童生徒の主体的な学習活動を大切にしながら、より一層基礎・基本を重視した取組を進めるとともに、児童生徒の多様な個性や能力の伸長を図る教育へと改善していくことを目指しています。

授業評価システムも、こうした考え方に基づいて実施されているもので、すべての教員が意識改革を進めながら、日々の教育活動や授業実践を点検、評価し、改善を図るという一連の教育活動をシステム化しようとするものです。教員一人一人が授業評価の趣旨や方法、内容についての理解を深め、児童生徒や学校の実態に即した授業評価法を確立し、授業改善に取り組むことが望まれます。

#### ◎ 授業評価システム活用と教員の意識改革

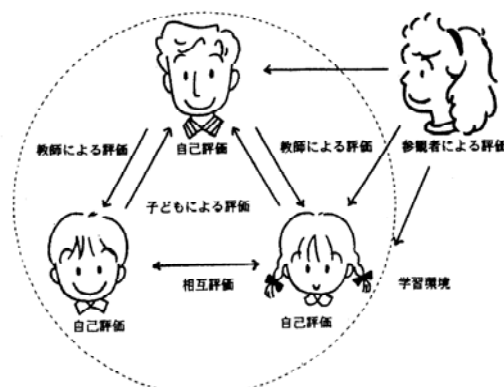
学習の主体は、子どもたちです。授業評価システムを活用することにより、個々の教員の意識改革が進み、教育活動や授業実践を児童生徒の視点から見つめ直し、児童生徒の学習意欲や興味、関心を重視しながら、個性、能力に応じた教育活動へと工夫、改善する意識が育ちます。また、児童生徒からの授業評価を取り入れることにより、児童生徒にも主体的に学ぼうとする意欲が育ちます。

#### ◎ 多面的な評価による授業の質的改善（わかる楽しい授業へ）

多くの児童生徒が、わかる楽しい授業を求めています。

よりよい授業を創造していくためには、日々、授業改善の視点を持って授業実践に取り組むことが必要であり、多面的な授業評価（60ページの表参照）を意図的、計画的に実施し、その結果をもとに絶えず授業改善を図っていくことが求められます。

特に、本県が重視している児童生徒による授業評価は、教員一人一人の授業改善の方向を探る大きな手がかりとなります。



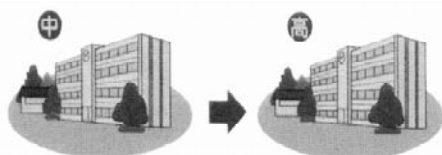
【授業評価システム】

## ② 中高一貫教育の推進

中高一貫教育は、中等教育全体の多様化、弾力化の一環として、6年間のゆとりの中で、計画的・継続的な教育を行うことによって、生徒一人一人の個性や創造性を伸ばし、豊かな人間性を育むことを目指す新しい教育制度です。

児童生徒や保護者が学校を選択する幅を広げることや、6年間の計画的・継続的な教育の中で、異年齢の生徒とともに学校生活を送ることに意義があり、児童生徒や保護者のニーズ、地域の実情を十分に考慮しながら中高一貫教育の導入を進めています。

### 【連携型中高一貫教育校】



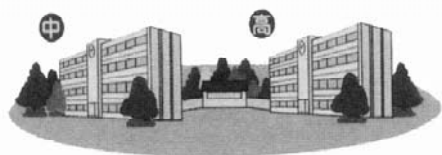
既存の市町村立の中学校と県立の高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施する形態です。

本県では、

- ◎ 嶺北地域 (嶺北高等学校・嶺北中学校・土佐町中学校)
- ◎ 津野山地域 (椿原高等学校・椿原中学校・東津野中学校)
- ◎ 大正・十和地域 (四万十高等学校・大正中学校・北ノ川中学校・十川中学校・昭和中学校)

の3地域で、平成13年4月から実施されています。

### 【併設型の中高一貫教育校】

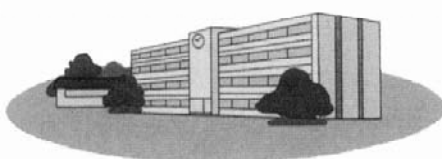


中等教育学校よりも緩やかな設置形態であり、高等学校入学者選抜を行わずに、同一設置者による中学校と高等学校を接続した形態です。

本県では、平成14年4月から県立高等学校3校に県立中学校を設置し、中学校と高等学校とを接続する併設型中高一貫教育校を開設しています。

- ◎ 東部地域 高知県立安芸中学校・高知県立安芸高等学校
- ◎ 中央地域 高知県立高知南中学校・高知県立高知南高等学校
- ◎ 西部地域 高知県立中村中学校・高知県立中村高等学校

### 【中等教育学校】



一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行う形態です。

## (3) 土佐の教育改革10年を未来につなげるために

「翔べ土佐の子どもたち」パンフレットを参照

# 翔べ 土佐の子どもたち

## これからの高知の教育 その取組の方針



土佐の教育改革10年を  
未来につなげるために



私達は、幅広い県民の皆様のご協力をいただきながら、この10年、懸命に土佐の教育改革に取り組んでまいりました。

その結果、児童生徒・保護者・教職員・地域住民の皆様12万人のアンケート調査による学校満足度の高さや、国公立大学進学者数の飛躍的増加など、一定の成果、教育改革のきざしは見出せたと感じます。

一方、日々厳しさを増す教育環境の中で、基礎学力の定着をはじめ、不登校、いじめ、暴力行為、非行、高校生の中途退学など、なお、多くの教育課題を積み残しています。

そこで、土佐の教育改革の検証と総括をしていただいた「教育改革10年を未来につなげる会」の提言を踏まえながら、これからの高知の教育の取組の方針を整理し、残された教育課題の解決に展望を開いていきたいと考えています。

このことは、県民の皆様、教育関係者の皆様のお力添えなしには実現しません。高知県の将来を託する子どもたちの健やかな成長のために、教育に対する関心を一層高め、課題意識を共有し、共に汗をかきながら、手を携えて高知の教育の発展に取り組んでくださることを願っています。

平成19年1月

高知県教育委員会



# 土佐の教育

## 土佐の教育改革とは・・

土佐の教育改革は、子どもたちに基礎学力がついていない、教職員の資質・指導力が十分でないなど、教育に対する県民の不満を解消するため、新しい発想に立った教育を実現していこうと、平成8年に県民ぐるみの議論をしたことから始まった教育改革運動です。地域や保護者を巻き込んで学校の課題を解決していく「開かれた学校づくり」や、子どもたちの意見を取り入れた「授業評価システム」で子どもや教職員の参加による改革を進めるなど、県民参加の新しい手法で、全国に先駆けて教育改革に取り組んできました。

### 土佐の教育改革の内容

| 改革の柱                | 主な取組                                                                                                                                        | 成果                                                                                                | 残された課題                                                                                                             |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上 | <ul style="list-style-type: none"><li>到達度把握学力検査の実施</li><li>授業評価システムの導入</li><li>30人学級(小1、2)</li><li>35人学級(小3)の実現</li><li>中高一貫教育の導入</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>学力向上のための基盤整備</li><li>高等学校の特色化</li><li>大学進学実績の向上</li></ul>   | <ul style="list-style-type: none"><li>学力の二極化の兆候(小学校中学年から)</li><li>中学校の授業の在り方</li><li>高校での中途退学</li></ul>            |
| 教職員の資質・指導力の向上       | <ul style="list-style-type: none"><li>長期社会体験研修の実施</li><li>民間人校長の登用</li><li>教頭県民推薦制の導入</li><li>指導を要する教職員対策の実施</li></ul>                      | <ul style="list-style-type: none"><li>研修体系、採用・登用・人事管理システムの整備</li><li>教職員の意識改革</li></ul>           | <ul style="list-style-type: none"><li>幼保・小・中・高校間の連携</li><li>校内研修の取り組みの較差</li></ul>                                 |
| 特別支援(障害児)教育の推進      | <ul style="list-style-type: none"><li>養護学校の分校の設置と寄宿舎などの整備</li></ul>                                                                         | <ul style="list-style-type: none"><li>教育条件・環境の整備</li><li>関係機関との連携</li></ul>                       | <ul style="list-style-type: none"><li>新しい制度への対応(障害児教育から特別支援教育へ)</li></ul>                                          |
| 豊かな心を育む教育の推進        | <ul style="list-style-type: none"><li>心の教育センターの設置</li><li>スクールカウンセラーの配置</li></ul>                                                           | <ul style="list-style-type: none"><li>心の教育センターを核とした体制の整備</li><li>心の教育の重要性の認識が向上</li></ul>         | <ul style="list-style-type: none"><li>さまざまな体験活動の不足</li><li>子どものコミュニケーション能力の不足</li><li>不登校</li><li>就学前の教育</li></ul> |
| 家庭・地域の教育力の再生・向上     | <ul style="list-style-type: none"><li>全市町村に地域教育推進協議会を設置</li><li>全市町村に地域教育指導主事を派遣</li></ul>                                                  | <ul style="list-style-type: none"><li>教育課題を話し合う場の整備</li><li>子どもの安全確保のための環境整備</li></ul>            | <ul style="list-style-type: none"><li>子どもの基本的な生活リズムの乱れ</li><li>家庭の教育力の低下</li></ul>                                 |
| 学校・家庭・地域の連携の強化      | <ul style="list-style-type: none"><li>全公立学校に「開かれた学校づくり推進委員会」を設置</li><li>学校評価制度の導入</li></ul>                                                 | <ul style="list-style-type: none"><li>教育課題を話し合う場の整備(再掲)</li><li>学校や市町村教育委員会の主体的な取り組みの増加</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>学校や市町村教育委員会の組織の脆弱さ</li></ul>                                                 |

# 改革10年は



## その結果どうなった..

特色のある学校づくりや、教職員の意識改革も進み、教育に関わる人々の裾野が広がり、保護者、地域住民、教職員、教職員団体、市町村教育委員会などの意識の変化、意識の高まりは、確かな手応えとして実感されるところまでできています。

しかし学力面では、県立高等学校から国公立大学（4年制大学）への進学者数は、改革前から大幅に増加したとは言え、小学校中学年から現れる学力の二極化の兆候、中学校での学力の落ち込み、その延長上にある高校生の基礎学力の不足の問題が依然としてあり、いじめ、暴力行為、不登校、高等学校の中途退学など改善の兆しは見えているものの重い教育課題が残されています。

### 児童生徒、保護者、地域住民、教員による学校評価より

#### <「学校への満足度」>

| 学校への満足度の肯定的評価 |       |
|---------------|-------|
| 幼稚園保護者        | 95.3% |
| 公立小学校保護者      | 91.6% |
| 公立中学校保護者      | 82.7% |
| 公立高等学校保護者     | 80.0% |
| 公立盲・聾・養護学校保護者 | 87.9% |

#### 「分かる授業」に対する肯定的な評価

|                |       |
|----------------|-------|
| 公立小学校児童        | 86.1% |
| 公立中学校生徒        | 68.9% |
| 公立高等学校生徒       | 59.9% |
| 公立盲・聾・養護学校児童生徒 | 88.1% |

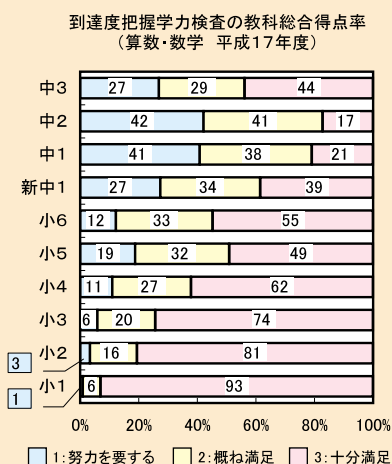
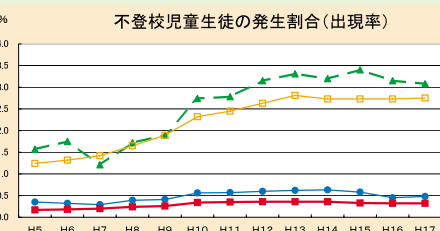
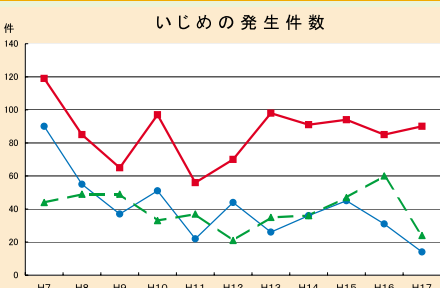
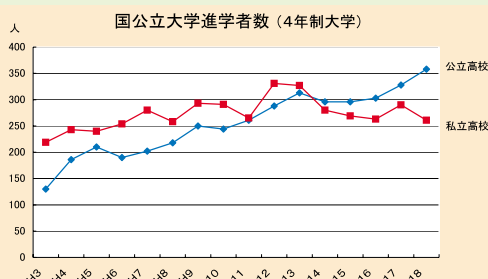
※H17年度実施 合計 122,843 人回答 ※公立幼稚園は全園実施、私立幼稚園は32園中17園で実施

#### <「子どもの元気度」>

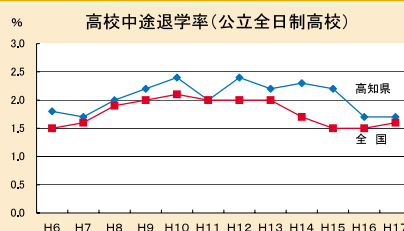
| 悩みや困ったことについて、気軽に先生に相談できるかという設問に対する肯定的回答 |       |
|-----------------------------------------|-------|
| 幼稚園保護者                                  | 81.6% |
| 公立小学校児童                                 | 52.9% |
| 公立中学校生徒                                 | 34.5% |
| 公立高等学校生徒                                | 30.0% |
| 公立盲・聾・養護学校児童生徒                          | 57.3% |

#### <「学校の開かれ度」>

| 子ども、保護者、地域の声を聞き学校運営に反映しているかについての肯定的評価 |       |
|---------------------------------------|-------|
| 幼稚園保護者                                | 86.5% |
| 公立小学校保護者                              | 78.7% |
| 公立中学校保護者                              | 61.3% |
| 公立高等学校保護者                             | 61.4% |
| 公立盲・聾・養護学校保護者                         | 76.7% |



・関心・意欲・態度を除いた観点の総合評定。  
・学年は、学習内容の学年を表している。  
・小6は、小学6年の内容を小6の後期に検査、新中1は、小学校高学年の内容を中1の前期に検査したもの。



## 「教育改革10年を未来につなげる会」の総括と提言は・・

県内各界の方々32名からなる「教育改革10年を未来につなげる会」（座長：半田久米夫）は、改革10年の取組の総括と今後の方向性について4回にわたって議論を重ね、平成18年11月22日に提言をまとめました。

『翔べ 土佐の子どもたち～教育新時代・こうち～』というタイトルのこの提言書では、この10年間の取組について、「授業評価システム」や「開かれた学校づくり」などの新しい仕組みを導入し、県民参加による教育課題の解決を図る基盤づくりを進め、教育関係者の意識改革も着実に進んだ。これらのことから「土佐の教育改革」の取組の方向性は妥当なものであったと評価する。しかし、小学校中学年から現れる学力の二極化の兆候、中学校での学力低下、いじめ、暴力行為、不登校、中途退学などの課題が残されている。また、県民運動への広がりも十分とは言えず、地域間、学校種間、学校間で取組に温度差があり改革の上滑りも一部には見られる、と総括。そして、「郷土を愛し世界にはばたく、心豊かでたくましく創造性に満ちた子どもたちの育成」を共通の目標とし、これらの残された課題の解決のため、次の二つに焦点を絞った提言をしています。

### 1 教育の構造改革～学校教育の質の向上のために～

### 2 家庭・地域の教育力の再生～教育を県民運動とするために～

## 提言を踏まえて県教育委員会はこれから・・

### 1 基本的な考え方

県教育委員会は、「教育改革10年を未来につなげる会」から、平成18年11月、土佐の教育改革の検証と総括に基づく提言『翔べ 土佐の子どもたち～教育新時代・こうち～』を頂きました。

その趣旨を踏まえ、中学校問題など当面する課題の解決を図るとともに、21世紀を心豊かに生き抜いていける子どもたちを育てることのできる教育の確立を目指し、次の二つの基本的な考え方のもとで取り組みます。

- (1) 開かれた学校づくりや授業評価システムなど、土佐の教育改革で築いた参加と協働による教育づくりという財産を継承し、発展させていく。
- (2) 教育的な風土づくりを県民的な運動に高めていくため、県民、教育現場、教育行政の信頼関係にもとづく幅広いネットワークを築いていく。

### 2 取組の目標

- (1) 信頼される学校をつくる。  
教育の質を保証し、誰もが「行きたい」、「行かせたい」、信頼される学校をつくる。
- (2) 教育的な風土をつくる。  
学校、家庭、地域が、子どもたちのことを第一に考え、支え合い、協力して健やかな子どもたちを育てる教育的な風土をつくり、子どもたちが、高知県で育って良かったと感じられるような社会を築く。

### 3 取組の視点

- (1) 子どもの視点に立つ。  
全ての教育課題の解決に当たっては、「子どもたちが主人公」という認識のもとに取り組む。
- (2) 現場の視点に立つ。  
子どもたちに最も身近な学校・家庭・地域や、市町村教育委員会の視点に立って取り組む。
- (3) 連携の視点に立つ。  
家庭・地域、市町村教育委員会、教育以外の行政部門と連携し、県の広域性、専門性を発揮して、取組の実効性を高める。
- (4) 課題の根本解決の視点に立つ。  
当面する教育課題の根本的解決を図るため、その背景や構造的な問題に目を向け、量から質へ、対処から予防へ、個別から総合へと対策の重点を移す発想の転換を行う。
- (5) 時代の変化に柔軟に対応しつつ、教育のあるべき姿を追求する視点に立つ。  
社会の動向、国の制度改革を見据え、変化に対して自律的に柔軟に対応しながら、「土佐の教育改革」の財産を活用し、高知県の教育のあるべき姿を追求していく。

# 提言(要旨)と県教育委員会の対応方針は・

## 1 教育の構造改革 ～学校教育の質の向上のために～

### 1 教育の連続性の確保

#### ① 校種間の連携の強化

●教育内容や指導方法にまで踏み込んだ就学前から高校卒業段階までの教育の連続性を確保することが必要である。

- 保育所・幼稚園・小学校が連携して、小1プロブレムの解消に取り組む。
- 校種間、特に小学校と中学校において、一人一人の学習や生活に関する情報をもとに、スムーズな接続ができるよう支援する。
- 小中学校の一貫性を確保する教育については、郡部の小規模校での実践など、これまでの研究成果を検証し、都市部も含めた普及を支援する。
- 子どもの将来の生き方、在り方を考えるキャリア教育に、小・中・高で一貫して取り組む。

#### ② 子ども、教職員の校種間交流の推進

●子どもや教職員が校種を越えて、お互い交流できるような実効性のある仕組みづくりが必要である。

- 管理職、教職員の校種を越えた人事交流を更に進める。
- 全ての教職員に対する特別支援教育の研修を充実する。
- 子どもたちの校種を越えた交流の機会を拡充する。

## 2 中学校問題解決のための集中的な対策

#### ① 子どもの実態の把握

●表面的には見えにくい心の動きや様子を多角的に把握できる仕組みの導入が必要である。更には、教職員が、一人一人の子どもの見る目を養い、学校は、家庭との連携も含め、組織的に取り組む必要がある。

- 子どもたちの学級での生活の状態を客観的に把握する仕組みと、指導の在り方を研究する。
- 学校や市町村教育委員会が、子どもたちの学力の実態と生活実態等を把握し、「開かれた学校づくり推進委員会」で公表・協議できるよう、環境づくりを進める。

#### ② 授業の改善

●「授業評価システム」を効果的に行うことが重要である。  
●教員間の同僚性を高めるなどの工夫により、教科担任制による、いわゆる「教科の壁」を低くすることが必要である。  
●カリキュラムの工夫・改善などについて、大学等専門機関と連携した取組が必要である。  
●教員は、中学生の心身の発達段階に応じた教育のノウハウの蓄積を行うとともに、板書の意義や書き方など基本的な指導技術の習得も必要である。

- 授業評価システムの趣旨の理解、方法の研究改善、結果を校内研修や公開授業を通じて活かすことを再度確認し合う。
- 教科の壁を越えて、授業力の伝承や授業改善の取組が日常化することで、学ぶ楽しさ、教える喜びが実感できる職場づくりを進める。
- 大学等専門機関や研究者と協力してカリキュラムの工夫改善に取り組む。
- 思春期の子ども達の心身の発達段階に応じた授業方法の研究・普及を進める。

#### ③ 組織として機能する学校づくり

●管理職のリーダーシップを高めるとともに、学校組織の在り方の見直しが求められる。  
●また、部活動についての考え方の整理も必要である。  
●管理職(小・中・県立学校)の登用には、一層の工夫も求められる。

- 人事評価制度の定着により、管理職と教職員双方の意思疎通を図り、職場の風通しを良くし、学校の組織力を高める。
- 学校が組織として十分機能することにより課題解決力を高めることができるよう、その在り方の検討、見直しを進める。
- 部活動については、教育の一環として健全に機能するよう、その意義や目的を踏まえ取り組む。
- 管理職登用の方法については、学校経営力や教育的見識と豊かな人間性を備えた人材の発掘、登用が、公平性、透明性を持って進められるよう、さらに研究していく。

#### ④ 外部評価制度の充実

●学校は具体的な目標を立て、その取組とその結果について、専門家も含めた外部に評価される仕組みを積極的に導入する必要がある。

- 高知県での外部評価制度の在り方や、それが学校経営に活かされる導入方法について、大学等専門機関とも連携し研究を行い、導入に努める。

## ⑤ 中学校での少人数学級の導入

- 様々な課題が集約されている中学校では、子どもたち一人一人の状況に応じた、きめ細かな対応ができるよう、少人数学級の導入が望まれる。

- 中学校での少人数学級の導入も含め、中学校における望ましい教育環境づくりを研究する。

# 3 特別支援教育の充実

## ① 特別支援教育に対する理解の促進及び専門性の向上

- 特別支援教育は、全ての教職員がこれに取り組まなければならない。
- 学校全体で共通認識を持ち、障害のある子どもの特性や適切な指導・支援の在り方について理解を深める必要がある。
- 特別支援教育学校コーディネーターや障害児学級担任、盲・聾・養護学校教職員の専門性を一層高める必要がある。

- 盲・聾・養護学校の免許保有率の向上に向けた働きかけや大学との連携を更に進める。
- 全ての教職員に対する特別支援教育に関する研修を充実し、特別支援教育に関する理解、啓発を図るとともに、特別支援学校のセンター的役割が充実するよう支援する。

## ② 特別支援教育学校コーディネーターを核とした校内支援体制の整備

- 各学校に配置されている特別支援教育学校コーディネーターの機能を高める必要がある。

- 特別支援教育学校コーディネーターの役割と学校での位置付けを明確にし、校内体制が整備されるよう、特に管理職の理解、啓発を図る。
- 特別支援教育学校コーディネーターの研修の充実を図る。

## ③ 市町村の就学指導体制の強化

- 就学指導委員会の意義と位置付けを明確にするとともに、就学指導事務担当者の専門的な知識と経験の蓄積が必要である。
- 保護者への啓発を一層進める必要がある。

- 就学指導委員会の広域化の検討や市町村就学指導事務担当者の専門性の向上に取り組む。

# 4 就学前の教育の充実

## 保育・教育の質の向上

- 保育士・幼稚園教員の資質・専門性の向上を進め、より質の高い保育・教育の実現を図る必要がある。

- 公開保育の促進や幼保基本研修の充実を図る。
- 幼保支援アドバイザーの活用などにより、保育現場の主體的な園内研修を推進する。

# 5 中山間地域の教育の振興

- 中山間地域では、地域の振興と併せ、子どもたちのよりよい教育環境づくりに配慮し、地域の自然や文化を活用した教育の振興を図る必要がある。

- 小・中学校の学級規模の適正化の必要性についての共通認識を広げ、教育環境の整備を支援する。県立高校では、地域のニーズや実情を踏まえた特色のある教育活動を展開する。
- 地域の自然や文化、人材を活用した教育の実践事例を広報し、普及する。

# 6 教育機関の機能強化

## ① 市町村教育委員会の体制強化

- 地方分権が進行する中で、地域の実態に応じた教育行政を推進するための専門性の確保に向け、市町村教育委員会の体制の一層の強化が求められる。

- 市町村教育委員会の広域化など、体制強化の取組を支援するためのチームを県教育委員会に組織する。

## ② 県教育委員会の政策立案能力の強化

- 県教育委員会には、学校や市町村教育委員会が行う主体的な取組を支援することがますます求められる。
- 専門的、広域的な立場からの政策立案能力が一層求められる。
- そのため、当会の提言事項についても、残された課題の根本的な解決に向け専門家の協力を得るなど、政策立案能力を高め、今後の教育のしっかりとした舵取りを行い、県民への説明責任を果たすことを期待する。

- 県教育委員会事務局に政策立案部門を設置し、中長期的な視点に立った教育政策を立案する能力を高めるとともに、市町村教育委員会への支援体制を強化する。

## 2 家庭・地域の教育力の再生 ～教育を県民運動とするために～

### 1 家庭の教育環境の改善

#### ① 子育て家庭への支援

- 良好な親子関係が構築できていない家庭や、子育てに不安を抱える保護者が増加していることから、子育て支援、親育てが必要であり、その取組に期待する。

- 保育所・幼稚園・地域子育て支援センターにおける子育て支援の充実を図る。
- 子どもの生活リズムの向上を目指し、PTAとともに県民運動を展開する。
- PTA活動の中で、親が悩みを分かち合える場づくりを進めるとともに、様々な地域資源を活用して、子どもや教育への関心が薄い家庭への支援に取り組む。
- 安全安心な放課後の子どもたちの居場所づくりを進める。

#### ② 相談体制や支援ネットワークの充実

- 家庭の教育環境を改善するためには、教育分野だけでの対応は困難な状況にあり、県や市町村の福祉や労働部門との連携のもと、実効性のある相談体制や支援ネットワークの構築が望まれる。

- 学校や地域住民の協力のもと、保健・福祉・医療・労働部門と連携して、子どもたちの健やかな育ちや学びを支援する。
- 地域における子育て支援のネットワークを構築するため、地域のつなぎ役の養成と質の充実に取り組む。

#### ③ 企業や職場の子育ての理解の促進

- 企業や職場に理解を求め、親が家庭で子どもと関われる時間を確保することが必要である。

- 子育てに優しい環境づくりを支援するため、父親の子育てへの参加促進や子どもの生活リズムの向上など、企業と連携して県民運動を展開する。

### 2 地域の連帯意識の再構築

#### ① 地域の人々の学校運営への参画の促進

- 地域の人々、教育ボランティアなど多くの人々が気軽に学校運営に参画できる仕組みが不可欠である。
- 高齢者など地域の人材の積極的な活用や、地域の文化や豊かな自然を教材にすることも必要である。
- 生涯学習の視点からの取組を積極的に進める必要がある。

- 地域と学校をつなぐコーディネーターの養成とネットワークづくりに取り組む。
- 開かれた学校づくり推進委員会、地域教育推進協議会、学校運営協議会などの既存組織の活性化、再構築を通じて、地域の人材の学校運営への参加を進める。

#### ② 開かれた学校づくりの実効性の確保

- 「開かれた学校づくり」の実効性のある取組が必要である。
- それぞれの学校が、学力に関する情報や、学校評価の結果などの情報を提供して、議論を更に深める必要がある。
- 地域住民が、より権限と責任を持って学校運営に参画できる「学校運営協議会」などの導入も考えられる。

- すべての教育課題は、学校を開くことによってのみ解決することを再認識し、「土佐の教育改革」の最大の財産である開かれた学校づくりの再構築に取り組む。
- 開かれた学校づくりに対する管理職の意識を高める。

# 教育を県民運動に

教育課題の解決をみんなの力で!! そのために

## 学校は

- ◆子どもの夢、保護者・地域の願いに応えるために、子どもたちの声を取り入れた「授業評価システム」による徹底した授業改善を中心に、学力の向上を図りましょう!
- ◆子ども、保護者、地域住民、学校の話し合いによる「開かれた学校づくり推進委員会」の場で、学校の抱える課題の解決を目指しましょう!
- ◆学校評価を実施し、保護者の関心の高い学力の実態や問題行動の状況、学校の安全管理などの情報を提供し、課題を共有しましょう!

## 保護者 地域住民の 皆さんは

- ◆保護者の皆さんは子どもさんの学級懇談や、PTA活動に参加して進んで学校教育に関わりましょう!
- ◆「開かれた学校づくり推進委員会」や「学校運営協議会」などを通じて積極的に学校運営に参画しましょう!
- ◆子どもたちをみんなで守り育てる教育的な地域をつくりましょう!

## 教育委員会は

- ◆学校の抱える課題を解決していく「開かれた学校づくり」や「授業改善」などの取組を積極的に支援します!

みんなでやるぞね。「早ね 早おき 朝ごはん」



はやねちゃん



はやおきくん



あさごはんまん



みそしるちゃん



よふかしおに

キャラクター©やなせたかし

高知県教育委員会事務局 教育政策課

TEL:088-821-4904

FAX:088-821-4725

E-mail:310101@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ:http://www.kochinet.ed.jp/

R100

古紙配給率100%再生紙を使用しています

## 4 教育公務員として

---

公立学校の教員は、教育活動に従事する地方公務員です。様々な教育的課題に対応するため絶えず研究と修養に努めて、児童生徒の成長のために職務に専念する義務があります。辞令交付式の際の服務の宣誓は、住民全体に対しての宣言という形の誓約であり、教員の自覚を促すことを目的にしています。公務員として、宣誓のもつ意義の重大さを常に自覚し、責任ある行動をとる必要があります。

---

### (1) 教員の心構え

#### ① 教育者としての使命感をもつ

教員の資質として大切なものは、教育愛と教職に専念する情熱です。教育基本法第9条に、「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」と、教員としての心構えが明らかにされています。

教員は人格をもった一人一人の人間を直接対象とするだけに、児童生徒に寄せる熱い心、児童生徒を見つめる豊かな眼、児童生徒を育てる確かな力を身に付けることに努めなければなりません。また、教員の姿勢や教育の営みそのものが児童生徒の成長に大きな影響を及ぼすものです。それだけに、教員は、地域社会を構成する一員としての自覚、新しい時代への先見性をもち、豊かな個性と広い視野や国際性を身に付け、教育者としてのゆるぎない使命感を持つことが大切です。

#### ② 専門職にふさわしい実力を養う

教育公務員特例法第21条に、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」と定められ、研修の重要性がうたわれています。

教員は、教育の目的を達成するために、効果的に学習指導を展開する力、児童生徒を理解し指導する力、学年・学級（ホームルーム）経営能力などを身に付ける研修を積極的に積み重ね、教育専門職としての資質能力の向上に努めなければなりません。

#### ③ 社会性、人間性の確立に努める

学校は、社会の中で組織化された公教育の場であり、社会と無関係には存在しません。教員であっても、社会人としての姿勢や態度をもつことは当然のことです。

服装や身だしなみは、地域住民等が教員を判断する一つの基準にもなるので、校内外での研修の場、授業、遠足、儀式等学校教育活動の場などでは、清潔で、それぞれの場に応じたものにすることが大切です。また、よりふさわしい言葉遣いや応接、対応の仕方、行動の在り方などを常に心掛けなければなりません。

さらに、教員は、幅広い知見を習得し、豊かな人間性を培うために、謙虚に自らを高め続ける日々の努力が必要です。

## (2) 教職員の服務・職務

### ① 教職員の服務

地方公務員である教職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力をあげて職務に専念すべきことが服務の根本基準(地方公務員法第30条)です。教職員としての職務を遂行する上で守らなくてはならない義務や規律を服務といい、公務員としての職務上、身分上の様々な服務義務があります。教職員の服務義務は、教職員が職務を遂行するに当たって守るべき義務と、職務の内外を問わず守るべき義務とに分けられます。

服務の監督については、教育委員会が服務の監督に当たることが決められていますが、校長は職務上の上司であり、教育委員会に属する服務の監督を分任して行っています。

### ② 教職員の服務義務

#### ア 教職員が職務を遂行するに当たって守るべき義務

##### ○ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）

教職員は職務の秩序を保つために、法令や上司の命令に忠実に従う義務があります。上司の職務上の命令を職務命令といいます。学校では校長が上司であり、その職務命令に忠実に従わなければなりません。

##### ○ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）

法律や条例に特別の定めがあつて例外が認められる場合を除き、勤務時間中は、職務上の注意力全てをその職責遂行のために用い、勤務校における責任を負った職務に専念しなければなりません。

#### イ 職務の内外を問わず守るべき義務

##### ○ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）

教職員が非行を犯した場合にはその個人の信用を損なうだけでなく、その職全体の信用を損なうおそれがあります。したがって、教職員は、その職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。

##### ○ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）

教職員は、職務上知り得た秘密を、公的なもの個人的なものを問わず、また、在職中はもちろんのことその職を退いた後も、これを漏らしてはなりません。

##### ○ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）

教職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべきものですから、一定の政治的活動が制限されるとともに、その地位を利用して選挙運動をすることも禁止されています。特に、教育の政治的中立の原則に基づき、学校において特定の政党の支持又は反対のために政治的活動をすることは禁止されています。さらに、教職員の選挙運動その他の政治活動についても、教育公務員特例法及び公職選挙法に特別の定めがあり、政治的行為が制限されています。

##### ○ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）

教職員は、同盟罷業、怠業、その他の争議行為は一切禁止されています。

##### ○ 営利企業等の従事制限（地方公務員法第38条）

教職員は、任命権者（教育委員会）の許可を受けなければ、営利企業等の役員の地位を兼ねたり、自ら営利企業等を営んだり、営利企業等に従事をしてはいけません。

### ③ 教職員の職務

教職員の給与や学校の施設・設備、消耗品などすべてが国民の税金でまかなわれています。保護者は主権者であり、教職員は職務を遂行することで、その信頼を得ることができます。

学校教育法第28条第6項では、教諭の職務について、「教諭は、児童の教育をつかさどる。」と定めています。教諭は、児童生徒の教育をつかさどることがその職務の主たる内容ですが、その職務だけに限定されるものではありません。教育活動以外の校務も教諭の職務です。

#### ○ 職務遂行に当たって留意すべき点

ア 勤務時間を厳守すること。

イ 出勤の際には、まず出勤簿に捺印すること。

ウ 欠勤、遅刻、早退の際には事前に届け出を行うこと。緊急な場合は速やかに校長に連絡し、児童生徒への対策をとること。

エ 出張や校外勤務等の場合はできるだけ早く手続きを行い、授業ができない場合には授業の振替や代替措置を講じること。

オ 授業の準備は万全を期し、授業後評価・反省、授業の改善を常に行うこと。

カ 児童生徒の状況を常に把握し、必要があれば速やかに保護者や校長に連絡すること。

キ 児童生徒や保護者との信頼関係を築くこと。

ク 地域や保護者・児童生徒の実態を把握し、地域に根ざした教育を行うこと。

ケ 地域や保護者への説明責任を果たすことができるように、日々の記録をとること。

コ 危機管理意識をもち、学校安全に努めること。

### (3) 教育関係法規

我が国は法治国家であり、法体系は、憲法を頂点として、法律、命令（政令、省令、規則）、地方公共団体の制定する条例、規則等からなっています。教育関係の法令のうち、基本的なものは次のとおりです。

| 法 律                 | 内 容                                                                                                                                                                                    |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本国憲法               | 基本的人権（第11条、第12条）、公務員（第15条）、学問の自由（第23条）、教育の機会均等（第26条）                                                                                                                                   |
| 教育基本法               | 教育の目的（第1条）、教育の目標（第2条）、生涯学習の理念（第3条）、教育の機会均等（第4条）、義務教育（第5条）、学校教育（第6条）、教員（第9条）、教育行政（第16条） 他                                                                                               |
| 学校教育法               | 校長及び教員（第7条）、校長・教頭・教諭その他の職員（第28条、第40条、第50条、第51条、第76条）、目的（第17条、第35条、第41条、第71条）、目標（第18条、第36条、第42条）、修業年限（第19条、第37条、第46条、第76条） 他                                                            |
| 学校教育法施行令            | 学齢簿の編製（第1条、第2条、第3条）、学期及び休業日（第29条） 他                                                                                                                                                    |
| 学校教育法施行規則           | 教育課程の編成（第24条、第53条、第57条）、教育課程の基準（第25条、第54条、第57条の2） 他                                                                                                                                    |
| 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 | 教育委員会の職務権限（第23条）、学校等の管理（第33条）、職員の身分取扱（第35条）、任命権者（第37条）、サービスの監督（第43条） 他                                                                                                                 |
| 地方公務員法              | 分限及び懲戒（第27条、第28条、第29条）、サービスの根本基準（第30条）、サービスの宣誓（第31条）、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（第32条）、信用失墜行為の禁止（第33条）、秘密を守る義務（第34条）、職務に専念する義務（第35条）、政治的行為の制限（第36条）、争議行為等の禁止（第37条）、営利企業等の従事制限（第38条）、研修（第39条） 他 |
| 教育公務員特例法            | 条件附任用（第12条）、給与（第13条）兼職及び他の事業等の従事（第17条）、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（第18条）、研修（第21条）、研修の機会（第22条）、初任者研修（第23条）、10年経験者研修（第24条） 他                                                                     |
| 高知県立学校の管理運営に関する規則   | 職員（第5条）、校務処理の組織及び運営（第7条）、表簿（第18条） 他                                                                                                                                                    |
| 高知県立学校職員服務規程        | サービスの原則（第3条）、サービスの宣誓（第4条）、職務専念義務（第8条） 他                                                                                                                                                |

✪ 法令データ提供システム（<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>）により、法令について最新情報を得ることができます。また、高知県例規システム（<http://web2.pref.kochi.jp/~seisakuhousei/reiki/>）により、県の条例、規則等の最新情報を得ることができます。

## (4) 教員と研修

### ① 研修の目的

教員の資質・指導力の向上は、教員が日々の教育実践の中で児童生徒に学んだり、研修を受けることによって得られるものです。教員は絶えず向上心と自己啓発の意欲をもち研修を行うことによって、教員としての資質・指導力が向上します。

### ② 研修の形態

教員の研修には、校外研修、校内研修、自己研修があります。自分で教育課題を見つけ、それぞれのライフステージに応じた研修を行う必要があります。研修会に参加する際には、研修の効果が上がるように、事前に研修内容について課題を整理するとともに、課題意識をもち、意欲的に参加することが大切です。

#### ア 校外研修

校外で受ける研修で、県や市町村教育委員会及び校長の職務命令によって受ける研修、勤務時間中に本属長の承認を得て行う職務専念義務の免除による研修があります。

研修で学んだことを校内で発表・報告を行い、その成果を学校全体で共有することも重要です。

#### イ 校内研修

校内で行う研修で、教科指導や実践的指導力の向上を目的にしています。授業研究や教材分析等の研修などを全校、学年、グループ、教科等で行います。さらに、日々の教育実践の中で児童生徒や同僚から多くのことを学んでいくことも研修に含まれます。

#### ウ 自己研修

自分の意志で自主的に行う研修で、二つの側面があります。第一は、自分に欠けている分野や領域を補う研修であり、第二は自分の特性を伸ばす研修です。

##### a 自己研修の方法

自己研修の方法には、次のようなものがあります。

- |           |                   |        |
|-----------|-------------------|--------|
| ・ 読書      | ・ 資料収集            | ・ 施設見学 |
| ・ 実技・体験   | ・ 調査・研究           |        |
| ・ メディアの利用 | ・ 講演会、研究会、研修会への参加 | 等      |

##### b 自己研修の進め方

自己研修は教育課題を見つけ、自らの研究テーマをもとに研究を進めていきます。研究の過程では、他の教員から意見を聞き内容を深めることが求められます。さらに、研究の結果は日々の教育実践に生かされることが大切です。

初任者研修でも、自己研修の重要性を認識し研究の進め方を身に付けるため、自己研修レポートの作成を課題としています。

## 【初任者研修自己研修レポートの例】

平成20年度初任者研修自己研修レポート

### 児童の自己表現力を高めるための指導方法について

学校名     〇〇立〇〇学校

番号〇〇職名・氏名〇〇   〇〇

#### 1 はじめに

自ら学び自ら考える力などの「生きる力」が求められる中、基礎基本の徹底と共に重視されているのが、互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力(コミュニケーション能力)の育成である。学校教育の中では、自己を表現する場がたくさんある。自己を表現するには、言葉だけではなく自己を解放するということが必要となってくる。そこで、様々な教育活動において、自己を表現する場を多く設け、自己表現の力を高めた  いと考えた。

#### 2 研修テーマ設定の理由

##### (1) 児童の実態

#### 4 実践研究

##### (1) 日記指導を通して

書くことも自己表現の一つであると考え、毎日、日記を書かせるようにした。

題材選びが苦手な児童が多かったため、書く内容についてはこちらが提示するようにした。最初は、自分の行動のみを書いて終わっていた日記が、次第に会話や気持ちを入れて書けるようになってきた。今では、自由日記でも抵抗なく書けるようになり、長い文章も書けるようになってきている。

#### 6 成果と課題

4月当初、一人一人はとても元気だが、集団としてのまとまりに欠けるような感じが あった。斉唱や合唱になると、声が小さくなるのも気になっていた。しかし、毎日の取組により、集団の中でも一人一人が自己を表現するようになってきた。斉唱や合唱の声 も元気がでてきた。音楽が聞こえると、身体が自然と動き出す児童も多くなってきた。

2学期には、集団活動から離れ一人での活動やグループでの活動を意図的に取り入れた。その中で、おとなしくあまり自分の気持ちを言えなかった児童が、気持ちを伝える ことができるようになったり、スピーチで質問されたことに即座に答えることができる ようになったりしてきた。また、グループ活動では協力する場面も数多く見られるよう になってきた。そして、毎日の日記を書くことで、書くことへの抵抗が少なくなったこ とも成果の一つではないだろうか。

## (5) 福利・厚生

### ① 公立学校共済組合

共済組合制度は、相互救済により組合員およびその被扶養者の生活の安定と、福祉の向上に寄与することを目的とする生活保障制度です。短期給付事業、長期給付事業、相談事業、福祉事業を行っています。共済組合の行う事業の適用を受けるものは組合員とその被扶養者です。組合員の三親等内の親族（配偶者、子、父母等）で組合員の収入によって生計を維持している方は、組合員の被扶養者として組合員と同様に短期給付などを受けることができます。

公立学校の教職員になると、その日から共済組合員の資格を取得することになり、組合員証が交付されます。組合員証は、組合員及び被扶養者の資格を証明するもので、保険医療機関などで診察を受けるときや宿泊施設を利用するときなどに必要ですから大切に保管してください。また、組合員証を紛失した場合や記載事項に変更が生じたときは、すぐに届け出てください。

#### 短期給付事業

病気・負傷・出産・災害等に対する給付

- 自動給付
  - ・ 療養の給付 等
  - ・ 入院時食事療養の給付 等
- 請求給付事業
  - ・ 療養費 等
  - ・ 出産費・家族出産費
  - ・ 育児休業手当金
  - ・ 弔慰金 等

#### 長期給付事業

退職、死亡、障害に係る年金、一時金の給付

- 退職共済年金
- 障害共済年金
- 障害一時金
- 遺族共済年金

#### 福祉事業

- 保健事業
  - ・ 人間ドック
  - ・ 脳ドック
  - ・ 宿泊所利用補助
  - ・ 保育用品補助 等

- 宿泊事業

高知会館は、組合員やその扶養者が、宿泊、会議、結婚式などで、格安で利用できます。

#### 相談事業

- 教職員電話健康相談事業
  - ・ 健康、医療相談
  - ・ 介護などシルバー情報の提供 等

- 貸付事業
  - ・ 一般貸付
  - ・ 住宅貸付
  - ・ 教育貸付 等

## ② 教職員互助会

(財) 高知県教職員互助会は、公立学校等の教職員の福祉の向上と生活の安定を図ることを目的に、各種の事業を実施しています。会員は、共済組合高知支部に所属する組合員で、県教委事務局職員、公立学校の教職員、共済組合高知支部職員及び互助会職員等です。被扶養者については、共済組合高知支部の認定を互助会の認定としています。

### 給付事業

- 自動給付
  - ・ 医療費補助金
  - ・ 家族医療費補助金
- 請求による給付
  - ・ 出産祝金
  - ・ 災害見舞金
  - ・ 結婚祝金
  - ・ 死亡弔慰金
  - ・ 入学祝金 等

### 厚生事業

- 請求による給付
  - ・ 入院見舞金
  - ・ カフェテリアプラン
  - ・ リフレッシュ助成事業

等



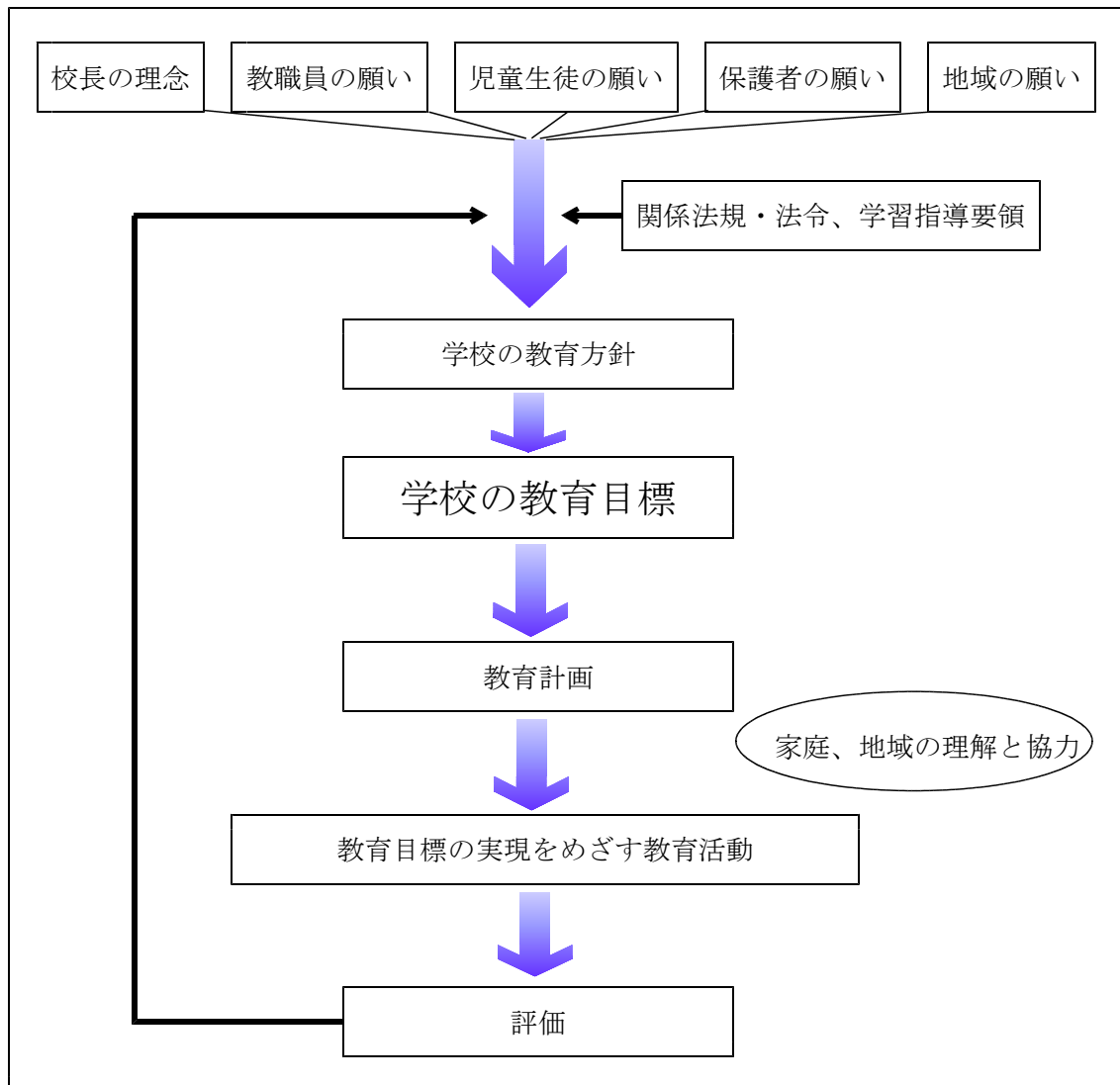
✪ 福利・厚生事業については、高知県教育委員会総務福利課のホームページ (<http://www.kochinet.ed.jp/fukurikousei.html>) をご覧ください。

## 5 学校の組織と運営

学校経営は、学校の教育目標を具現化するための計画的な営みです。したがって、全教職員は、学校経営方針に基づいて児童生徒の教育に当たります。

### (1) 学校の教育目標

各学校では、関係する法令や学習指導要領など、学校の教育活動を成立させている基準をよりどころとしながら、地域や子ども、学校の実態に応じた、学校の教育目標を設定します。



学校におけるすべての教育活動は、学校の教育目標を具体化するための活動です。学年や学級（ホームルーム）経営、教科等の指導など、教育活動を充実させるためには、それぞれの教育活動を評価し、その結果に基づいて、常に改善し続ける必要があります。

## (2) 学校の教育計画

### ① 教育計画の立案と実践

教育計画は、学校の教育目標を達成するためのもので、立案に当たっては、次のことに留意する必要があります。

- ア 学校の教育方針、教育目標に沿ったものであること
- イ 一貫性をもつとともに発展的なものであること
- ウ 検証（実践）を経て、常に改善される柔軟性をもつものであること

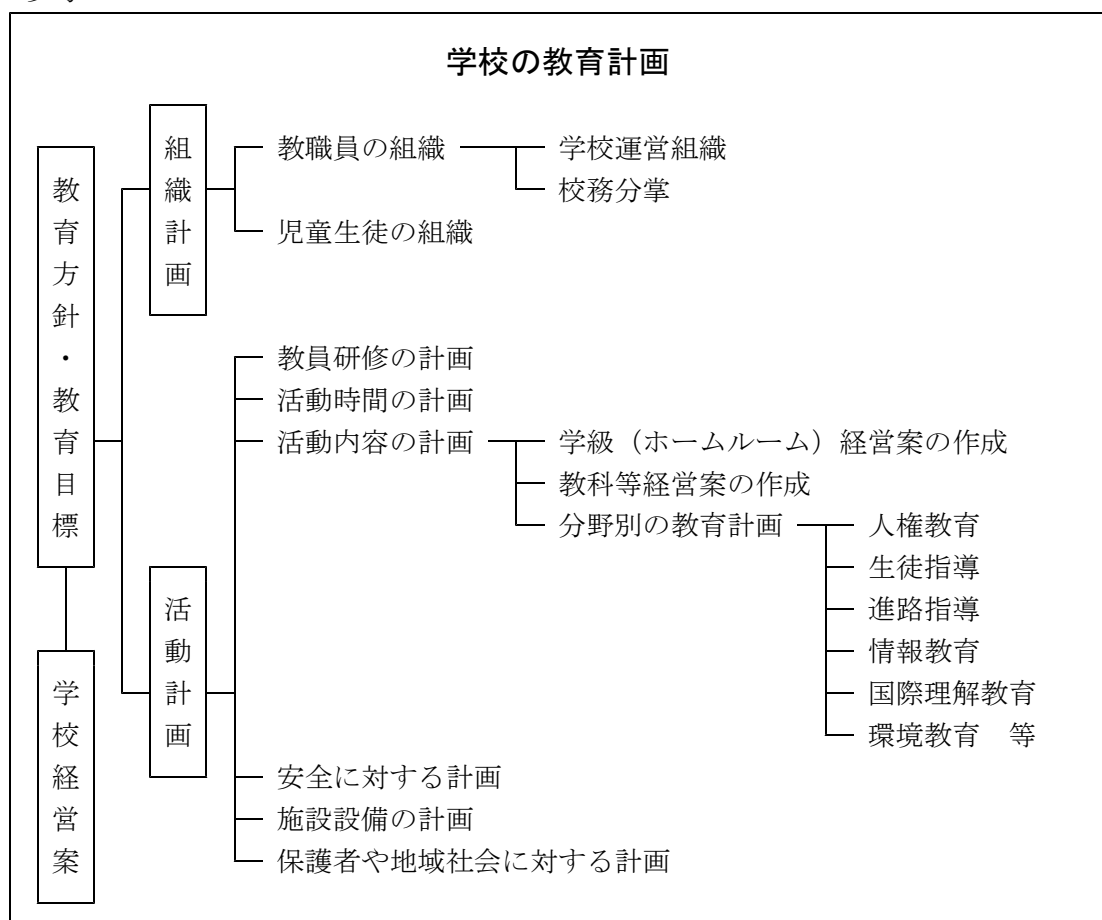
学校では、立案された教育計画に沿って日々の教育活動、学校運営を効率的に実践しなければなりません。

さらに、日常の実践過程や結果を記録するとともに、計画・実施についての評価を行い、教育計画の充実・改善を図っていくことが大切です。

### ② 教育計画の内容と構造

教育計画の内容と構造は、学校や地域、児童生徒の実態に応じて学校ごとに組織化されます。

参考



#### (4) 校務分掌

学校運営上必要な仕事を校務といい、校務が適切に遂行されるように教職員間で分担をします。具体的には次のような仕事があります。

- |   |                      |                               |
|---|----------------------|-------------------------------|
| ア | 児童生徒の学習に関する仕事        | 指導計画の作成、学習指導、生徒指導、進路指導、指導要録など |
| イ | 児童生徒の生活に関する仕事        | 保健安全指導、教育相談、指導計画など            |
| ウ | 教職員の人事管理に関する仕事       | 給与、休暇など                       |
| エ | 学校の施設・設備の保安全管理に関する仕事 | 備品の管理や購入、修繕、廃棄、防火管理など         |
| オ | その他の学校運営に関する仕事       | 文書の受理、学校予算の執行、地域との連絡調整など      |

#### (5) 職員会議

##### ① 職員会議の機能

職員会議は、学校運営を円滑かつ効果的にすすめるために定期的あるいは必要に応じて開かれる会議で、主として校長の職務の円滑な執行を補助する機能をもっています。

具体的には、おおむね次の機能を果たしています。

- |   |                                                                |
|---|----------------------------------------------------------------|
| ア | 教育方針、教育目標、教育計画、教育課題への対応方策等に関する教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換などを行う。 |
| イ | 教育に関する研究結果、学校の管理運営に必要な事項などについて連絡する。                            |
| ウ | 教職員の担当する業務や教育活動に関する意見などを連絡し調整する。                               |

##### ② 職員会議の在り方

職員会議は、全教職員が率直に意見を出し合って話し合う雰囲気の中で会議が進められ、勤務時間内に終了するよう努められるべきものです。

- ◎建設的な態度で臨みましょう。
- ◎事前に会議の内容に関しての自分の意見・考えをまとめておきましょう。
- ◎専門用語を避け、具体的でわかりやすいことばで話しましょう。
- ◎相手の立場に立って、意見を聞き、発言することを心がけましょう。



## 6 学級（ホームルーム）経営

学校における児童生徒の学習や生活の多くは学級（ホームルーム）を拠点として行われています。したがって、学級（ホームルーム）経営の基本は、児童生徒にとって学級（ホームルーム）が帰属感を見いだせる場、すなわち集団に対する自己の存在意義を見出せる場とする必要があります。

\*以下、学級（ホームルーム）を学級と表記します。

### (1) 学級経営とは

学級経営は、「よりよい集団としての学級をつくっていかうとする学級担任教師の行うすべての教育活動及び教育的配慮」であるといえます。

充実した学級生活を目指すとき、学級担任は

ア 活気ある、平等で親密な人間関係を育てる。

イ 健全な遊びや文化活動、意欲と自主性を集団の中に生み出していく。

ウ 主体的に学習に取り組むような状況をつくりだす。

などの基本的な目標を、児童生徒の発達段階や学級の実態のうえに立って、日々の指導のなかで具体化していかなければなりません。

### (2) 学級経営案

学級担任は、学校経営の視点に立ち、めざす学級の姿に向けて、学級の児童生徒にどのように指導していくかを明示した年間計画を作成することが大切です。めざす姿と具体的な指導の見通しが明らかであれば、そのつどの評価改善がしやすく、効果的な学級経営ができます。また、他の教職員や保護者にとっても学級経営の内容が理解できるので、協力しやすくなります。

#### 【学級経営案に記載する項目】

ア 学校の教育目標

イ 学年目標

ウ 学級の実態（発達、高まりのようすなど）

エ 学級経営の方針・目標（学習面、生活面、健康面など）

オ 各教科等、生徒指導の年間計画

カ 学級の施設や環境の管理運営

キ 保護者との連携

学級経営案を日常の教育実践に活用できるようにするための工夫としては、次のようなことが考えられます。

- ◎ 抽象的な表現を避け、具体的な目標にする。例えば、「明るい子ども」は、「気持ちのよいあいさつのできる子ども」というように具体化を図る。
- ◎ 指導する場面を具体的に用意する。例えば、「後片付け」の指導は、「学習後の学用品の整とんの場面で行う」というように考えておく。
- ◎ 児童生徒の変容などを記録しておき、それをもとにして、次の実践における指導の手立てや見通しを考え、各学期ごとに到達目標を決定するなど学級経営案に修正を加えていく。

### (3) 学級集団づくり

めざす学級集団に育てるための手立てに一定の方法はありません。児童生徒の実態によって指導方法は様々です。そこで、いろいろな実践の中から、指導のポイントをつかみ、学級集団づくりのヒントとしましょう。

#### ① 心の居場所としての学級集団づくり

##### 【めざす学級集団】

- 児童生徒が、学級に温かく包みこまれて、心理的に帰属できる学級集団
- 児童生徒が、その学級にとって意味ある存在であることを実感できるような学級集団



##### 【そのための手立て】

- ◎ 豊かな人間関係のもとでの児童生徒の自主的、創造的な活動の支援
- ◎ 児童生徒自身の活動意欲、創意工夫の尊重

#### ② 人間関係重視の学級集団づくり

##### 【めざす学級集団】

- 認め合い、励まし合う学級集団の中で自主的、実践的な活動が展開され、その中で児童生徒が望ましい価値観や規範意識を身に付けられるような学級集団



##### 【そのための手立て】

- ◎ 尊敬と信頼を根底におく教師と子どもとの人間関係づくり
- ◎ 個々の児童生徒に対する十分な理解
- ◎ 児童生徒相互評価による振り返りの場の設定

### (4) 教室環境づくり

環境は人間形成にとって大切です。児童生徒にとっての教室は、学習を進める場であるだけでなく、学校生活の大半を過ごす生活の場であるとともに、人間関係づくりや情操面を育てる場としても機能しています。

教室環境づくりの視点として、備品の配置と安全点検、整理整頓と清潔さ、学習への意欲を喚起する雰囲気づくり等に配慮しながら、学習の場・生活の場としてのよりよい教室環境づくりを心がけましょう。(次ページ参照)

## <教室環境づくりの例—小学校の場合—>



### 学級目標の掲示

児童と話し合って達成可能な目標を決める



### 黒板

児童への朝のメッセージ等を書く

### 学級ポスト

話し合っしてほしいことなどの意見を入れる

### 係活動コーナー

いつでも作業ができるよう用具や材料を準備する

### ノート入れ

メッセージのやりとりのためのノートを入れる

### 動植物の飼育栽培

学習の妨げにならない場所に置く

### 学級文庫

朝の10分間読書でも利用できるように、幅広いジャンルのものを備える



### 学習資料等の掲示・展示



### 作品の掲示

温かいコメントをつけて作品を掲示する

### グループでの昼食

クロスをかけたり花を飾ったりなどしてランチテーブルにしつらえる

### 係活動お知らせコーナー

係からのニュースを自由に掲示できるようにする

### 「学級の歴史」や「学級の宝」の掲示

学級としてがんばったことやよかったことなどをその都度書いて掲示する

### プリントやノートなどの学習成果の掲示

一人一人の学習を振り返ることのできるものにコメントを添えて掲示する

### 席替え・班作り

友達との交流を深め、共感的な人間関係をつくるためのものとして実施する

### ゴミ箱

分別収集に留意し、利用しやすい場所に置く

### 机の配置

活動内容に応じ柔軟に配置する

- パターン1 一斉指導や全員の注意を集めたい場合
- パターン2 グループ活動や給食などの場合
- パターン3 個別学習と班学習を混ぜて行う場合
- パターン4 学級全体での話し合いなどの場合

### 背面黒板

児童の自主運営のコーナーを設ける  
集会や学級活動等のお知らせコーナーを設ける  
明日の予定  
係からの連絡  
教科リーダーからの宿題

## (5) 学級事務

### ① 学級事務の内容

学級担任は学級集団づくりを行い、教室環境を整えるなどの学級経営とともに、それらを支える学級事務を効率的に処理しなければなりません。学級事務が適切にできてこそ、充実した指導もできるのです。主な学級事務には次のようなものがあります。

#### ア 年度当初に行うこと

- ・ 出席簿、児童生徒個人カードの作成
- ・ 指導要録の作成整備、家庭連絡網の作成
- ・ 学級経営案、学級保護者会の年間計画の作成
- ・ 時間割の作成、確認
- ・ 教科書、副読本の確認
- ・ 集金袋、集金台帳の作成
- ・ 備品、教材の購入計画 など

#### イ 年度末に行うこと

- ・ 指導要録の整理
- ・ 備品の確認
- ・ 諸会計の報告
- ・ 次年度への引継事項の整理・伝達 など
- ・ 成績一覧表の作成

#### ウ 定期的に行うこと

- ・ 通知票、成績表の作成
- ・ 出席簿の整理
- ・ 授業時数の集計
- ・ 個人面談の計画 など

#### エ 随時もしくは年間通じて行うこと

- ・ 家庭学習や長期休業中の生活記録などの処理
- ・ 児童生徒の学習や行動などの記録
  - ＊教科担任、部活動顧問等との連携が重要
- ・ 学級通信の発行
- ・ 進路指導に関する事務処理
- ・ 転出入などの手続き など



### ② 指導要録と通知票

#### ア 指導要録の性格と機能

指導要録は、学籍に関する記録と指導に関する記録からなっていますが、1年間の学習指導の過程や成果などを要約して記録するものです。その記録を確かなものにするためには、そこに至るまでの継続的な評価の充実が重要となります。このため、観点別学習状況の評価を基本とした評価方法を発展させ、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を見る評価とともに、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況进行评估するなど、個人内評価の工夫を図る必要があります。

## イ 指導要録に記載する事項等

平成13年4月に、文部科学省から「小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに特別支援学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」の通知がだされました。通知によれば、指導要録への記載事項が次のようにとりまとめられています。

### ◎ 小・中学校の指導要録について

- (1) 各教科の評定について、学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容の確実な習得を図るなどの観点から、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価することに改める。
- (2) 「総合的な学習の時間」について、各学校で評価の観点を定めて、評価を文章記述する欄を新たに設ける。
- (3) 「生きる力」の育成を目指し、豊かな人間性を育てることが重要であることを踏まえ、「行動の記録」の項目を見直す。
- (4) 「生きる力」は全人的な力であることを踏まえ、児童生徒の成長の状況を総合的にとらえる工夫ができるようにする趣旨から、所見欄等を統合する。

### ◎ 高等学校の指導要録について

各教科・科目の評定については、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の四つの観点による評価を十分踏まえるとともに、「総合的な学習の時間」について、評価を文章記述する欄を新たに設ける。

### ◎ 特別支援学校の指導要録について

児童生徒の障害の状態等に応じた指導の目標の実現状況の評価や個人内評価を重視することとし、「自立活動」の欄の設定、個別の指導計画を踏まえた評価の推進、教育課程や学習指導の状況及び障害の重度・重複化や多様化等に応じた適切な記録の充実などの改善を図る。

## ウ 通知票の性格と機能

通知票には、法令上の規定はありません。指導要録とは異なって、その様式や記載事項等は各学校（校長）の判断に委ねられています。

通知票の機能は、児童生徒の学習や学校での活動について学校と保護者との連絡を密にし、相互の理解を深め、連携や協力を促進することにあります。また、児童生徒の学習指導の過程や成果、一人一人の可能性などについての的確に評価し、その後の学習の支援に役立てる機能もあります。

## (6) 保護者との対応

### ① 保護者との接し方

保護者の信頼と協力を得るためには、何よりも日々の教育実践から児童生徒に対する教師の願いや学級経営方針を保護者に説明し、協力を求めることが大切です。授業参観、学級懇談会、家庭訪問、電話連絡をはじめ、保護者とかかわる機会を積極的に設けましょう。

#### 《保護者に接するときの留意点》

- ア 児童生徒の教育について、保護者にはそれぞれの見解や事情があることを十分理解し配慮するとともに、常に謙虚に聞く態度を忘れないようにする。
- イ 保護者の学校教育への願いを共感的に受け止め、ともに児童生徒を育成していく役割と責任を負っていることを、互いに理解し確かめ合う。
- ウ 職務上知り得た個々の児童生徒の学力や生活態度、家庭の状況などを他に漏らさないようにする。
- エ 他の教師の教育方法や教育内容について、意見や要望を含めて相談があった場合、基本的には直接その教師と話し合うことをすすめる。困難な場合は、学年主任などに話すようにすすめ、主観的な応答は避けるようにする。

### ② 学級懇談会のもち方

学級担任と学級の保護者全体でもたれる会が学級懇談会です。同じ学級の連帯感から、児童生徒の実態や保護者の悩みと本音が語られるので、保護者同士は共通の立場で結ばれます。

#### 《学級懇談会をもつときのポイント》

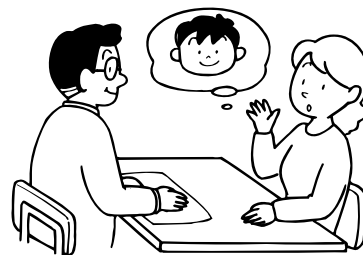
- ア 学年や学級経営の方針を柱にすえた内容にする。
- イ 参加者全員が発言できるよう配慮する。
- ウ 保護者に司会や記録の協力を願う場合は、事前に十分打ち合わせておく。
- エ 教師の独りよがりにならないような会の進行を心がける。
- オ 教師が話すときはわかりやすい言葉で自信を持って話す。
- カ 明るい雰囲気、全員が打ち解け合えるよう配慮する。

### ③ 学級通信の活用

学級通信は、保護者と担任をつなぐ架け橋です。

学級の様子を児童生徒の具体的な活動を通して保護者に知らせ、担任の思いを理解してもらうことができます。発行に当たっては、ねらいをはっきりもって、担任が感じたことはもちろん、児童生徒の声や保護者の意見、感想なども載せるようにすると、より効果的です。

\*学級通信を冊子にまとめ配付することは、保護者からの信頼感を高めるとともに児童生徒への教育効果を高めます。また、冊子にすることで教育実践録としても活用できます。



## 《学級通信の発行に当たって》

### ア 学級通信の機能

- 学級・学校生活を通じて児童生徒のようすを理解してもらう。
- 学校行事や学年行事・学級行事の予定や内容を知らせ関心を持ってもらう。
- 学級経営方針等、教師のめざす教育方向を共有し、学校教育をともに考える機会にする。

### イ 学級通信作成上の留意点

- 読みやすい紙面構成にする
  - ・文字は丁寧に、誤字や脱字に注意し、押しつけや命令と受け取られるような語調や専門用語は避け、できるだけ平易で、語りかけるような受け入れやすい文章にする。
  - ・コラム欄や連載コーナー、見出しやカット、適度な空間などを用い、親しみを覚えるよう工夫する。
- 適切な情報を掲載する
  - ・学校及び家庭生活についてタイミングよく情報を提供する。その際、親子で読んで話題にできるような内容を取り上げる。
  - ・情報が一方的にならないように、返信欄を設ける等、家庭から発信される情報を盛り込むようにする。
  - ・常に個人情報の保護を念頭におく。
- 継続的に発行する
  - ・年度当初に発行の構想をしっかりとち、定期的に発行する。

### ウ 学級通信の内容

- 学習時のようすから
  - ・学習中の児童生徒の意見や疑問、発言、協力している姿など
- 生活の場から
  - ・休み時間や掃除、昼食時の姿、児童生徒のつぶやき、登下校時の児童生徒の姿など
- 日記・作文・ノートから
  - ・児童生徒の心情が見えてくるもの、学級の姿が見えてくるもの、学習の過程がわかるもの、友だちの良さが見えるものなど
- 行事から
  - ・道徳や学級活動も含めた学級の取組のようす、学校行事の中での児童生徒の活動、参加者の意見など
- 保護者との連携
  - ・教育を考える材料、調査結果をもとに提案する記事、悩みや不安をどう解決するか提案、お願いや協力依頼、事務連絡、返信欄の設定など

\*発行の際には、事前に管理職に目を通してもらうこと。また、同僚の教員の助言を求めるなど、開かれた学級経営の姿勢で行うことが大切です。

## Ⅱ 充実した教育活動のために

# 1 教育課程

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。その際、地域や学校の実態、さらに、児童生徒の実態や特性をふまえ、各学校の教育目標を達成するという発想から出発することが極めて重要です。

## (1) 教育課程の編成

学習指導要領は、学校教育について一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準です。各学校における教育課程の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならないとされています。

学習指導要領第1章総則においては、教育課程の編成、実施について各教科等にわたる通則的事項が示されています。したがって、各学校においては、総則に示されている事項に従い、創意工夫を加えて教育課程を編成し、実施する必要があります。

現行の教育課程は、平成10年12月に小学校、中学校、平成11年3月に高等学校、盲・聾・養護学校の学習指導要領が告示され、小学校、中学校では平成14年度から、高等学校は平成15年度から学年進行で実施され、平成17年度からは全面実施されています。盲・聾・養護学校は平成14年度から小学部、中学部が実施に入り、高等部は平成15年度から高等学校に準じて実施されています。

平成19年4月1日から盲・聾・養護学校は特別支援学校となりました。教育課程の編成は盲・聾・養護学校学習指導要領に従い実施されています。

### 〈校種別教育課程の編成〉

#### 幼稚園

創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

#### 小学校

各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間によって編成するものとする。

#### 中学校

必修教科、選択教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間によって編成するものとする。

#### 高等学校

各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間によって編成するものとする。

#### 特別支援学校

幼稚部の教育課程は、創意工夫を生かし、幼児の障害の状態や発達の程度及び学校や地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

小学部、中学部、高等部の教育課程は、小・中・高等学校の編成に準じ、加えて自立活動によって編成するものとする。

### ① 教育課程編成の原則

教育課程については、次のような原則をもとに、各学校で創意工夫しながら編成し、特色ある学校づくりを目指すことが大切です。

- ア 法令及び学習指導要領に示すところに従う
- イ 児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指す
- ウ 地域や学校の実態を十分考慮する
- エ 児童生徒の心身の発達段階や特性等を考慮する
- オ 課程や学科の特色を考慮する

### ② 教育課程編成の手順

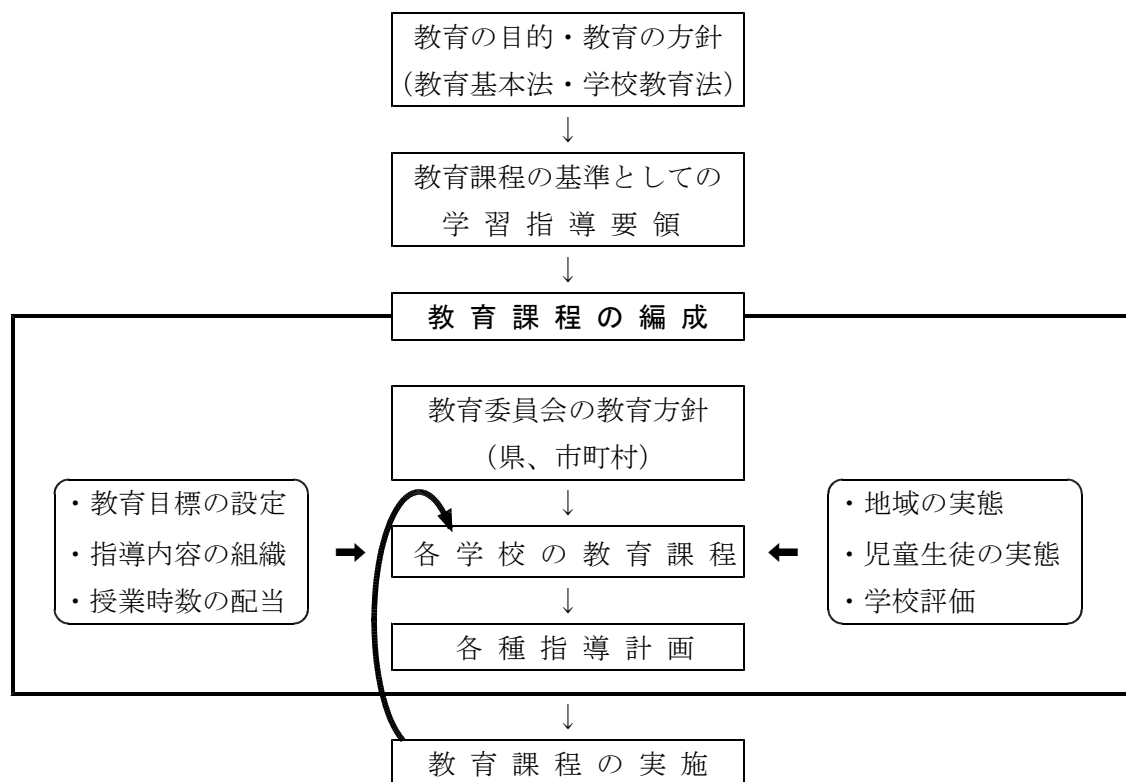
教育課程編成の手順は、各学校がその実態に即して考えるべきものですが、一般的には次のような項目をあげることができます。

- ア 学校としての基本方針を明確にする
- イ 具体的な組織と日程を決める
- ウ 事前の研究や調査をする
- エ 学校の教育目標との関連で、教育課程編成の重点をおさえる
- オ 教育課程を編成する

### ③ 教育課程編成実施の過程

教育課程を編成し実施する過程においては、組織的・計画的な評価を行うことが必要であり、学校の実態を踏まえた教育課程の改善、充実をより図っていくことが大切です。

なお、高等学校では、課程や学科の特色を考慮する必要があります。



## (2) 教育課程の改訂

文部省(現文部科学省)は、平成10年7月の教育課程審議会の答申を受けて、平成10年12月に小学校、中学校、平成11年3月に高等学校、盲・聾・養護学校(現特別支援学校)の学習指導要領を告示しました。

### ① 教育課程の改訂の基本的なねらい

完全学校週5日制の下、各学校が「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開し、児童生徒に豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成を図ることを基本的なねらいとしています。

### ② 教育課程改善の基本方針

- ア 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。
- イ 自ら学び、自ら考える力を育成すること。
- ウ ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。
- エ 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること。

### ③ 「生きる力」を育む学校教育

#### 完全学校週5日制の実施

平成14年度から、毎週土曜日を休みとする完全学校週5日制が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲・聾・養護学校(現特別支援学校)において一斉に実施しています。

- ◆ 完全学校週5日制は、学校、家庭、地域社会での教育や生活全体で、子どもたちに「生きる力」をはぐくみ、健やかな成長を促すものです。

土曜日や日曜日を利用して、家庭や地域社会で子どもたちが生活体験や自然体験、社会体験、文化・スポーツ活動など様々な活動や体験をすることが望まれます。

- ◆ 豊かな体験は、子どもたちにとってとても大切なことです。

#### わかる授業、楽しい学校の実現

子どもたちに「生きる力」をはぐくんでいくためには、学校が子どもたちにとって真に楽しい学びの場となることが期待されています。

- ◆ 時間的、精神的にゆとりのある教育活動を行います。
- ◆ 基礎・基本を確実に身に付けるようにします。
- ◆ 学習内容の習熟の程度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導を充実します。
- ◆ 学ぶことの楽しさや成就感を味わうことができるようにします。

### 自ら学び自ら考える力の育成

知識の教え込みから、子どもたちに自ら学び自ら考える力を育成する教育を行います。

また、社会の変化に主体的に対応できる力を育成するとともに、豊かな心やたくましさをはぐくみます。

- ◆ 体験的な学習や問題解決的な学習を重視しています。
- ◆ 豊かな人間性や社会性をはぐくむために、道徳教育を充実しています。
- ◆ 国際化へ対応した教育を充実しています。
- ◆ 情報教育を充実しています。
- ◆ 体育・健康教育を充実しています。

### 特色ある学校づくりの推進

各学校が、創意工夫を生かした特色ある教育を展開し、特色ある学校づくりができるよう、各学校の自由度が拡大されています。

これにより、子どもたちの実態により即した、個性を生かす教育が展開できるようになっています。

- ◆ 各学校の工夫で柔軟な時間割が組めます。
- ◆ 「総合的な学習の時間」では各学校の中で創意工夫を生かした実践が展開されています。
- ◆ 中学校の選択教科が充実しています。
- ◆ 高等学校の選択学習の幅が一層広がっています。
- ◆ 開かれた学校づくりを進め、家庭や地域社会との連携を深めています。

#### ④ 「総合的な学習の時間」の推進

「総合的な学習の時間」は「生きる力」の育成のため、各学校は、地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものです。なお、平成15年12月には、「総合的な学習の時間」の一層の充実を図る観点から、学習指導要領の記述の見直しが行われました。

#### ◎「総合的な学習の時間」のねらい

- ア 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
- イ 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方（在り方）を考えることができるようにすること。
- ウ 各教科、道徳（各教科・科目）及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。

#### ◎「総合的な学習の時間」の時間数・単位数

- 小学校・・・3時間程度（週当たり、3年生以上）  
中学校・・・2～4時間程度（週当たり）  
高等学校・・・3～6単位（卒業までに）

### ◎「総合的な学習の時間」の特色

- ◆ 各学校においては、総合的な学習の時間の目標及び内容を定め、地域や学校の特色に応じた課題や生徒の特性等に応じた学習活動を行うものとします。
- ◆ 各学校における全教育活動との関連の下に、総合的な学習の時間の全体計画を作成します。
- ◆ 各学校における総合的な学習の時間の名称も各学校で決めます。
- ◆ 国際理解、情報、環境、福祉・健康など教科をまたがるような課題に関する学習が行われます。
- ◆ 自ら課題を設けて行う学習や将来の生き方を考える学習が積極的に行われます。
- ◆ 自然体験やボランティア活動などの社会体験など体験的な学習や問題解決的な学習が積極的に行われます。
- ◆ グループ学習や異年齢集団による学習、地域の人々の参加による学習や地域の自然や施設を積極的に生かした学習などの多様な学習が行われます。
- ◆ 他の学校や社会教育関係団体等の各種団体との連携による学習が行われます。

### (3) 現行の学習指導要領の一部改正等の趣旨

文部科学省は、平成15年10月の中央教育審議会答申を踏まえ、学習指導要領の更なる定着を進め、そのねらいの一層の実現を図るため、同年12月に学習指導要領の総則を中心にその一部を改正しました。

改訂の趣旨として、学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、各学校の裁量により創意工夫を生かした特色ある取組を行うことによって、児童生徒に、知識や技能に加え、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などの確かな学力を育成し、[生きる力]をばぐくむという学習指導要領のねらいの一層の実現を図ることが強調されました。

### (4) これからの教育課程

中央教育審議会教育課程部会は、平成19年11月7日に「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」をパンフレットにまとめています。P42～47を参照してください。

# 「生きる力」は変わりません

## 現行学習指導要領の理念である「生きる力」をはぐくむこと この理念は新しい学習指導要領に引き継がれます

「生きる力」:

- 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力 など

## 「生きる力」の育成が必要とされる背景

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として  
飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」の時代

- 知識基盤社会においては「課題を見いだし解決する力」、「知識・技能の更新のための生涯にわたる学習」、「他者や社会、自然や環境と共に生きること」など、変化に対応するための能力が求められる
- このような時代を担う子どもたちに必要な能力こそ「生きる力」
- OECDが知識基盤社会に必要な能力として定義した「主要能力(キーコンピテンシー)」を先取りした考え方

教育基本法・学校教育法の改正において、  
教育の目標・義務教育の目標が定められるとともに、学力の重要な3つの要素を明確化

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ③ 学習意欲

国内外の学力調査などから、  
「生きる力」で重視している事項に課題

- 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題
- 読解力で成績分布の分散が拡大、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題
- 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下 など

## 理念を実現するためのこれまでの手立てに 5つの課題

### 課題[1]

「生きる力」の意味や必要性について、文部科学省による趣旨の周知・徹底が必ずしも十分ではなく、学校関係者・保護者・社会との間に十分な共通理解がなされなかったこと

### 課題[2]

子どもの自主性を尊重する余り、教師が指導を躊躇する状況があったのではないかと指摘されていること

### 課題[3]

各教科における知識・技能を活用する学習活動が十分ではなかったことから、各教科での知識・技能の習得と総合的な学習の時間での課題解決的な学習や探究活動との間の段階的なつながりが乏しくなっていること

### 課題[4]

各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、観察・実験、レポートの作成、論述といった知識・技能を活用する学習活動を行うためには、現在の授業時数は十分ではないこと

### 課題[5]

豊かな心や健やかな体の育成について、家庭や地域ので育力教育力が低下したことを踏まえた対応が十分ではなかったこと

## 学習指導要領が変わります

教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、  
「生きる力」をはぐくむという学習指導要領の理念を実現するため、  
その具体的な手立てを確立する観点から学習指導要領を改訂します

### 学習指導要領改訂のポイント

#### [1]改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂

- 改正教育基本法等において、公共の精神、生命や自然を尊重する態度、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどが、教育の目標として新たに規定されたことを踏まえ、各教科等の教育内容を改善する必要がある

#### [2]「生きる力」という理念の共有

- 「生きる力」をはぐくむことの必要性やその内容を教育関係者等の間で共有することがまず行われなければならない
- 教育関係者だけでなく、保護者をはじめ広く国民の理解を得るために積極的な情報発信が必要である

#### [3]基礎的・基本的な知識・技能の習得

- 指導内容の増加は、社会的自立の観点から必要な知識・技能や学年間で反復することが効果的な知識・技能等に限ることが適当である
- 「読み・書き・計算」などの基礎的・基本的な知識・技能は、例えば、小学校低・中学年では、体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築していくことが大切である
- 重点的な指導や繰り返し学習といった指導の工夫や充実に努めることが求められる事項の例を「重点指導事項例」として文部科学省が提示することが考えられる

#### [4]思考力・判断力・表現力等の育成

- 思考力・判断力・表現力をはぐくむためには、観察・実験、レポートの作成、論述など知識・技能を活用する学習活動を発達の段階に応じて充実させる必要がある
- これらの能力の基盤となるのは言語の能力であり、その

育成のために、小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱、漢字の読み書きなど基本的な力を定着させた上で、各教科等において、記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必要がある

- その際、子どもたちの思考力等も発達の段階に応じて高まることを重視する必要がある

#### [5]確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保

- 基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、それらを活用する学習活動を充実することができるよう、国語・理数等の必修教科の授業時数を確保することが必要である

#### [6]学習意欲の向上や学習習慣の確立

- 学習習慣の確立には、小学校低・中学年の時期が重要である
- つまづきやすい内容をはじめとした基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、分かる喜びを実感させることが重要である
- 体験的な学習やキャリア教育などを通じ、学ぶ意義を認識することが必要である

#### [7]豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

- 国語をはじめとする言語の能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらとともに生きる自分への自信を持たせる必要がある
- 基本的な生活習慣を確立させるとともに、社会生活を送る上で人間として持つべき最低限の規範意識を身に付けさせる観点から、道徳教育の改善・充実が必要である
- 運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣を形成することが必要である

# 教育課程の基本的な枠組み

## (1) 小・中学校の教育課程の枠組み

### ■ 小学校の授業時数(下段時数表参照)

- 国語、社会、算数、理科、体育の授業時数を6学年合わせて350時間程度増加
- 外国語活動(高学年で週1コマ)を新設
- 総合的な学習の時間は、教科の知識・技能を活用する学習活動を各教科の中で充実すること等を踏まえ、週1コマ程度縮減
- 週当たりの授業時数を低学年で2コマ、中・高学年で1コマ増加

### ■ 中学校の授業時数(下段時数表参照)

- 国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育の授業時数を400時間(選択教科の履修状況を踏まえると230時間)程度増加
- 教育課程の共通性を高めるため、選択教科の授業時数を縮減し、必修教科の授業時数を増加
- 選択教科は標準授業時数の枠外で開設可
- 総合的な学習の時間は縮減し、3学年合わせて190時間とする
- 週当たりの授業時数を各学年で1コマ増加

### ■ 小・中学校の授業時数に共通する事項等

- 授業時数の増加は、つまづきやすい内容の繰り返し学習や観察・実験、レポートの作成、論述などの学習活動の充実が目的
- 増加した授業時間できめの細かい指導を行うためには、指導体制の整備が必要
- 標準授業時数は可能な限り35の倍数にすることが望ましい
- 中学校において、部活動を教育課程に関連する事項として学習指導要領に記述することが必要(高等学校も同様)

### ● 小・中学校の標準授業時数

#### ① 小学校

|      | 国語            | 社会              | 算数            | 理科             | 生活          | 音楽           | 図画工作         | 家庭           | 体育            | 道徳         | 特別活動       | 総合的な学習の時間    | 外国語活動        | 総授業時数          |
|------|---------------|-----------------|---------------|----------------|-------------|--------------|--------------|--------------|---------------|------------|------------|--------------|--------------|----------------|
| 第1学年 | 306(9)<br>+34 | —               | 136(4)<br>+22 | —              | 102(3)<br>0 | 68(2)<br>0   | 68(2)<br>0   | —            | 102(3)<br>+12 | 34(1)<br>0 | 34(1)<br>0 | —            | —            | 850(25)<br>+68 |
| 第2学年 | 315(9)<br>+35 | —               | 175(5)<br>+20 | —              | 105(3)<br>0 | 70(2)<br>0   | 70(2)<br>0   | —            | 105(3)<br>+15 | 35(1)<br>0 | 35(1)<br>0 | —            | —            | 910(26)<br>+70 |
| 第3学年 | 245(7)<br>+10 | 70(2)<br>0      | 175(5)<br>+25 | 90(2.6)<br>+20 | —           | 60(1.7)<br>0 | 60(1.7)<br>0 | —            | 105(3)<br>+15 | 35(1)<br>0 | 35(1)<br>0 | 70(2)<br>-35 | —            | 945(27)<br>+35 |
| 第4学年 | 245(7)<br>+10 | 90(2.6)<br>+5   | 175(5)<br>+25 | 105(3)<br>+15  | —           | 60(1.7)<br>0 | 60(1.7)<br>0 | —            | 105(3)<br>+15 | 35(1)<br>0 | 35(1)<br>0 | 70(2)<br>-35 | —            | 980(28)<br>+35 |
| 第5学年 | 175(5)<br>-5  | 100(2.9)<br>+10 | 175(5)<br>+25 | 105(3)<br>+10  | —           | 50(1.4)<br>0 | 50(1.4)<br>0 | 60(1.7)<br>0 | 90(2.6)<br>0  | 35(1)<br>0 | 35(1)<br>0 | 70(2)<br>-40 | 35(1)<br>+35 | 980(28)<br>+35 |
| 第6学年 | 175(5)<br>0   | 105(3)<br>+5    | 175(5)<br>+25 | 105(3)<br>+10  | —           | 50(1.4)<br>0 | 50(1.4)<br>0 | 55(1.6)<br>0 | 90(2.6)<br>0  | 35(1)<br>0 | 35(1)<br>0 | 70(2)<br>-40 | 35(1)<br>+35 | 980(28)<br>+35 |
| 合計   | 1461<br>+84   | 365<br>+20      | 1011<br>+142  | 405<br>+55     | 207<br>0    | 358<br>0     | 358<br>0     | 115<br>0     | 597<br>+57    | 209<br>0   | 209<br>0   | 280<br>-150  | 70<br>+70    | 5645<br>+278   |

#### ② 中学校

|      | 国語            | 社会            | 数学            | 理科            | 音楽           | 美術           | 保健体育          | 技術・家庭      | 外国語           | 道徳         | 特別活動       | 選択教科等          | 総合的な学習の時間         | 総授業時数           |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|---------------|------------|---------------|------------|------------|----------------|-------------------|-----------------|
| 第1学年 | 140(4)<br>0   | 105(3)<br>0   | 140(4)<br>+35 | 105(3)<br>0   | 45(1.3)<br>0 | 45(1.3)<br>0 | 105(3)<br>+15 | 70(2)<br>0 | 140(4)<br>+35 | 35(1)<br>0 | 35(1)<br>0 | —<br>0~30      | 50(1.4)<br>-20~50 | 1015(29)<br>+35 |
| 第2学年 | 140(4)<br>+35 | 105(3)<br>0   | 105(3)<br>0   | 140(4)<br>+35 | 35(1)<br>0   | 35(1)<br>0   | 105(3)<br>+15 | 70(2)<br>0 | 140(4)<br>+35 | 35(1)<br>0 | 35(1)<br>0 | —<br>-50~-85   | 70(2)<br>0~35     | 1015(29)<br>+35 |
| 第3学年 | 105(3)<br>0   | 140(4)<br>+55 | 140(4)<br>+35 | 140(4)<br>+60 | 35(1)<br>0   | 35(1)<br>0   | 105(3)<br>+15 | 35(1)<br>0 | 140(4)<br>+35 | 35(1)<br>0 | 35(1)<br>0 | —<br>-105~-165 | 70(2)<br>0~60     | 1015(29)<br>+35 |
| 合計   | 385<br>+35    | 350<br>+55    | 385<br>+70    | 385<br>+95    | 115<br>0     | 115<br>0     | 315<br>+45    | 175<br>0   | 420<br>+105   | 105<br>0   | 105<br>0   | —<br>-155~-280 | 190<br>-20~-145   | 3045<br>+105    |

## (2) 高等学校の教育課程の枠組み

- 高校教育については共通性と多様性のバランスの観点から検討
- 週当たりの授業時数は、引き続き30単位時間を標準とした上で、これを超えて授業を行うことが可能であることを明確化
- 卒業までに修得させる単位数は、引き続き74単位以上

### ■ 必修教科・科目(次頁下段表参照)

- 必修教科の単位数は原則として増加させない
- 学習の基盤である国語、数学、外国語については、共通必修科目を設定する一方、地理歴史、公民、理科については、現行どおり選択必修とするが、理科は科目履修の柔軟性を高める
- 総合的な学習の時間は、授業時数等を弾力的な取扱いとする
- 専門学科では、引き続き専門教科・科目を25単位以上履修
- 総合学科では、引き続き「産業社会と人間」を履修

## (3) 学校週5日制の下での土曜日の活用

- 学校週5日制を維持することが適当
- 地域と連携し、総合的な学習の時間の一環として探究活動や体験活動等を行う場合の土曜日の活用

## (4) 発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続

- 幼小の教育課程の工夫による小1プロブレムへの対応
- 小学校の教育内容を中学校で再度指導する等の工夫

## (5) 教育課程編成・実施に関する各学校の責任と現場主義の重視

- いわゆる「はじめて規定」の見直し
- 独自の教科の創設などの特例措置を、特区制度ではなく、文部科学大臣の認定により認める仕組みの導入

※ 上段は標準授業時数の改訂案、( )内は週当たりのコマ数、下段は現行からの増減

# 教育内容に関する主な改善事項

## ■ 言語活動の充実

- 言語は、知的活動(論理や思考)やコミュニケーション、感性・情緒の基盤であり、国語科において、これらの言語の果たす役割に応じた能力、感性・情緒をはぐくむことを重視する
- 各教科等においては、国語科で培った能力を基本に言語活動を充実することの必要性を十分に理解し、言語活動を各教科等の指導計画に位置付け、授業の構成や進め方を改善する必要がある

## ■ 理数教育の充実

- 90年代半ば以降の学術研究や科学技術の世界的な競争の激化の中で、理数教育の質・量両面の充実が必要である
- 知識・技能の定着のための繰り返し学習や、思考力や表現力等の育成のための観察・実験、レポートの作成や論述などを行うために必要な時間を確保する
- 国際的な通用性、内容の系統性、小・中・高等学校での学習の円滑な接続を踏まえた指導内容の充実を図る

## ■ 伝統や文化に関する教育の充実

- 国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を充実する必要がある
- 国語科での古典の重視、社会科での歴史学習の充実、音楽科での唱歌・和楽器、技術・家庭科での伝統的な生活文化、美術科での我が国の美術文化や保健体育科での武道の指導の充実を図る

## ● 高等学校の教科・科目

| 教科   | 科目    | 標準<br>単位数 | 必修修科目                        | 教科 | 科目      | 標準<br>単位数        | 必修修科目                                         | 教科     | 科目                                              | 標準<br>単位数 | 必修修科目        |
|------|-------|-----------|------------------------------|----|---------|------------------|-----------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------|-----------|--------------|
| 国語   | 国語総合  | 4         | ○2単位まで<br>減可                 | 理科 | 科学と人間生活 | 2                | 「科学と人間<br>生活」を含む<br>2科目又は<br>基礎を付した<br>科目を3科目 | 外国語    | コミュニケーション<br>英語基礎                               | 2         | ○2単位まで<br>減可 |
|      | 国語表現  | 3         |                              |    |         | コミュニケーション<br>英語Ⅰ |                                               |        | 3                                               |           |              |
|      | 現代文A  | 2         |                              |    |         | コミュニケーション<br>英語Ⅱ |                                               |        | 4                                               |           |              |
|      | 現代文B  | 4         |                              |    |         | コミュニケーション<br>英語Ⅲ |                                               |        | 4                                               |           |              |
|      | 古典A   | 2         |                              |    |         | 英語会話             |                                               |        | 2                                               |           |              |
|      | 古典B   | 4         |                              |    |         | 英語表現Ⅰ            |                                               |        | 2                                               |           |              |
| 地理歴史 | 世界史A  | 2         | ○                            |    | 保健体育    | 地学基礎             |                                               | 2      | ○                                               | 英語表現Ⅱ     | 4            |
|      | 世界史B  | 4         |                              |    |         |                  |                                               | 家庭基礎   |                                                 | 2         |              |
|      | 日本史A  | 2         |                              |    |         |                  |                                               | 家庭総合   |                                                 | 4         |              |
|      | 日本史B  | 4         |                              |    |         |                  |                                               | 生活デザイン |                                                 | 4         |              |
|      | 地理A   | 2         |                              |    |         | 情報               | 社会と情報                                         | 2      |                                                 | ○         |              |
|      | 地理B   | 4         |                              |    |         |                  | 情報の科学                                         | 2      |                                                 |           |              |
| 公民   | 現代社会  | 2         | 「現代社会」<br>又は「倫理」・<br>「政治・経済」 | 芸術 |         | 音楽Ⅰ              | 2                                             | ○      | 総合的な学習の時間 105～210単位時間<br>(授業時数等については弾力的な取扱いとする) |           |              |
|      | 倫理    | 2         |                              |    |         | 音楽Ⅱ              | 2                                             |        |                                                 |           |              |
|      | 政治・経済 | 2         |                              |    |         | 音楽Ⅲ              | 2                                             |        | 総合学科必修 「産業社会と人間」                                |           |              |
| 数学   | 数学Ⅰ   | 3         | ○2単位まで<br>減可                 |    |         | 美術Ⅰ              | 2                                             |        |                                                 |           |              |
|      | 数学Ⅱ   | 4         |                              |    | 美術Ⅱ     | 2                |                                               |        |                                                 |           |              |
|      | 数学Ⅲ   | 5         |                              |    | 美術Ⅲ     | 2                |                                               |        |                                                 |           |              |
|      | 数学A   | 2         |                              |    | 工芸Ⅰ     | 2                |                                               |        |                                                 |           |              |
|      | 数学B   | 2         |                              |    | 工芸Ⅱ     | 2                |                                               |        |                                                 |           |              |
|      | 数学活用  | 2         |                              |    | 工芸Ⅲ     | 2                |                                               |        |                                                 |           |              |
|      |       |           |                              |    | 書道Ⅰ     | 2                |                                               |        |                                                 |           |              |
|      |       | 書道Ⅱ       | 2                            |    |         |                  |                                               |        |                                                 |           |              |
|      |       | 書道Ⅲ       | 2                            |    |         |                  |                                               |        |                                                 |           |              |

## 小・中・高等学校の各教科・科目等の内容

### 国語

- 実生活で生きてはたらき、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けるため、言葉を通して的確に理解し、論理的に思考し表現する能力や、互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力を育成する
- 古典や近代以降の作品をはじめとした我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくみ、言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てる
- 漢字、敬語、言葉のきまりなどの指導の充実・改善を図る

### 社会、地理歴史、公民

- 社会的事象を多面的・多角的に考察し、公正に判断するとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど公共的な事柄に主体的に参画する資質や能力の育成を重視する
- 小学校では、自然災害、情報化した社会の様子、世界を捉える枠組みの基礎に関する指導を、中学校では、世界地理、近現代史、伝統や文化、政治や法、経済に関する指導を充実する。高等学校では、地理歴史科で科目間の関連や地図の活用を重視し、公民科で法や金融に関する指導や人間としての在り方生き方に関する指導を充実する

### 算数、数学

- 発達や学年の段階に応じた反復（スパイラル）による教育課程を編成できるようにする
- 言葉や数、式、図、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、表現したりする力の育成を重視する
- 学ぶ意欲を高め、学ぶことの意義や有用性を実感するため、学んで身に付けたものを生活や学習に活用することなどを重視する
- 算数的活動・数学的活動を一層充実するため、小・中学校で活動を具体的に示し、高等学校では「課題学習」を位置付ける

### 理科

- 「エネルギー」「粒子」「生命」「地球」などの概念等を柱として、発達の段階を踏まえた内容の構造化を図る
- 科学的な思考力・表現力の育成を図る観点から、観察・実験の結果を整理し考察する学習活動などの充実を図る
- 観察・実験や自然体験、科学的な体験の一層の充実を図る
- 学ぶことの意義や有用性の実感、科学への関心を高める観点から、実社会・実生活との関連を重視した改善を図る
- 高等学校では、物理、化学、生物、地学の4領域の中から3領域以上を履修するよう科目構成を見直す

### 生活

- 気付きの質を高め、活動や体験を一層充実するための学習活動を重視する
- 教科学習への円滑な移行や幼児教育との連携を図る

- 安全教育に関する指導や自然の素晴らしさ、生命の尊さを実感する指導を充実する

### 音楽、芸術（音楽）

- 思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成するとともに、音楽と生活とのかかわりに関心をもって生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむ
- 小・中学校において表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示す
- 音楽をつくる楽しさの体験と自分なりに批評できるような鑑賞指導の重視、我が国や郷土の伝統音楽の指導の充実を図る

### 図画工作、美術、芸術（美術、工芸）

- 生活の中の造形や美術の働き、美術文化に関心をもって生涯にわたり主体的にかかわっていく態度をはぐくむ
- 小・中学校において表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示す
- 造形体験の充実、思いを語る、価値意識をもって批評し合う鑑賞指導の重視、我が国の美術や文化の指導の充実を図る

### 芸術（書道）

- 書の文化の継承と創造への関心を一層高めるため、書の文化に関する学習の充実を図る
- 価値意識をもって批評し合うなどの鑑賞指導を重視する

### 家庭、技術・家庭

- 社会において自立的に生きる基礎を培うために、家族と家庭の役割、衣、食、住、情報、産業等についての指導を充実する
- 子育て理解や高齢者との交流、食育、消費の在り方、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立を目指す指導を充実する
- 持続可能な社会の構築などを目指し、技術と社会・環境とのかかわり、エネルギー、生物に関する内容の改善・充実を図る

### 体育、保健体育

- 生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善を図る
- 小学校低学年から体づくり運動を導入、中学校1・2年で武道とダンスを含む全領域を必修化し、3年から選択とする
- 心身の発育・発達と健康、生活習慣病などの疾病の予防、保健医療制度の活用、健康と環境、傷害の防止としての安全、医薬品に関する指導などの充実を図る

### 外国語

- 聞いたり読んだりした内容を踏まえて、自らの考えなどを発信できるよう、中・高等学校を通じて、聞く・話す・読む・書くの4技能を総合的に育成する指導を充実する
- コミュニケーションの基礎となる文法を言語活動と一体的に指導するよう改善するとともに、語数を充実する

## 幼稚園・特別支援教育の内容

- 学習意欲の向上や4技能の総合的な育成に資するよう、教材の題材や内容の体系性を重視するとともに、高等学校では、4技能の統合、発信力の向上等の観点から科目構成を見直す

### 情報

- 情報化の進展に主体的に対応できる能力・態度をはぐくむため、情報や情報技術に関する科学的・社会的な見方・考え方を確実に身に付けさせるとともに、情報モラルの指導を充実する観点から、科目構成や目標・内容の見直しを図る

### 職業教育に関する各教科・科目

[専門高校における農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉]

- 将来のスペシャリスト、地域産業を担う人材など、幅広い分野で産業・社会を支える人材を育成する
- 職業人としての知識、技術及び技能の習得のための教育のみならず、社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観等を醸成し、豊かな人間性の涵養等にも配慮した教育を行う
- 実社会や職業とのかかわりを通じて、職業意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることを重視し、例えば長期間の就業体験を取り入れるなどの教育活動の充実を図る

### 道德教育

- 子どもの実態や指導上の課題を踏まえ、学校や学年の段階ごとに道德教育の指導の重点や特色を明確にする(例:善悪の判断、集団や社会のルール、自己の生き方(小学校)、法やルール、社会とのかかわりを踏まえた人間としての生き方(中学校)、社会の一員としての人間としての在り方生き方(高等学校))
- 道德性の育成に資する体験活動(集団宿泊活動(小学校)、職場体験活動(中学校)、奉仕体験活動(高等学校)など)を推進するとともに、学校と家庭や地域社会の連携体制を充実する

### 特別活動

- よりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を特に重視し、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動、多様な異年齢集団による活動を一層重視する
- 学級活動(ホームルーム活動)や児童会・生徒会活動、学校行事等について、それぞれの活動を通して育てたい態度や能力を示す

### 総合的な学習の時間

- 新たに章立てして教育課程における位置付けを明確にするとともに、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な活動を行うことを明確にする
- ねらいや育てたい力を明確にするよう改善を図る
- 学校種間の取組の重複を改善するため子どもたちの発達段階を考慮し、各学校段階の学習活動の例示を見直す

### 幼稚園

- 発達や学びの連続性を確保するため、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るとともに、子どもや社会の変化に対応した幼稚園教育の充実を図る
- 幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を確保するため、家庭との連携による、基本的な生活習慣の形成などを重視する
- 子育ての支援と預かり保育について、活動内容を明確化するとともに、預かり保育については幼稚園における教育活動として適切な活動となるようにする

### 特別支援教育

#### ■ 特別支援学校

- 社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、多様化に応じた適切な指導を進めるため、自立活動の改善、個別の指導計画や個別的教育支援計画の作成、職業教育などの充実を図る
- 小・中学校等との交流及び共同学習の充実を図る

#### ■ 幼・小・中・高等学校等における特別支援教育

- 障害のある子どもへの適切な指導及び必要な支援を行うための校内支援体制の整備や指導の充実を図るとともに、交流及び共同学習、障害のある子どもへの理解を深める指導を充実する

## 教師が子どもたちと向き合う時間の確保などの教育条件の整備等

### (1)教職員定数の改善

- きめの細かい指導を行うための習熟度別・少人数指導や学校マネジメント機能の強化、教員の事務負担軽減に必要な定数の改善

### (2)教師が子どもたちと向き合う時間の確保のための諸方策

- 外部人材の活用    ○ 教師の事務負担の軽減等
- ICT環境の整備    ○ 学校の組織力の向上

### (3)効果的・効率的な指導のための諸方策

- 指導方法の改善    ○ 教師の資質向上    ○ 学習評価の改善
- 教科書や学校図書館の充実    ○ 全国学力調査の活用
- 教育課程におけるPDCAサイクルの確立

### (4)教育行政の在り方の改善

- 学校現場の把握や国民・住民に対する説明責任の重要性

### (5)家庭や地域との連携・協力の推進と企業や大学等に求めるもの

- 「早寝早起き朝ごはん」やPTA活動の充実、企業の協力
- 大学入学者選抜における思考力・判断力・表現力等の重視

## 2 教科の指導

教科における学習指導は、学校での教育活動の中心です。学習指導を確実に行うことは、教師の大切な任務です。教科における学習指導の目的は、「学力」の形成にあります。したがって、教師は児童生徒に、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむよう指導計画・指導方法・評価などの工夫改善に努め、効果的でわかる授業を行う必要があります。

### (1) 学習指導とは

#### ① 学習指導の意義

教科における学習指導は、小学校においては主として学級担任、中学校・高等学校においては教科担任によって行われます。そのねらいは、何といたっても「学力」を児童生徒に身に付けさせることです。

「学力」とは何でしょう。

単なる知識の量ととらえるのではなく、学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容を確実に身に付けていることはもとより、それにとどまることなく、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」がはぐくまれているかどうかによってとらえる必要があります。

自ら学び、自ら考える力を育成する基盤として、一定の基礎・基本の確実な定着は不可欠となります。そのため、私たちは児童生徒に基礎的・基本的な知識や技能等を繰り返し学習させるなどして、確実に習得できるよう指導する必要があります。基礎・基本には、知識や技能だけでなく、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力なども含まれます。

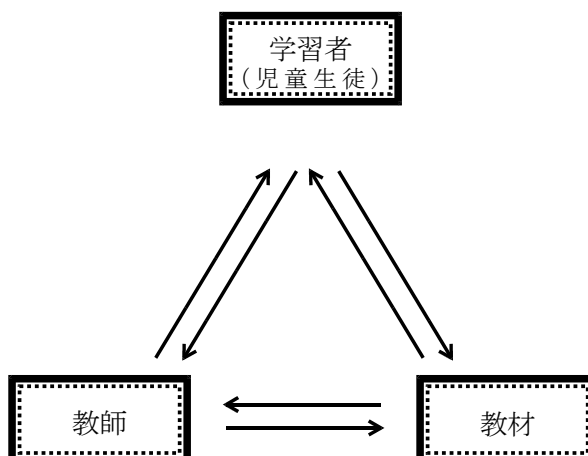
したがって、児童生徒が自分で考え、課題を見つけ、自分の考えをもち、それを自分の言葉で表現することができるような力の育成を重視した学習指導を一層進めていく必要があります。

教師は、日々の教育活動の中心である教科における学習指導を充実させるよう、基本的な指導の在り方を身に付ける必要があります。

#### ② わかる授業を進めていくために

教科における学習指導の実際は、授業において行われます。授業は、児童生徒の実態、指導目標や内容を踏まえて、児童生徒が個別及び集団により学習活動を行い、教師が指導することによって成立します。この児童生徒の学習活動と教師の指導の全体を授業といいます。

授業を構成する基本的な要素として「児童生徒」「教師」「教材」の三つがあります。児童生徒と教師が

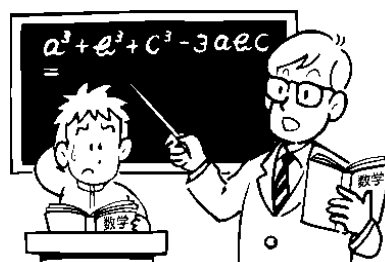


教材と相互にかかわり合いながら、児童生徒も教師も高められ、深められ、更に新しいものを創造していくのが授業です。教材研究を綿密に行う教師は、指導の目的と児童生徒の実態をとらえて指導計画を立て、児童生徒がわかる効果的な授業を行うことができます。教師の教材研究の深浅の程度は、授業を大きく左右するものです。

授業の主役は児童生徒です。児童生徒の学ぼうとする意欲に応えるために、教師は楽しく充実感のある授業を行うように努めなければなりません。そのためには、教材研究の充実を図り、児童生徒の側に立つ学習指導をすることが大切となります。

#### ア 児童生徒の側に立った学習指導

- わかる授業（楽しく充実感のある授業）を目指す
  - 個に応じた指導の工夫
  - 基礎的・基本的な内容の重視
- イ 児童生徒のよさを認め、指導の改善に生かす評価
- 指導と評価の一体化



## (2) 学習指導計画

### ① 学習指導計画の意義

教育は、意図的・計画的な営みです。各学校においては、国の定める教育の目的・目標を基盤としながら、現代社会の要請、地域や児童生徒の実態を考慮して学校教育目標を設定します。この達成を目指して、国の定めた基準に基づき、教育課程いわゆる学校の教育計画を編成します。教育計画を具体化したものを指導計画とすることができます。

指導計画とは、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとに指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めた、より具体的な計画のことです。

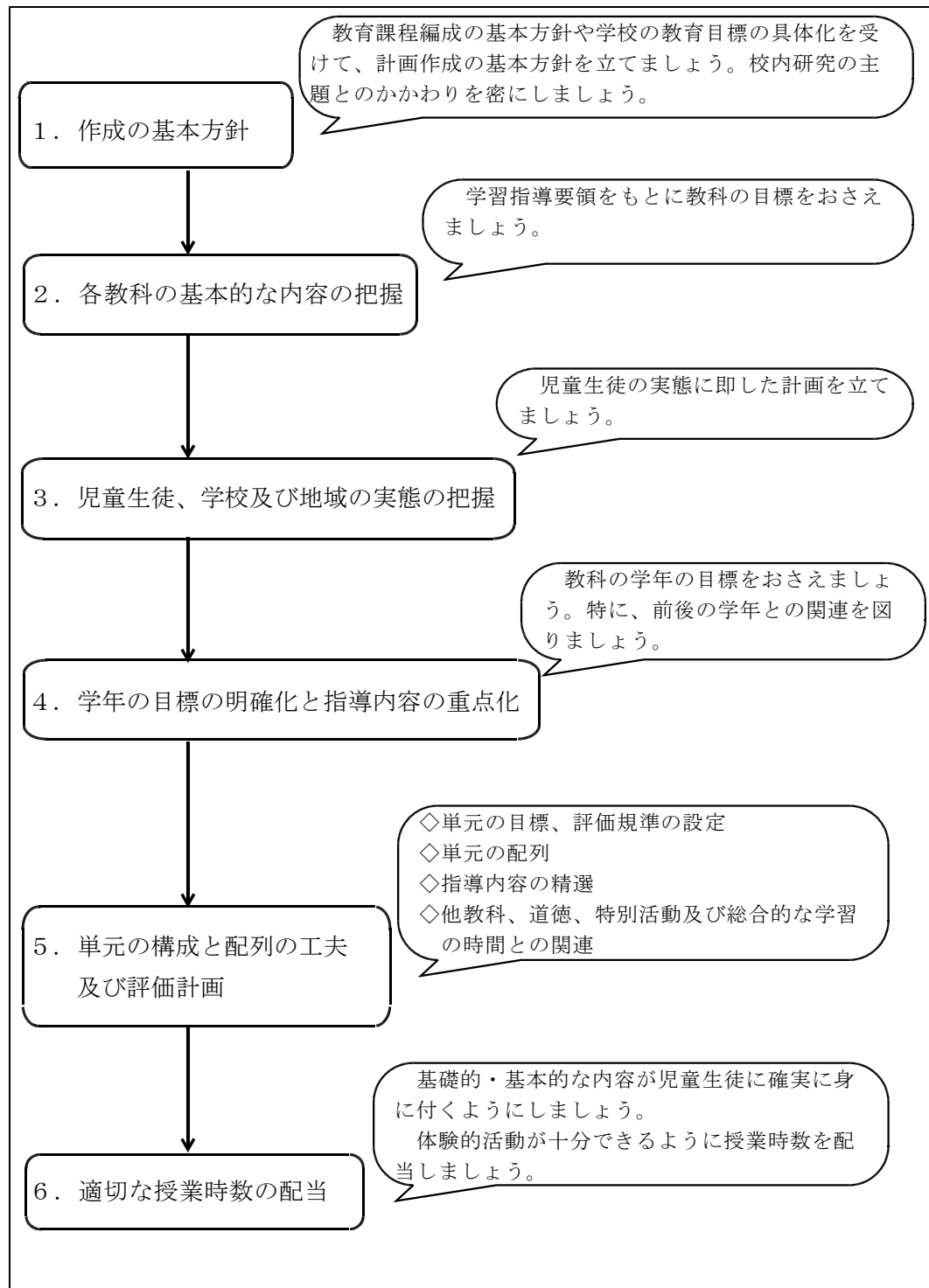
指導計画には、一般的に、年間指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案にいたるまで各種のものがああります。

学校における指導計画のなかで、最も基本的な指導計画が年間指導計画です。それは、年間指導計画が、教育課程をどのように実施するのかを明確にしているからです。したがって、各学校は、校長をはじめとする教職員の創意と工夫を生かし、年間指導計画を作成しなければなりません。

## ② 各教科の年間指導計画

### ア 作成の手順

各教科における年間指導計画の作成に当たっては、各教科や児童生徒の実態などによって多少の違いはありますが、一般的な手順は次のとおりです。



各教科の「学習指導要領解説」の指導計画作成上の留意事項等を検討して、全教職員の共通理解のもとに年間指導計画を作成することが必要となります。そして、全教職員が常に授業改善を図っていくことが大切です。

## イ 事例

| (高等学校用) |          | 年間指導計画   |  |
|---------|----------|----------|--|
| 1       | 教科(科目)   | 〇〇(〇〇)   |  |
| 2       | 単位数、時間数  | 〇単位、〇〇時間 |  |
| 3       | 指導学年、クラス | 〇年〇ホーム   |  |
| 4       | 使用教科書名   | 〇〇〇〇     |  |
| 5       | 指導目標: 1. |          |  |
|         | 2.       |          |  |

実際に指導して、反省等を記入し、次年度の指導に生かしましょう。

| 学期<br>(月) | 単元 | 配当<br>時間 | 指導目標・学習内容 | 評価規準 | 改善点 | 実<br>時<br>数 |
|-----------|----|----------|-----------|------|-----|-------------|
|           |    |          |           |      |     |             |

### 評価規準とは

小学校教育課程一般指導資料「新しい学力観に立つ教育課程の創造と展開」(平成5年9月)には、①『『評価規準』という用語については、新しい学力観に立って子どもたちが自ら獲得し身に付けた資質や能力の質的な面、すなわち、学習指導要領の目標に基づく幅のある資質や能力の育成の実現状況の評価を目指すという意味から用いたものです。』また②「新しい指導要録(平成3年)では、観点別学習状況の評価が効果的に行われるようにするために、『各観点ごとに学年ごとの評価規準を設定するなどの工夫を行うこと』と示されています。」と述べられています。

したがって各学校においては、これまで作成していた各教科の評価規準を見直し、現行の学習指導要領の目標や内容に沿ったものを作成する必要があります。

また、評価規準については、「おおむね満足できる」状況(B)について設定し、設定した評価規準に照らして、まず、「おおむね満足できる」状況(B)か、「努力を要する」状況(C)かを判断した上で、さらに「おおむね満足できる」状況(B)と判断されるもののうち、児童生徒の学習の実現の程度について質的な高まりや深まりをもっていると判断されるものを「十分満足できる」状況(A)とすることが適当です。

\*評価規準の作成に当たっては、国立教育政策研究所教育課程研究センターのホームページを参考にしてください。

## (3) 学習指導案の作成

学習指導案は、授業の設計図ともいえます。学習指導案は、一般的には、1単位時間の学習指導の計画をいいます。

### ① 学習指導案の意味と役割

毎日の教育活動は年間指導計画に基づき、月ごと、週ごとに指導計画が立てられ、進められていきます。学習指導案は、その計画をより具体化して授業を行うための指導計画案のことです。学習指導案は、授業を展開するために教師の指針となるものです。また、教師が自分の学習指導法を改善するとともに、児童生徒にどのような学力を身に付けさせるか、具体的に示す重要な役割もあります。

## ② 学習指導案作成の手順と方法

「児童生徒の側に立った学習指導」という視点から、指導のねらい、内容、指導教材、学習形態についてあらかじめ検討することが求められます。このことを教材研究といいます。

学習指導案は、学習指導要領を基にして立てられた年間指導計画に沿って作成します。その作成に当たっては、以下のような手順と方法等が考えられます。

| 手順                | 方法及び留意点                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①単元（題材）を決める。      | ○年間指導計画や教科書等、学習指導要領と学習指導要領の解説を参考にして決める。<br>○各単元（題材）のつながりや系統性を大まかにとらえる。                                                                                                                                                                                |
| ②児童生徒の実態をとらえる。    | ○既習経験や前提となる知識や技能等を的確にとらえる。<br>○事前のレディネステストや意識調査等、また日ごろの児童生徒の観察等をよりどころとする。                                                                                                                                                                             |
| ③教材の研究を行う。        | ○教材の特性や系統性を明らかにする。<br>○教材研究の深さがよい授業を創る。そのために、日ごろから、幅広く参考書や先行の研究事例等にも当たり、教材研究を深める。<br>○児童生徒の実態を踏まえ、学習内容が多すぎたり、高度になりすぎたりしないように注意する。                                                                                                                     |
| ④目標と評価規準を設定する。    | ○児童生徒の実態を考慮する。<br>○単元の目標をもとに、児童生徒に身に付けさせたい学力を観点別に示す。                                                                                                                                                                                                  |
| ⑤指導の流れを作る。        | ○本時の目標については、できるだけ具体的に表現する。<br>○児童生徒を主体とした授業を行うため、児童生徒が自ら課題を見つけ、その解決を目指して学習活動を展開できるような流れを考える。<br>○児童生徒の反応を予想し、発問や助言を考える。<br>○児童生徒のつまずきや個に応じた指導を展開するために、複線的な流れを考える。<br>○時間配当に注意し、思考や活動の時間を十分にとるようにする。<br>○評価の観点とその方法を明確にする。<br>○学習形態を考える。<br>○板書計画を立てる。 |
| ⑥資料や教材・教具などを準備する。 | ○いつ、どこで、どのような資料を、いかに提示するかを考える。<br>○視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図る。                                                                                                                                                                                       |

※評価規準の作成に当たっては、『新しい授業づくりのために－評価規準、評価方法等の工夫改善事例集－』（高知県教育センター 平成17年3月）を参考にしてください。

③ 学習指導案の項目及び一般的な形式（例）

第○学年○○科学習指導案

平成○年○月○日○曜日 第○校時

○年○組 児童（生徒）数○名

指導者 ○○ ○○ 印

1 単元名（題材名、主題名）

2 単元について

○単元（題材）観

学習指導要領を踏まえ、この単元について、単元の目標や内容に即して具体的に記述する。

○児童（生徒）観

この単元に関係するこれまでの既習事項やその定着の状況を、前単元までの評価、事前テスト、アンケートの結果などを分析し、その状況を具体的に記述する。

○指導観

児童生徒の学習状況を踏まえて、本単元で確実に基礎・基本を身に付けさせるため、学習展開や授業方法の工夫、評価の進め方、指導上の留意点などを具体的に記述する。

授業参観、授業分析・検討の視点

3 単元（題材）の目標

学習指導要領に示された目標を踏まえて、本単元での到達目標を具体的に記述する。

単元の目標と評価規準  
は表裏一体

単元の内容に即した具体的な評価規準を記入する。  
教科によって、評価の観点は異なる場合がある。

4 単元の評価規準

| 関心・意欲・態度 | 思考・判断 | 表現・技能 | 知識・理解 |
|----------|-------|-------|-------|
|          |       |       |       |

## 5 指導と評価の計画（全〇〇時間）

| 次 | 学習内容（時数） | 評 価                     |   |   |   |                               |      |
|---|----------|-------------------------|---|---|---|-------------------------------|------|
|   |          | 関                       | 考 | 表 | 知 | 評価規準                          | 評価方法 |
|   |          | ◎                       |   |   |   | 「4単元の評価規準」を単元計画の中に具体化して位置付ける。 |      |
|   |          | 1時間の授業で重点的に取り扱う項目を◎で示す。 |   |   |   |                               |      |
|   |          |                         |   |   |   |                               |      |

## 6 本時の展開

### （1） 本時の目標

「3 単元の目標」を踏まえて、重点化した本時の具体的な目標を記述する。

### （2） 観点別評価規準

「4 単元の評価規準」をもとに本時における評価規準を示す。

### （3） 準備物

### （4） 学習の展開

| 学習活動 | 指導上の留意点                                                                                            | 評価規準                                  | 評価方法 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------|
|      | <p>「努力を要する」と判断した児童生徒を「おおむね満足する」状況にする指導のポイントを明記する。</p> <p>「十分満足できる」状況の児童生徒に対する指導のポイントについても明記する。</p> | <p>重点化した目標の達成状況を本時の評価規準に照らして評価する。</p> |      |

指導と評価の一体化

④ 学習指導案チェックリスト

学習指導案作成の際に活用してください。

| 確認事項      | 確認項目・内容                                      | チェック |
|-----------|----------------------------------------------|------|
| 記載すべき必要事項 | 教科名                                          |      |
|           | 実施年月日、校時                                     |      |
|           | 対象学年、学級、児童生徒数、場所                             |      |
|           | 指導者名 印                                       |      |
|           | 単元名（題材名、主題名）                                 |      |
|           | 単元について                                       |      |
|           | 単元の目標                                        |      |
|           | 単元の指導と評価の計画                                  |      |
|           | 本時のねらい                                       |      |
|           | 学習活動                                         |      |
|           | 指導上の留意点、評価規準と評価方法                            |      |
|           | 準備、資料                                        |      |
| 単元について    | 単元観は示されていますか。                                |      |
|           | 児童生徒観は示されていますか。                              |      |
|           | 指導観は示されていますか。                                |      |
|           | 単元で身に付けさせたい学力の方向性がわかりますか。                    |      |
| 単元の目標     | 目標は明確ですか。                                    |      |
| 単元の評価規準   | 観点ごとの評価規準が設定されていますか。                         |      |
| 指導と評価の計画  | 指導の流れ、時間配分は適切ですか。                            |      |
|           | 評価計画が作成され、単元を通して学力を観点で分析し、バランスのよい計画となっていますか。 |      |
| 本時の目標     | ねらいが重点化されていますか。                              |      |
|           | 単位時間の目標として適切ですか。                             |      |
|           | 具体的な目標となっていますか。                              |      |
| 本時の学習の展開  | 児童生徒の学習活動と指導（学習）すべき内容との調和がとれていますか。           |      |
|           | 児童生徒の反応を予想し、計画していますか。                        |      |
|           | 発問に計画性がありますか。                                |      |
|           | 学習内容に対応した指導法の工夫がみられますか。                      |      |
|           | 学習内容の量と時間配分に無理はありませんか。                       |      |
|           | 教具や資料の活用に配慮していますか。                           |      |
| 評価規準と評価方法 | 本時のねらいと合っていますか。                              |      |
|           | 評価計画との整合性がありますか。                             |      |
|           | 評価方法が明確に示されていますか。                            |      |

#### (4) 学習指導の展開

学校の教育活動の中核は授業です。児童生徒が学校を好きになるか嫌いになるかは、授業によって決まるといっても過言ではありません。授業の主役は児童生徒です。児童生徒の学ぼうとする意欲に応えるために、教師は魅力ある授業を行うように努めなければなりません。そのためにも教師は、教科指導の専門家としての力量を身に付ける必要があるのです。

授業は、学習指導案をもとに展開していくものですが、児童生徒の実態に応じて柔軟に展開していくことが大切です。

##### ① 学習指導の過程

授業における学習過程を大別すると、導入、展開、まとめの三つの段階に分けられます。一般に次のような学習指導の過程が考えられます。

| 学習指導の過程     |               | 学習者の活動                                         | 教師の活動                                                                       |
|-------------|---------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 導<br>入      | (例)<br>つかむ    | ○前時までを振り返る。                                    | ○経験（既知）を引き出す。                                                               |
|             | 見通す           | ○生活経験を話し合う。<br>○学習のめあてを知る。                     | ○課題の発見をする。<br>○「わかりたい」という思いを起こさせる。                                          |
| 展<br>開      | 解決する          | ○見通しをもつ。                                       | ○課題解決への見通しをもたせる。                                                            |
|             | 確かめる          | ○自力で解決する。<br>○試みる。                             | ○自力追究の時間と場を保障する。<br>○自分の考えを明らかにさせる。                                         |
|             |               | ○調べる。<br>○発表する。<br>○話し合う。<br>○相互評価する。<br>○見直す。 | ○それぞれの考えを類型化させる。<br>○よりよいものを求めて考えを交流させる。<br>○話し合いを整理させる。<br>○適宜、机間指導や評価をする。 |
| ま<br>と<br>め | まとめる<br>ふりかえる | ○整理する。<br>○練習する。<br>○自己評価する。<br>○新たな課題に気づく。    | ○学んだことを整理させる。<br>○学んだことを繰り返し、定着させる。<br>○学習の過程を振り返らせる。<br>○次時への意欲をもたせる。      |

##### ② 学習形態及び指導方法の工夫

児童生徒一人一人の能力・適性・実態に応じて、個に応じた指導の充実を図るために、1単位時間の学習指導においても、一斉指導、グループ学習、個別学習など形態に変化をもたせる工夫が必要です。また、ティーム・ティーチングや少人数指導の導入、ゲストティーチャーの招へいなどの指導方法の工夫も大切となります。

その際の留意すべきこととして、指導方法を講じる目的や手順を明確にしておくことが大切です。例えば、グループ学習を行う時には、課題発見か課題解決なのか、目的を明確にし、どのように話し合いをさせるかを指示することが考えられます。

### ③ ノート指導 ―― 思考の過程が記されるノートに ――

主体的な学習者を育成するためには、教師の板書を写すだけの受動的なノートづくりから、主体的なノートづくりのできる児童生徒を育成することが大切です。児童生徒が自分の力で考え、調べた結果、感想や意見などを記すノートであってほしいものです。

ア 板書を見て写すことから指導をしましょう。

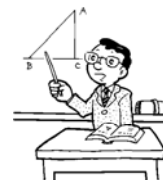
ノートづくりに必要な用具についても、指導をしましょう。

イ 思考の足跡が記されるノート指導をしましょう。

児童生徒が自力で解決し、自分の思考の過程が残せるようなノートを作るよう指導をしましょう。ノートを取る段階では、間違いを訂正する際に消してしまわないように、朱で修正させるなどして、どこにつまずきがあったのかを振り返ることができるよう指導をしましょう。

### ④ 板書の仕方 ―― 児童生徒の考え方がわかる板書に ――

授業を明瞭なものとするために、板書は存在しています。児童生徒にわかる授業、楽しい授業を展開するために「板書は、授業の構造そのものである」と心に刻み、意図的・計画的な板書の工夫をしましょう。



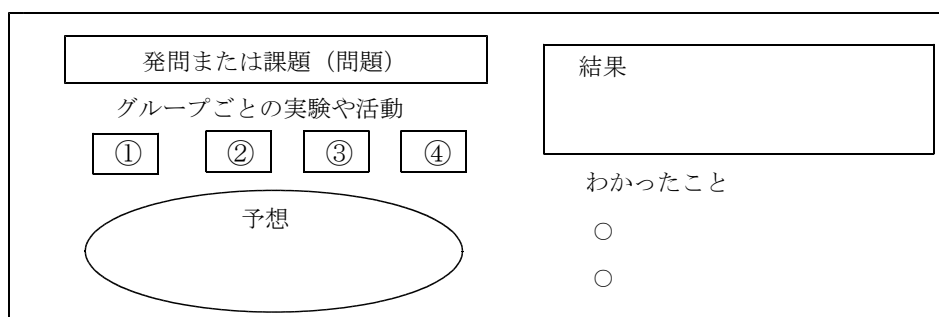
ア 学習や思考の流れがわかる板書を工夫しましょう。

もちろん板書計画をきちんと立てられていることが望ましいのはいうまでもありません。しかし、計画された板書を完成していくために授業を行うものではありません。予想しなかった児童生徒の発言や、授業の流れに応じて板書を精選したり、付け加えたりしていくのです。

イ 構造的な板書を心がけましょう。

授業の流れがはっきりとわかる板書でありたいものです。

〈板書例〉



◇効果的な板書位置の工夫 ◇板書の構造化・図式化 ◇色チョークの効果的な使用

ウ 正しく、ていねいな字を書きましょう。

特に筆順などは、前もって確認するくらいの慎重さがほしいものです。

⑤ 発問 — 授業の成否を決める発問、思考を揺さぶる発問を —

よい授業を展開するために欠かせないものの一つに発問があります。児童生徒の立場になって発問を考えましょう。やがて、児童生徒が自ら課題を見つけることができるようになることを、目指していきたいものです。



ア できるだけ短い言葉で、わかりやすく問いましょう。

たくさんのことを一度に聞かないようにしましょう。

意図が明瞭で、思考の方向性がはっきりした具体的な発問をしましょう。

イ 児童生徒全員に自分の考えをもたせるような発問を心がけましょう。

一問一答型にならないようにしましょう。

一人一人に自分の考えをはっきりもたせるようにしましょう。

ウ 児童生徒の反応を予想しましょう。

発問計画を立てる時に、児童生徒の考えをできるだけ予想して、その対応を考えて授業に臨むことが大切です。しかし、児童生徒の反応が予想と違った場合は、臨機応変に発問を考えることが大切になります。

⑥ 支援 — 一人一人に応じた支援を —

児童生徒の個に応じた支援は、学習を確かなものとしていきます。



ア 机間指導によって一人一人を見ましょう。

学習につまずいている児童生徒といっしょに考えたり、関心・意欲を喚起したり、肯定的に評価しましょう。机間指導は、教師と児童生徒が同じ目の高さでふれあう重要な場面です。

イ 機会を見つけ、児童生徒に励ましの言葉をかけましょう。

励ましの言葉は、児童生徒が学習を進めていくうえでの大きなエネルギーになります。さまざまな機会を見つけて、一人一人を積極的に認めましょう。

ウ 学習環境を整えて、授業のよい雰囲気をつくりましょう。

教室に関連教材を展示したり、図書室に関連図書をそろえたり、いくつかの発展学習のコースを設定したり、児童生徒が学習に取り組みたくなるような環境づくりに配慮しましょう。

## (5) 学習指導の評価

学習指導における評価の役割は、学習者の側に立って、そのよさや可能性を高め、豊かにすることを基本にすべきです。したがって、評価を児童生徒理解の中核をなすものとしてとらえ、評価の観点ごとに評価規準を作成し、児童生徒一人一人のよさや可能性を把握する必要があります。また、評価の方法については、多様な評価方法の中から生徒の学習状況を的確に評価できる方法を選択することが大切です。評価の結果は、学習活動の支援に生かされてこそ意味をもつものであり、指導と評価の一体化を進める必要があります。

### ① 評価観の転換

| 観点 | これまでの評価の陥りがちな点                    | これからの評価の在り方                                     |
|----|-----------------------------------|-------------------------------------------------|
| 立場 | 教える側中心の評価                         | 児童生徒の側に立った評価                                    |
| 役割 | 教師が指導した知識、技能をどの程度身に付けたかを把握するための評価 | 児童生徒一人一人のよさや可能性を伸ばし、自己実現を支援するための評価              |
| 領域 | 「知識」「理解」「技能」中心<br>(習得した結果の重視)     | 「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」<br>(成長する姿を多面的に) |
| 時期 | 主として学習の終末期に                       | 学習のプロセスで継続的に<br><b>学習指導の過程を重視した評価</b>           |
| 方法 | 主としてペーパーテスト                       | 行動観察、発言分析、作品分析、自己評価、相互評価等を活用                    |
| 目的 | 評定のための評価が中心                       | 指導のための評価<br><b>指導と評価の一体化</b>                    |

### ② 指導の改善へ

学習指導の過程や成果などを的確に把握して、児童生徒一人一人の学習活動の支援に生かすことが求められています。そのためには、学習指導要領に示されている各教科の目標に照らしてその実現状況を見る評価（目標に準拠した評価、いわゆる絶対評価）を一層重視し、観点別学習状況の評価を基本として、児童生徒の学習の到達度を適切に評価していくことが重要となってきます。また、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを評価するため、個人内評価を工夫することも大切です。

各教科については、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」を評価の観点としており、これらの観点ごとに教科に応じて身に付ける学力として評価規準を作成する必要があります。

評価規準は、学年ごとに各教科の単元やねらいに即して設定することが最小限度必要となります。評価規準に基づいて把握した成果については、学習活動の支援に生かすようにすることが大切です。

評価の結果は、学習指導に生かされてこそ意味をもつものです。

- ◇ 学習指導の過程を重視した評価 → 個に応じた指導へ

◇ 指導と評価の一体化 → 指導の改善へ

## (6) 授業評価

授業は、教育実践の中核をなす活動です。児童生徒にとってわかる授業が展開されるためには、授業評価がなされなければなりません。授業評価は、授業が児童生徒にどのような変化を生じさせたかを確認、改善を要する点を明らかにするものです。

どのような側面から、授業評価を行うことができるでしょうか。「誰が（主体）」「何を（対象）」を評価するかという視点から、次の側面が考えられます。

| 誰が<br>何を（主体）<br>（対象） | 授業者が（教師）                                                     | 学習者が（児童生徒）                                     | 観察者が（第三者）                                                |
|----------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 授業者を<br>（授業を）        | <b>【授業者の自己評価】</b><br>自分の授業設計の適否<br>教材研究や指導法の適否<br>教材・教具活用の適否 | <b>【学習指導（授業）の評価】</b><br>教師の教え方の良否<br>教師の態度への賛否 | <b>【学習指導の評価】</b><br>授業設計の良否<br>教材研究や指導の良否<br>教材・教具活用の良否  |
| 学習者を<br>（児童生徒を）      | <b>【学習反応の評価】</b><br>発言や学習状況の良否<br>到達の度合い<br>反応の程度            | <b>【学習者の自己評価】</b><br>学習への意欲<br>自分の理解度<br>努力度   | <b>【学習活動の評価】</b><br>発言や学習状況の良否<br>学習の達成状況の良否<br>学習意欲の程度  |
| 学習集団を                | <b>【学習雰囲気の評価】</b><br>協調性の程度<br>全体の高まりの程度                     | <b>【学習活動の相互評価】</b><br>目標の達成度<br>学習への意欲         | <b>【学習雰囲気の評価】</b><br>全体の雰囲気の程度<br>協調性の程度<br>コミュニケーションの程度 |

### ① 授業評価の意義

授業評価の意義としては、主に次の3点が考えられます。

- ア 授業を行った教師が「児童生徒から見た授業評価」や「児童生徒の学習状況」等を参考にして、発問や板書の仕方、教材の取扱い等を「自己評価」することによって、教師自身の授業を振り返り、指導法の改善をする。
- イ 児童生徒が何を身に付けたのか、どこにつまずいているかなどの学習状況を「教師による児童生徒の評価」や「児童生徒の自己評価、相互評価」等で把握し、指導の在り方を検討し、児童生徒の個に応じた指導ができるようにする。
- ウ 児童生徒が自ら目標を確認し、目標に向かって努力し、その成果や課題を「自己評価」する習慣を身に付けることにより主体的な学習ができるようにし、生涯学習の基礎を培う。

## ② 児童生徒による授業評価

これまでの授業評価は、授業実践者である教師または観察者が評価するという方法で行われることが多かったのですが、授業の評価は授業の中心となる児童生徒が何を獲得したかを判断基準として行われるべきものです。

そこで、児童生徒がわかる授業を目指すため、指導者の側に立つ評価だけではなく、児童生徒が授業をどのようにとらえ、何を獲得したのかを児童生徒の側から明らかにすることが大切になります。

### ③ 児童生徒による授業評価方法と事例

児童生徒による授業評価の方法としては、授業について「質問紙法（評定尺度法）」「線結び式内容分析法」「自由記述法（注文カード）」などがあります。

ア 質問紙法（例：小学校）

| <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">じゅぎょう</div> <div>今日の授業はどうでしたか？</div> </div>                                                                                                                                                                                                                             |          |  |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--|--|
| 平成 年 月 日 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 第4学年 算数科 |  |  |
| 名前 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |          |  |  |
| 1 今日の学習は楽しかったですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |  |  |
| <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>とても楽しい</span> <span>楽しい</span> <span>あまり楽しくない</span> <span>楽しくない</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; height: 20px; border-top: 1px solid black; margin-top: 5px;"></div>                                                                                                     |          |  |  |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>・ そのわけを書きましょう。</span> <span style="font-size: 40px; line-height: 1;">[</span> </div> <div style="height: 100px; border: 1px solid black; margin-top: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span></span> <span style="font-size: 40px; line-height: 1;">]</span> </div>      |          |  |  |
| 2 先生の話はわかりやすかったですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |          |  |  |
| <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>とてもわかりやすい</span> <span>わかりやすい</span> <span>あまりわからない</span> <span>わからない</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; height: 20px; border-top: 1px solid black; margin-top: 5px;"></div>                                                                                               |          |  |  |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>・ どんところがわからなかったですか。</span> <span style="font-size: 40px; line-height: 1;">[</span> </div> <div style="height: 100px; border: 1px solid black; margin-top: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span></span> <span style="font-size: 40px; line-height: 1;">]</span> </div> |          |  |  |
| 3 四捨五入の意味がわかり、数直線を使って考えることができましたか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |          |  |  |
| <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>よくできた</span> <span>できた</span> <span>あまりできない</span> <span>できない</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; height: 20px; border-top: 1px solid black; margin-top: 5px;"></div>                                                                                                        |          |  |  |
| 4 今日の算数の時間について感想を書きましょう。<br>(わかったこと、がんばってやったこと、新しい発見、友達の考え、ふしぎだなあと思うことも書きましょう。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |          |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |          |  |  |

イ 線結び式内容分析法（例：高等学校）

今日の授業についての意見・感想に当たる文章を、線でつないで三つまで作ってください。

| 《項目》              | 《属性》           | 《心理》         |
|-------------------|----------------|--------------|
| 1 説明が             | 1 十分だったので      | 1 できた        |
|                   | 2 不十分だったので     | 2 できなかった     |
|                   | 3 多かったので       | 3 わかった       |
| 2 板書が             | 4 少なかったので      | 4 わからなかった    |
|                   | 5 ていねいだったので    | 5 楽しかった      |
| 3 質問の仕方が          | 6 ざつだったので      | 6 楽しくなかった    |
|                   | 7 はやかだったので     | 7 満足だった      |
| 4 授業の進め方が         | 8 おそかったので      | 8 不満足だった     |
|                   | 9 わかりやすかったので   | 9 集中できた      |
| 5 鎌倉新仏教の内容について    | 10 わかりにくかったので  | 10 集中できなかった  |
|                   | 11 おもしろかったので   | 11 やる気が出た    |
| 6 鎌倉新仏教の成立の背景について | 12 おもしろくなかったので | 12 やる気がなくなった |
|                   | 13 明確だったので     | 13 すきだった     |
|                   | 14 不明確だったので    | 14 きらいだった    |

| 項目 | 属性 | 心理 |
|----|----|----|
|    |    |    |
|    |    |    |
|    |    |    |

④ 児童生徒による授業評価を行う際の留意点

授業評価から得た情報を「事実」としてとらえ、そこから多くのことを学び、授業改善をしていくことが大切です。

- ◇ 授業評価の方法や視点は、教科の特性や学年の発達段階、児童生徒の実態などに合った適切なものにする。
- ◇ 学校教育目標や学年目標に照らし、児童生徒の側に立つ授業評価の視点を学校独自で開発していく。
- ◇ 評価項目の作成に当たっては、教職員の共通理解を図り、作成過程を大切にする。
- ◇ 数量的な評価だけでなく、児童生徒の考えを書かせるようにする。
- ◇ 授業評価することの意義や目的を、児童生徒が理解していることが大切である。
- ◇ 評価の結果は、児童生徒理解に生かすようにし、児童生徒との信頼関係を深めるように努める。

〈参考文献〉『新学校教育全集 8 教科指導』（奥田眞丈・水越敏行編 ぎょうせい 平成7年）

『新学校教育全集 2 教育課程の編成』（熱海則夫・奥田眞丈編 ぎょうせい 平成7年）

『新版 校内研究事典』（尾木和英編著 ぎょうせい 平成11年）

『授業研究の課題と実践』（佐々木昭著 教育開発研究所 平成9年）

『児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について』

（教育課程審議会答申 平成12年）

『評価規準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料』（小学校）（中学校）

（国立教育政策研究所教育課程研究センター 平成14年）

### 3 道徳教育

人間は、本来人間としてよりよく生きたいという願いをもっています。道徳の指導は、この願いの実現を目指して生きようとする児童生徒の育成に通じます。道徳教育とは、人間が本来持っているこのような願いやよりよい生き方を求め実践する人間の育成を目指し、その基盤となる道徳性を養う教育活動であり、「学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う」ことが目標です。

#### (1) 全教育活動における道徳教育

学校における道徳教育は、各教科や特別活動及び総合的な学習の時間や他のあらゆる教育活動のなかで、それぞれの特質に応じて行う必要があります。また、道徳の時間は、その道徳教育のかなめとしての役割を担っています。したがって、全教育活動における道徳教育と、それらを補充、深化、統合する道徳の時間の指導が、十分に関連しあって機能しなければなりません。

学校教育活動全体を通じて行う道徳教育の基本方針としては、以下の点が挙げられます。

- 教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係の充実を図る
- 各教科、特別活動及び総合的な学習の時間などそれぞれの特質に応じた道徳性の育成を図る
- 体験や体験活動の充実と自らの生き方の自覚を深めさせる
- 社会生活上のルールや基本的なモラルについての指導を充実させる
- 学級や学校の環境の充実・整備による指導を充実させる
- 家庭や地域社会との連携による指導を充実させる
- 小学校中学校が連携して道徳性の指導を行う

#### ① 各教科における目標、内容及び教材とのかかわり

各教科の目標や内容、教材や学習活動のなかには、道徳教育にかかわるものが直接的、間接的に含まれており、それぞれの教科の特質に応じた道徳教育をあわせて行うことができます。適切に指導するためには、それぞれの教科の目標や内容について道徳教育にかかわる側面を明確に把握する必要があります。そのうえで、教科で扱う内容や教材の中で道徳教育に関係の深い事柄を道徳の時間に取り上げたり、また、逆に道徳の時間に取り上げたことに関係のある内容や教材を各教科の時間で扱ったりするなど、道徳の時間における指導の成果を生かすように工夫しながら指導することが大切です。

#### ② 特別活動における指導

特別活動の目標には、心身の調和のとれた発達や個性の伸長など道徳教育がねらいとしている内容と共通している面が多く含まれており、道徳教育と深くかかわっています。

特別活動では、特に「体験活動」が重視されており、目標のもと、「活動を行う」ことが特質の一つとなっています。一方、道徳の時間では、「体験活動を生かす」ことが、重要とされており、道徳の時間と特別活動、それぞれの特質を生かした関連が大切になっています。

### ③ 総合的な学習の時間における指導

総合的な学習の時間は、児童生徒の道德性を育てていくうえで重要な役割を果たしています。例えば、小学校においては、総合的な学習の時間は、道德の時間で培われた道德性を基盤として、体験的な学習活動を通してそれを「生きる力」として根付かせていく時間となります。児童生徒の道德性がより発展的、調和的に育っていくように、道德の時間と総合的な学習の時間における道德教育との関連を図っていく必要があります。

### ④ その他の教育活動（日常的な生活の場面）における指導

学校における授業以外の場面として、朝や帰りの学級の時間や、休み時間、給食の時間等があります。これらの時間は、児童生徒が集団の一員としての自覚を深めたり、児童生徒相互及び児童生徒と教師との人間関係を深めたりすることのできる時間でもあり、道德的実践及び道德性を育てる大きな役割を果たしています。だから、児童生徒が自ら成長を実感でき、新たな課題や目標を見つけられるよう指導を工夫する必要があります。

### ⑤ 学級・学校の環境の充実・整備による指導

校舎・校庭や教室の環境は、児童生徒の道德性の育成に深くかかわっています。教材や備品が整理整頓されている教室や校舎は、児童生徒の美化活動に協力する態度を育てることに役立ちます。また、教師や保護者、地域の人々や卒業生たちが在校生に託す願いを表した掲示や作品を設置することは、児童生徒の豊かな心をはぐくみ、愛校心や向学心を高めることとなります。

### ⑥ 家庭・地域社会との連携による指導

児童生徒の健やかな心身の成長を支援していくためには、学校・家庭・地域社会が連携をしていかなければなりません。そのために、まず、学校での道德教育についての意義を、家庭や地域社会に情報発信し、理解を求めていく必要があります。その際、学校教育と家庭や地域教育との、関連性や一貫性をもつことが重要です。

児童生徒の道德性は、様々な人間関係のなかで培われます。教師と児童生徒との関係も、人間的なふれあいが基本になります。教師もまた一人の人間です。日々の様々なことに悩み、より高い人格の完成を目指して努力しているという生の姿を見せることが、児童生徒の共感と呼び、尊敬と相互の信頼感にあふれた関係をつくることにつながります。

また、児童生徒一人一人が、お互いの交流を深め、助け合い、励まし合い、学び合う場と機会を積極的につくり、児童生徒同士が援助や協力できる人間関係の充実を図ることが大切です。

## (2) 道德の時間の指導

各学校においては、「道德教育の全体計画」「道德の時間の年間指導計画」及び「学級における指導計画」を作成する必要があります。

「道德教育の全体計画」とは、学校における道德教育の基本的な方針を示し、学校における教育活動全体を通して、道德教育の目標を達成するための方策を総合的に示したものです。全体計画の作成にあたり、学習指導要領解説道德編（平成 11 年）（小学校 P 57～58、中学校 P 61～62）に示された内容を踏まえることが必要です。なお、「心のノート」の具体的な活用方法や活用場面などを示しておくことが望まれます。そして、「全体計画」に基づいて、学

級における指導をどのように行うのかを具体的に示したものが「学級における指導計画」です。(学習指導要領解説道徳編小学校平成 11 年 P 64～66、中学校 P 68～70)

そして、その「全体計画」及び「学級における指導計画」に基づき、道徳の時間の指導が、計画的、発展的に行われるように組織された各学年の指導計画が、「道徳の時間の年間指導計画」です。年間指導計画の作成に当たっては、学習指導要領に示された 4 つの視点により児童生徒の道徳性をとらえ、学年段階ごとに示されている「内容項目」を適切に配置する必要があります。また、年間指導計画の作成において、その中に授業者の思いや願いを託すことが大切です。(学習指導要領解説道徳編小学校平成 11 年 P 60～64、中学校 P 64～68)

## ① 道徳の時間の目標

道徳の時間の目標は、児童生徒の道徳的実践力を育成することです。道徳的実践力とは、児童生徒が、自分の内面に道徳的価値を自覚し、将来出合うかもしれない様々な場面や状況のなかでも、道徳的価値を実現するための行動を主体的に選択し、実践することができるような内面的な資質を意味しており、主として、道徳的心情・道徳的判断力・道徳的実践意欲と態度などの道徳性を包括するものです。

## ② 学習指導案の作成に当たって

学習指導案を作成するときには、適切なねらいを定め、児童生徒が道徳的価値について自らのものとして自覚を深めることができるように、実態に応じて、どのような資料を使ってどのような指導を展開していくかという指導の手順や流れを考えることが大切です。

### 学習指導案作成の主な手順及び留意点

#### ア ねらいを検討する

指導の内容や教師の指導意図を明らかにする。

#### イ 指導の要点を明確にする

児童生徒の実態と教師の願いを明らかにし、各教科等での指導との関連を検討する。

#### ウ 資料を吟味する

ねらいとのかかわりで道徳的価値がどのように含まれているか、児童生徒の実態に適合しているか、学習意欲を引き出すことができるか、授業に深まりと広がりを持たせることができるかなど、多面的に検討する。

#### エ 発問を考える

児童生徒の感じ方や考え方を予測したうえで、ねらいにせまるための発問を考える。

#### オ 学習指導過程を考える

児童生徒の心に響く道徳授業を工夫するためには、体験活動や日常生活の具体的な事柄をどのように活用するか検討する。

#### カ 板書計画を立てる

学習指導過程が、一目で見てわかるように構造化を図ることや児童生徒が自らの心を見つめることができるように、話し合いを深めるための土俵となるように留意することが大切である。

#### キ 一人一人を生かす方法を考える

発達段階に応じて、個を生かす様々な表現方法を検討する。

#### ク 事前指導、事後指導について考える

事前の実態把握や事後の個別的な指導、家庭や地域社会との連携を検討する。

学習指導案の項目及び一般的な形式（例）

## 第〇学年 道徳学習指導案

平成〇年〇月〇日〇曜日 第〇校時

〇年〇組 児童生徒数〇名

場所〇〇室

授業者 〇〇〇 〇〇 印

- 1 主題名 年間指導計画における主題名（例：3－(2) 生命の尊重 など）
- 2 ねらいと資料 年間指導計画におけるねらいと資料
- 3 主題設定の理由
  - 年間指導計画における主題構成の背景
  - ねらいや指導内容についての教師の考え方
  - 児童生徒の実態と教師の願い
  - 使用する資料の特質や取り上げた意図
  - 児童生徒の実態とかかわらせた指導の方策 など
- 4 事前・事後指導及び他の教育活動との関連
- 5 学習指導過程

|        | 学習活動                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 主な発問と予想される発言や心の動き | 指導上の留意点や支援の観点 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|---------------|
| 導<br>入 | 児童生徒の主題や資料、学習に対する興味や関心を集める工夫をする。最終的なねらいとなる道徳的価値に近づくような導入を心がける。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                   |               |
| 展<br>開 | <p>ねらいを達成するための中心となる段階。中心となる資料により一人一人がねらいとなる道徳的価値について自覚を深める段階でもある。展開の前段では、資料中の登場人物の思いや考えと児童生徒の思いや考えを重ねることを目的とし、展開の後段では、資料を離れて、自分自身を振り返ることを目的とする。展開の前段のみの場合もある。</p> <div><p>【展開の指導の工夫や留意点】</p><ul style="list-style-type: none"><li>○ 資料の提示 ⇒ 教師の範読や場面の絵、紙芝居など</li><li>○ 話し合いを進めるために机の配置を工夫する</li><li>○ 共感を深めるために、役割演技や疑似体験を取り入れる</li><li>○ 発問 ⇒ 中心発問を決める・考えや思いを問う</li><li>○ 価値の自覚を深めるために、書く活動を取り入れる など</li></ul></div> |                   |               |



- |                                                        |
|--------------------------------------------------------|
| IV 終末段階として・・・名言や詩などを用いて学習したことの明確化を図る。                  |
| V 事前や事後に・・・道徳の時間の事前に学習につながる問いかけをしたり、事後に発展的な投げかけをしたりする。 |

指導に当たっては、各ページの内容への子どもの多様な受け止め方を大切にし、子どもの自分を見る目を豊かにするきっかけとなるような生かし方を大切にしてほしいです。

道徳の時間は、学級づくりの大きな柱の一つとして、位置付けることができます。道徳の時間を大切にし、児童生徒の豊かな人間性をはぐくんでいてほしいものです。

#### 〈参考文献〉

- 『新しい教育課程と学習活動の実際 道徳』（押谷由夫編著 東洋館出版社 平成 11 年）
- 『「生きる力」をはぐくむ道徳教育』  
（岡山県学校道徳研究会編著 教育開発研究社 平成 11 年）
- 「道徳教育 Q & A」（高知県教育委員会事務局学校教育課 平成 12 年）
- 『「心のノート」を生かした道徳教育の展開』（文部科学省 平成 15 年）

## 4 特別活動の指導

特別活動は、望ましい集団活動を通して児童生徒の個性化と社会化を促す活動であり、「なすことによって学ぶ(*learning by doing*)」実践的活動を中心に据えています。学級・ホームルームを単位として創意工夫を凝らした活動を展開したり、学級・ホームルームの枠を越えて学年で、あるいは学校全体で目指す児童生徒像の実現に向けての活動を展開したりします。

### (1) 特別活動の全体構造

#### ① 目標・・・各学校段階の特徴をつかみましょう。

| 小学校                                                                                   | 中学校                                                                                                           | 高等学校                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。 | 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。 | 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。 |

#### ② 内容・・・各学校段階の特徴をつかみましょう。

|                                             | 小学校                                                                          | 中学校                                                                                                   | 高等学校                                                                                                       |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・学級活動<br>(小・中学校)<br><br>・ホームルーム活動<br>(高等学校) | (1) 学級や学校の生活の充実と向上に関すること<br><br>(2) 日常の生活や学習への適応及び健康や安全に関すること                | (1) 学級や学校の生活の充実と向上に関すること<br><br>(2) 個人及び社会の一員としての在り方、健康や安全に関すること<br>(3) 学業生活の充実、将来の生き方と進路の適切な選択に関すること | (1) ホームルームや学校の生活の充実と向上に関すること<br>(2) 個人及び社会の一員としての在り方生き方、健康や安全に関すること<br>(3) 学業生活の充実、将来の生き方と進路の適切な選択決定に関すること |
| ・児童会活動<br>(小学校)<br><br>・生徒会活動<br>(中学校、高等学校) | 学校の全児童をもって組織する児童会において、学校生活の充実と向上のために諸問題を話し合い、協力してその解決を図る活動を行うこと              | 学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実や改善向上を図る活動、生徒の諸活動に関する連絡調整に関する活動、学校行事への協力に関する活動、ボランティア活動などを行うこと           | 学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実や改善向上を図る活動、生徒の諸活動に関する連絡調整に関する活動、学校行事への協力に関する活動、ボランティア活動などを行うこと                |
| ・学校行事                                       | (1) 儀式的行事<br>(2) 学芸的行事<br>(3) 健康安全・体育的行事<br>(4) 遠足・集団宿泊的行事<br>(5) 勤労生産・奉仕的行事 | (1) 儀式的行事<br>(2) 学芸的行事<br>(3) 健康安全・体育的行事<br>(4) 旅行・集団宿泊的行事<br>(5) 勤労生産・奉仕的行事                          |                                                                                                            |
| ・クラブ活動<br>(小学校)                             | 学年や学級の所属を離れ、主として第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブにおいて、共通の興味・関心を追求する活動を行うこと             | ※ 中学校、高等学校のクラブ活動は、部活動等で代替できることにより、現行の学習指導要領では編成されていません。                                               |                                                                                                            |

## (2) 学級活動

\* ここでは小学校の学級活動を中心に述べてありますが、中学校の学級活動及び高等学校のホームルーム活動においても基本的な考え方は同じです。

### ① 学級活動で育てたい資質・能力

学級活動は、特別活動全体の基礎、基本となる資質・能力を育成する場です。学級活動で育成したい資質・能力としては、次のア～エが考えられます。これらの資質・能力は、各教科や総合的な学習の時間、道徳などの学習活動の場で生かされるものです。

#### 《評価規準例》

ア 学級や学校生活の適応と充実と向上を図り、身の回りの諸問題に関心を持ち、他の児童と協力して解決しようとしている。【関心・意欲・態度】

イ 学級の一員としての自覚をもち、集団における自己の役割や課題を見出し、身の回りの諸問題の解決について考え、判断している。【思考・判断】

ウ 学級や学校生活の充実と向上を目指し、話し合いや係の活動、集会の活動などの過程において、健全でよりよい生活を送るために必要な技能、選択の仕方などがわかり、自己の考えを的確に表現することができる。【技能・表現】

エ 学級や学校の生活の充実を目指した集団活動の進め方、生活や学習への適応、健康で安全な生活、進路選択などに関する事項を理解している。【知識・理解】

### ② 活動内容の特質

学習指導要領に示されている【活動内容（１）】は、よりよい学級生活の実現を目指して、児童が協力して学級での生活を充実、向上させるための活動を行うものです。そのために必要な組織づくりや仕事の分担処理などを児童自身が見出し、それらを学級の問題として自主的に取り上げ、解決していくことを特質としています。

これに対して、【活動内容（２）】や【活動内容（３）】は、一人一人の児童の自己指導能力の育成を目指して、児童や学校、地域の実態を考慮して、指導内容として取り上げる問題の重点化を図り、教師が意図的、計画的に行うことを特質としています。

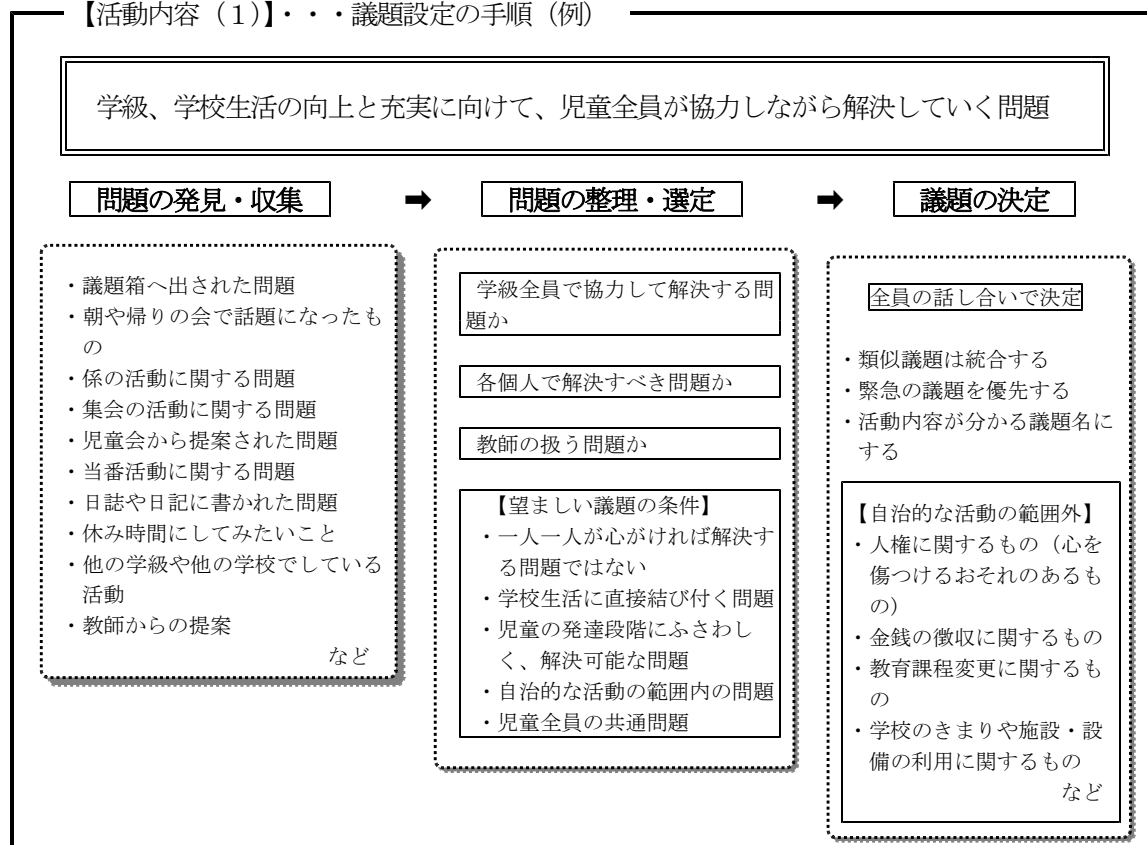
### ③ 「議題」、「題材」設定までの手順

【活動内容（１）】では、主として児童が取り上げる問題のことを、一般的に「議題」と呼びます。これに対して、【活動内容（２）】や【活動内容（３）】では、教師が意図的、計画的に取り上げる問題のことを「題材」と呼びます。

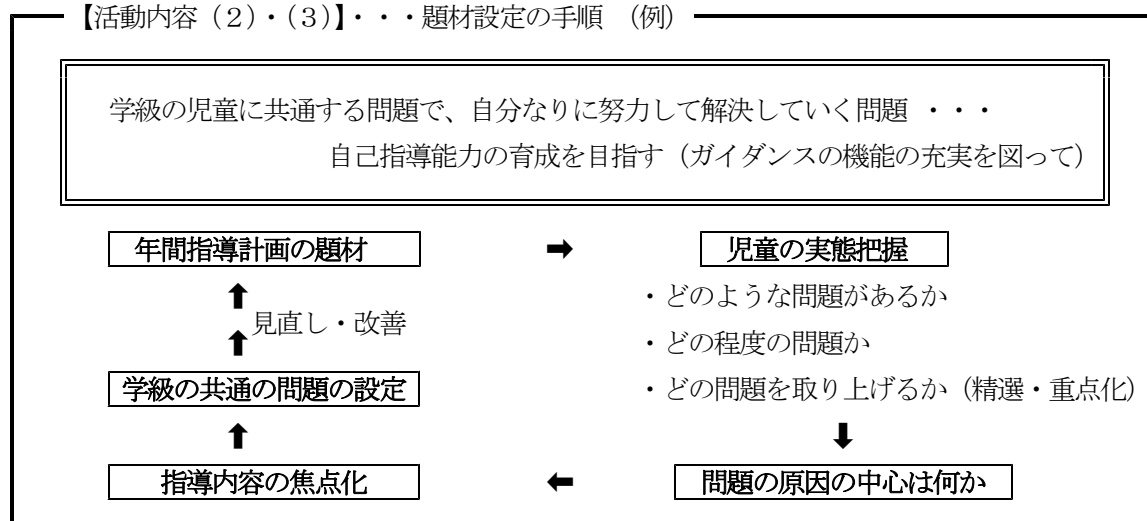
このような特質の違いから、「議題」、「題材」の設定の手順も異なっていきます。一般的には、次の例のような手順が考えられます。



【活動内容（１）】・・・議題設定の手順（例）



【活動内容（２）・（３）】・・・題材設定の手順（例）



④ 学級活動の年間指導計画の基本

年間指導計画は、各学級担任が、学級活動を指導するに当たってのよりどころとなるものです。また、学校としての構想や指導の見通しなどを含む展開の基準となるものです。その際、各学校や家庭、地域社会の実態、児童の実態などを考慮し、指導する内容や時期、時間などを明確にすること等に配慮し、活動内容の特質に応じた指導計画を作成することが大切です。

## ⑤ 活動内容の特質に応じた「話し合い活動」の基本的な指導過程

一般的には、次のような指導過程で「話し合い活動」は展開されます。

「事前の活動」→「本時の活動」→「事後の活動」にわたっての実践化が基本です。

|       | 【活動内容（１）】の場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 【活動内容（２）・（３）】の場合                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事前の活動 | <div>問題の発見・収集</div> <div>↓</div> <div>問題の整理・選定</div> <div>↓</div> <div>議題の決定</div> <div>・・・選ばれなかった議題の扱いの連絡</div> <div>↓</div> <div>活動計画の作成</div> <div>・・・話し合いの計画、司会等の役割分担</div> <div>↓</div> <div>事前の予告と準備</div> <div>・・・学級活動コーナーに活動計画を掲示、朝や帰りの会で連絡、必要な準備</div>                                                                             | <div>年間指導計画の確認</div> <div>↓</div> <div>児童（生徒）の実態把握</div> <div>↓</div> <div>題材の設定</div> <div>・・・実態に即した題材の設定</div> <div>↓</div> <div>指導案の作成</div> <div>・・・児童の主体的な活動場面の設定の工夫</div> <div>↓</div> <div>事前の予告と準備</div> <div>・・・意識調査、データの整理等の準備</div>                                              |
| 本時の活動 | 集団討議による集団目標の集団決定<br><br><div>（例）</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ はじめの言葉</li> <li>・ 学級の歌</li> <li>・ 議題の確認と役割（司会、記録等）の紹介</li> <li>・ 活動のめあての確認</li> <li>・ 提案理由の発表と確認</li> <li>・ 話し合いの内容の確認</li> <li>・ 話し合いの開始</li> <li>・ 決まったことの発表</li> <li>・ 教師によるねらいに即した、実践への意欲付けとなる評価</li> <li>・ 児童による自己評価、相互評価</li> <li>・ 終わりの言葉</li> </ul> | 集団思考による個人目標の個人決定<br><br><div>（例）</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>入 ①【意識化】取り上げた問題の状況などを明確にする</li> <li>入 ②【共通化】児童の実態に即した共通な内容</li> <li>展 ③【原因追究】問題の原因を明らかにする</li> <li>開 ④【解決策】集団思考を通して、実践的な解決策を考える</li> <li>終 ⑤【個別化】自分なりの実践方法を自己決定する</li> <li>末 ⑥【実践化】一人一人が強い実践的意欲をもつ</li> </ul> |
| 事後の活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●決まったことをもとに活動計画を作成する</li> <li>●全員が手分けして事前準備等の役割を遂行する</li> <li>●みんなで協力して集団としての実践活動を行う</li> <li>●実践活動をふりかえり、相互評価、自己評価を行い、次の活動に生かそうとする態度や意欲を育てる</li> </ul>                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自己決定に基づき個人としての実践を行う</li> <li>●個人実践の取組を発表する場を構え、反省・評価を繰り返しながら、自主的、実践的な態度を育てる</li> <li>●家庭と協力しながら、一人一人のがんばりを評価していく</li> </ul>                                                                                                                         |

## ⑥ 学級活動計画委員会の役割と指導上の留意点

学級活動計画委員会（学級活動プログラム委員会など名称は様々）とは、⑤の【活動内容（１）】にある事前の活動、本時の活動、事後の活動を推進していくための組織です。全ての児童に経験させたい活動なので、輪番制が望ましいといえます。指導に当たっては、次のようなことに留意することが大切です。

ア 計画委員会の活動について、オリエンテーションを行う。

イ 活動時間を確保する。

例えば、次のように週間活動表を作り指導するのもよいでしょう。

|   |      |                                                                           |
|---|------|---------------------------------------------------------------------------|
| 月 | 朝の会  | 議題の整理を行い、議題案を見つける。(計画委員会の開催)                                              |
| 火 | 朝の会  | 整理した議題の中から、学級全員で話し合うよい議題を選定するため、「今度の話し合い活動の議題は〇〇にしたいのですが、これでよいですか?」と提案する。 |
| 水 | 放課後  | 決定した議題について、どのように話し合うか、話し合いの柱を決め、活動計画書を作成する。(計画委員会の開催)                     |
| 木 | 帰りの会 | 話し合う内容について予告し(背面黒板等を利用して「学級活動コーナー」を設置)次の日までに自分の考えをまとめてくるように伝える。           |
| 金 | 第5校時 | 話し合い活動                                                                    |

ウ 話し合いの内容の設定を指導する。

- ・提案された問題を解決するための中心的な内容になっているか。
- ・全員が話し合って決定すべきことか。
- ・時間の配分を考慮した内容となっているか。
- ・実際の活動に直結した内容となっているか。
- ・みんなの願いや思いを反映した内容となっているか。
- ・児童の力で話し合って実践可能な内容か。
- ・学級全員に関係するか。
- ・話し合ったことがすぐに実践できるものか。

## ⑦ 「話し合い活動」指導上の留意事項

ア 意見の出し方の指導

話し合いをより充実したものにするためには、国語科の「話すこと・聞くこと」を中心に、各教科等での指導の時間全体を通じて育成していくことが重要です。

イ 「係」や「集会」の活動に関する指導

「係」や「集会」の活動は、基本的には話し合い活動の議題の一つとして提案され、よりよい実践化を目指す指導が必要です。

＜主な指導のポイント＞

- |             |              |              |
|-------------|--------------|--------------|
| ・係と当番の活動の違い | ・編成や再編成の手順   | ・活発にするための手立て |
| ・集会の種類      | ・集会の活動計画の立て方 |              |

## ⑧ 「話し合い活動」の指導案の一般形式

学級活動における「話し合い活動」の指導案の形式は、【活動内容(1)】の場合は、次の例のような形式が一般的です。通常の教科等の指導案とは形式が異なっています。その意図・意義等を理解し、今後の実践に生かしましょう。

なお、【活動内容(2)】や【活動内容(3)】の場合は、一般的に教科等の指導案と同じ形式です。

【活動内容（１）】の指導案形式（例）

第○学年 学級活動（話し合い活動）指導案

平成○年○月○日○曜日 第○校時

○年○組 児童数○○名

場所○○教室

指導者 ○○○ ○○ 印

1 議題 「○○○○について決めよう」

2 議題設定の理由

日常の学級や学校生活の中から、議題が生まれた背景やこの議題に学級全員が取り組むことによって学級や学校生活をどのように向上していくかについての教師の指導観や願いを盛り込んで書く。

3 話し合い活動における評価規準

一連の活動について、【関心・意欲・態度】【思考・判断】【技能・表現】【知識・理解】の4観点からの評価規準を書く。

4 事前の活動

- |                |            |         |
|----------------|------------|---------|
| (1) 議題案の選定     | 計画委員会（放課後） | ○月○日○曜日 |
| (2) 議題の決定      | 帰りの会       | ○月○日○曜日 |
| (3) 活動計画の作成    | 計画委員会（放課後） | ○月○日○曜日 |
| (4) 話し合いの内容の発表 | 帰りの会       | ○月○日○曜日 |

5 本時の活動

(1) 本時のねらい

提案理由を踏まえた話し合いを展開するために、本時の活動における評価のねらいを具体化し、簡潔に書く。その活動で一番育てたい力を2観点程度に絞るようにする。

(2) 活動計画【計画委員会の児童が作成】

|                                                                                                                                                    |                                        |                                                                                    |         |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------|------|
| 第○回 学級会の活動計画                                                                                                                                       |                                        |                                                                                    | ○月○日○曜日 | 第○校時 |
| 議題                                                                                                                                                 |                                        |                                                                                    |         |      |
| 提案理由                                                                                                                                               |                                        |                                                                                    |         |      |
| 提案者 ○○○○                                                                                                                                           | 提案者の思いや願いを明確にするなどして記入する。               |                                                                                    |         |      |
| 役割分担                                                                                                                                               | 司会<br>黒板記録                             | 副司会<br>ノート記録                                                                       |         |      |
| めあて                                                                                                                                                | 提案理由をもとに、話し合いのよりどころとなることなどを記入する。       |                                                                                    |         |      |
| 決まっていること<br>(確認しておくことなど)                                                                                                                           | 活動時間や活動場所など、本時の話し合いまでに決定していることなどを記入する。 |                                                                                    |         |      |
| 話し合いの順序                                                                                                                                            |                                        | 気をつけること                                                                            |         | 準備   |
| 1 はじめのことば<br>2 役割分担者の紹介<br>3 議題と提案理由の確認<br>4 めあての確認<br>5 話し合い<br>内容① ○○について<br>内容② ○○について<br>※時間があれば内容③を話し合う<br>6 決まったことの確認<br>7 先生の話<br>8 おわりのことば |                                        | <div>             当日の運営について、児童が話し合いを進行していく上で、気をつけなければならないことを記入する。           </div> |         |      |

(3) 活動の展開と評価の実際【本時の活動（話し合い）】

| 主な活動                         | 指導上の留意点                                | 評価の視点                                                            |
|------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1 はじめのことば<br>2 役割分担者の紹介<br>⋮ | ・(例) 計画委員の役割分担によって、話し合いを進めるようにする。<br>⋮ | ・(例) 議題や提案理由がわかり、自分の考えを持っている。(知識・理解)【質問紙法】<br>(※ 児童の話し合いカード等を利用) |

6 事後の指導と児童の活動（教師の支援の内容を含む）

決定事項を実践するために予想される児童の諸活動とその指導、援助を書く。

# ⑨ 学級活動の評価

## ア 話し合い活動の評価のポイント

評価の基本は自己評価です。その妥当性を補うのが教師の観察や相互評価です。児童の活動の励みとなる評価を工夫しましょう。

### 【教師の観察カード例】

| 月／日（活動内容） | ／（ ）  |         |         |         | ／（ ）  |         |         |         | 総合評価 | 所 見                          |
|-----------|-------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|------|------------------------------|
| 観点<br>児童名 | 関・意・態 | 思・考・判・断 | 技・能・表・現 | 知・識・理・解 | 関・意・態 | 思・考・判・断 | 技・能・表・現 | 知・識・理・解 |      |                              |
| 1         | ○     |         |         | ○       | ○     |         | ○       |         | ○    | どの活動にも意欲的に取り組み、発表も少しずつ増えてきた。 |
| 2         |       |         |         |         |       |         |         |         |      |                              |

## イ 自己評価カードの例

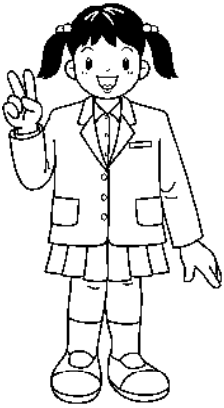
②の「学級活動で育てたい資質・能力」で記述したように、どのような力を育てたいのかを明らかにし、個別カードや観察表等を工夫して一人一人の評価を工夫し、本人がさらに伸びたいという意欲がもてる評価を継続的に行いましょう。

また、児童による授業評価を行うなど常に指導・改善に努める点は、特別活動の指導

も教科と同じく大切です。

特別活動の指導には教科書はありません。まずは自分でやってみること、地道な実践の積み重ねが力量アップの最も近道です。他の教員の実践に真摯に学ぶこと、書籍を購入したり、発表会に参加したり、研修を受けることもよい方法でしょう。

| ふりかえりカード                                                                                                                                                                                     |                                 | ○年○組               | 名前（ ） |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ◎よくできた ○できた △どちらともいえない                                                                                                                                                                       |                                 | しるし                | 自由感想  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 事前の活動                                                                                                                                                                                        | 1 議題案がだせましたか。                   |                    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                              | 2 提案理由や議題の内容が分かりましたか。           |                    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                              | 3 議題に対して自分の考えがもてましたか。           |                    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 話し合いの活動                                                                                                                                                                                      | 4 進んで意見を発表しましたか。                |                    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                              | 5 友だちの意見と自分の意見を比べながら聞けましたか。     |                    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                              | 6 計画委員は、みんなの考えをまとめて進んできたと思いますか。 |                    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                              | 7 みんなが協力して話し合ったと思いますか。          |                    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                              | 8 学級会の話し合いに楽しく参加できましたか。         |                    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                              | 9 決まったことを進んで実行しようと思いましたか。       |                    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                              | 事後の活動                           | 10 進んで集会に参加できましたか。 |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                              | 11 自分の役割を果たすことができましたか。          |                    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                              | 12 友だちと協力して活動できましたか。            |                    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 この集会でがんばったと思う人を推薦してください。                                                                                                                                                                  |                                 |                    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 前</th> <th>理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> |                                 | 名 前                | 理 由   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 名 前                                                                                                                                                                                          | 理 由                             |                    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                              |                                 |                    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                              |                                 |                    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                              |                                 |                    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 先生から                                                                                                                                                                                         |                                 | おうちの人から            |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                              |                                 |                    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |



#### ウ 係の活動の評価のポイント

係の活動は、教師がいない場で行われることもあります。活動の過程が分かるような児童による自己評価や相互評価を大切にしましょう。

##### 【自己評価・相互評価の観点例】

- 1 進んで活動しているか。
- 2 工夫して活動しているか。
- 3 楽しく活動しているか。
- 4 係のメンバーが話し合って活動しているか。
- 5 協力し合って活動しているか。
- 6 計画的に活動しているか。
- 7 一人一人が自分の役割に責任をもって活動しているか。
- 8 続けて粘り強く活動しているか。
- 9 学級のことをよく考えて活動しているか。
- 10 学級に役立つ活動をしているか。

### (3) 児童会（生徒会）活動

#### ① 児童会（生徒会）活動で育てたい資質・能力

##### 《評価規準例》

- ア 学校生活の充実と向上などに関心をもち、全校集団の一員として、問題解決に取り組もうとする。【関心・意欲・態度】
- イ 全校的な立場に立って学校生活上の諸問題の解決を目指し、諸活動の在り方や参加の仕方及び自己の役割について考え、判断している。【思考・判断】
- ウ 学校生活の充実と向上を目指し、各種委員会の活動や集会の活動、学校行事への協力に関する活動、ボランティア活動などの集団活動を進めるために必要な技能を生かしながら表現することができる。【技能・表現】
- エ 児童会（生徒会）、各種委員会の諸活動の意義や役割、望ましい集団活動の進め方などに関する基礎的な事項を理解している。【知識・理解】

#### ② 児童会（生徒会）活動の特質と教育的意義

##### ア 特質

学校生活の充実発展や改善向上を目指し、児童生徒の立場から協力して諸問題を解決しようとする異年齢集団による、自発的、自治的な活動を特質としています。

##### イ 教育的意義

児童生徒一人一人の学校生活を楽しく豊かにしたいという願いを具体的に発展させるために教育課程に位置付けられた教育活動です。次のような意義が考えられます。

- 自分たちの学校生活を充実・向上・発展させようと、自発的、自治的に諸問題を解決していく過程を通して、自主的、実践的な態度を育てることができる。
- 学校の一員としての所属感、連帯感を育て、集団の一員としての自覚を深めること

ができる。

- 実践活動の積み重ねによって、好ましい人間関係や自主性と社会性を養い、あわせて個性の伸長を図ることができる。
- 児童会（生徒会）の組織として学校行事の特質に応じて積極的に参加・協力させることによって、その行事を充実させるとともに、愛校心や学校への所属感を一層深め、よりよい校風の確立と学校の伝統の継承、発展などを図ることができる。
- 生徒会の組織として地域の諸活動やボランティア活動への参加や協力、地域の人々との幅広い交流などを通して、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、一人一人の生徒の自己開発や自己実現をもたらし、豊かな人間性や思いやりの心、公共のために尽くそうとする心などを養うことができる。

### ③ 児童会（生徒会）活動を活性化させる手だて

「こんな学校にしたい。」という自分たちの学校に対する願いを集約し、全校児童生徒が目指す学校像を設定することが活性化への第一歩になります。そのためには、次のような手だてが考えられます。

- ア 全校児童生徒の願いを生かした児童会（生徒会）のめあてを決める。
  - ・例えば、小学校の低学年の願いを高学年が聞き取りに行ったりするのもよい方法。
- イ めあてが実現できるような活動を目指す。
  - ・各種委員会の活動内容も児童会（生徒会）のめあての実現を意識した活動が望まれる。
- ウ 代表委員会の時間を確保し、全校児童生徒の声を生かす。
  - ・定例の時間を決めること。
- エ 全校児童生徒に代表委員会の様子を伝える。
  - ・児童会（生徒会）コーナーを昇降口等に設置する。
  - ・話し合った内容を新聞等にして読んでもらう。
- オ 各学級（ホームルーム）、各委員会、各クラブ（部）の連携の場とする。
  - ・児童会（生徒会）のめあてを実現するという共通の目的に向かって、各組織が互いに協力できることはないかと連絡を取り合う場として位置付ける。

### ④ 指導上の留意事項

児童会（生徒会）活動の具体的な活動の展開に当たっては、児童生徒が主体的に活動内容を考える（話し合う）場の指導を最も重視します。その際、学級（ホームルーム）活動と同様に、議題の発見・選定、話し合う内容の立て方、活動計画の作成、実践活動の役割分担の方法、実践後の相互評価や自己評価の仕方など、児童（生徒）の自発性や自治的な能力を高めることを目指した指導・援助に努めましょう。

〈参考文献〉 『埼玉県小学校（中学校）教育課程評価資料』（埼玉県教育委員会 平成14年）  
『埼玉県特別活動研究集録第39集 新学習指導要領における特別活動』  
（埼玉県特別活動研究会 平成11年）  
『学級活動・学級経営実践ハンドブック』（小学館 平成12年）

## 5 生徒指導

充実した楽しい学校生活を通して、すべての児童生徒が健やかに成長を遂げることは、わたしたち教職員の切なる願いです。そのためには、児童生徒が自己実現できるように指導・援助していく生徒指導の充実が不可欠となります。

児童生徒一人一人が、心豊かな学校生活を送り、よりよい人格の発達を図っていただけるよう学校教育の根幹の機能である生徒指導について理解し、その機能を十二分に発揮できる教職員となりたいものです。

### (1) 生徒指導の意義

#### ① 生徒指導の意義とねらい

生徒指導は、学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つです。すべての児童生徒に対し、すべての教職員が、教育活動のすべての領域で行うものです。

生徒指導とは、一人一人の生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の生徒の自己指導能力の育成を目指すものである。

(文部省「生徒指導資料 第20集」昭和63年3月)

近年、重大な少年事件の発生や問題行動が深刻化する傾向にあり、以前にも増して心の教育の必要性や生徒指導の充実強化が求められています。しかし、生徒指導の意義は、これら問題行動への対応という消極的な面にだけあるのではなく、すべての児童生徒の人格のよりよき発達を目指すとともに、一人一人の児童生徒にとって学校生活を有意義で充実したものにするという積極的な意義もあります。学校教育は本来、児童生徒の発達段階に応じて、自己実現を図るための能力や態度を育成することを基本理念としており、その考えがそのまま生徒指導の基盤と言えます。生徒指導の積極的な面を十分作用させていくことは、一人一人の児童生徒や集団への指導はもちろん、ひいては問題行動への対応にも効果を上げることになります。

#### ② 自己指導能力の育成

自己指導能力とは

自己をありのままに認める（自己受容）  
自己に対する洞察を深める（自己理解）  
自己受容と自己理解を基盤に自分の目標をもつ  
目標達成のため自発的、自律的に自分の行動を決断し、実行する

などの力です。日々の学校生活の中で、自分の判断で選択、実行し、責任をとるという経験の積み重ねを通じて育てていくものです。

### 自己指導能力育成のための留意点

#### ア 児童生徒に自己存在感を与えること

##### ～すべての児童生徒が持つその子なりの力を活かせる活動を工夫しよう～

人間はその人に代わる人がいないという意味でかけがえのない存在です。一人一人の存在を大切にすることが指導の基本であり、児童生徒の独自性や個性を大切にした指導を行い、あらゆる学校生活の場で自己存在感を持つことができるようにすることが重要です。

#### イ 共感的人間関係を育成すること

##### ～本音や人間的弱さを出し合える体験をもたせよう～

人間として無条件に尊重し合える共感的な人間関係にあつてこそ、児童生徒の自己受容、自己理解は促進されます。また、児童生徒は、教師が自らの人間的弱さを認め、それを克服すべく努力している姿をみて、自己変容を遂げていきます。

人は人とのかかわりの中で生きていくものであり、常に相手とのかかわりの中で行動するよう指導することが大切です。このような指導を通して集団の一員としての自覚やモラル（意欲や態度、やる気）が育ちます。

#### ウ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること

##### ～児童生徒の手づくりの活動をたくさん盛り込もう～

自らの行動を自分で選択する自由を児童生徒にできるだけ与えること、その上で自ら決断した行動に対して責任をとるよう指導します。もちろん、選択の自由は児童生徒自身で責任のとれる範囲内で認められるものであるのですが、このような自己決定の場を多く与えることで、自己受容、自己理解は進められていきます。

### ③ 学級（ホームルーム）担任・教科担任が行う生徒指導

学級の児童生徒と最も多く接する学級（ホームルーム）担任は、日常のあらゆる機会を通じて生徒指導を直接的、継続的に推進する重要な立場にあります。

#### 学級（ホームルーム）担任による生徒指導上の役割

ア 思いやりを大切にし、支持的風土のある学級集団を育てるようにする。

イ 日ごろから児童生徒とのふれあいを大切にし、児童生徒理解を深めるように努める。

ウ いろいろな集団活動へ参加し協力する態度や、積極的に活動しようとする意欲を育てる。

エ 教室やその周囲の環境の整備や美化を心がけ、児童生徒の心を育てる場にする。

オ 家庭との連携を密にし、協力し合うようにする。

カ 「学級（ホームルーム）活動」の充実を図り、協力してよりよい生活を築こうとする気持ちや態度を育てる。

また、児童生徒が過ごす学校生活時間の大半は、教科の学習の場です。そこでは、児童生徒一人一人が自発的、自主的に活動することによってその授業が充実し、児童生徒同士の相互作用や教職員とのふれあいの豊かさが基盤となって授業が展開していきます。そのような教科の指導の場は、生徒指導を行うよい機会であると同時に、生徒指導の機能が教科の指導をより充実したものにしていくことにつながります。つまり、生徒指導は教科指導と重なり合うものと言ってよいでしょう。したがって、教科担任は、学級（ホ

ームルーム)担任と常に連絡を取り合い連携し合って生徒指導を進めていく必要があります。

#### ④ 特別活動及び教育課程外の活動と生徒指導

児童生徒の自発的、自主的、集団的、実践的活動である特別活動は、直接的に生徒指導の機能が生かせる重要な場であって、児童生徒とともに教職員も積極的に取り組んでいきたいものです。

学校では、いわゆる学校裁量の時間、始業前や休み時間、放課後、長期休業中等、教育課程外の教育活動も行われています。どのような行動が適切であるか児童生徒が自分で判断して実行する自己指導能力は、このような実践的な活動の場面で発揮されることが多く、教育課程外の教育活動における生徒指導の展開の重要性を認識しなければなりません。

## (2) 児童生徒理解

### ① 児童生徒理解の方法と留意点

児童生徒一人一人の人格形成をねらいとする生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性に即し、具体的に進めなければなりません。そのためには、十分な児童生徒理解が不可欠となります。児童生徒をよく理解することによって、個々の児童生徒のどこを伸ばし、どこに問題があるのか把握でき、効果的な援助や指導の在り方を明らかにすることができます。

また、言うまでもなく教育は、児童生徒との信頼関係のうえに成り立つものであり、それを基盤に生徒指導も機能するのです。信頼関係を築くためには、十分かつ正しい児童生徒理解が必要となります。

#### ア 児童生徒理解の方法

- 観察……………児童生徒の様子を漫然と観察すると、主観的理解にとどまってしまうため、観察のねらいを明確にし、毎日の一定時間を選んで観察する、事柄が起こるたびに観察するなど、ねらいに沿った方法を用いてより客観的な理解を進めましょう。
- 面接……………調査・相談・集団面接法などがあります。相談面接は一人一人に長い時間をかけることになりますが、児童生徒が心を開き信頼関係を培うことにもつながります。
- 質問紙……………調べようとする問題について質問紙を作り、回答してもらう方法で、一時に多数の児童生徒の資料が得られます。
- 心理検査……………知能、学力、性格等多様な領域に及ぶ検査がありますが、検査の効用や限界などを十分に念頭におくとともに、結果だけから児童生徒を固定的にとらえることのないよう、検査実施後の個別面接と組み合わせでより正確な理解を図る必要があります。
- その他……………作文や日記、班ノート等も理解のための貴重な資料となります。

#### イ 児童生徒理解のための留意点

- 主観的にならないようにしましょう  
「おや」と思ったら「この子はなぜ(いつも)このような行動をするのだろうか」と考え、客観的に理解していくように努めなければなりません。

- 指導のための理解です

単なる理解に終わるのでなく、児童生徒への指導・支援につなげましょう。

- 共感的理解で臨みましょう

共感的理解とは、教職員が児童生徒自身の立場を尊重して話を聴き、相手の枠組みの中で感情の流れを受け止めることです。「この子の考えは正しい。正しくない。」というように表面的に判断せず、「この子は今、こんなふうに感じているんだ。」というように受け止め、理解していくことです。共感的理解を得るためには、教職員と児童生徒の日常のふれあいが大切です。

## ② 問題行動を起こした児童生徒の理解

### ア 児童生徒の立場に立ちましょう

先入観をもったり、「困った児童生徒」として受け止めてはいけません。児童生徒の問題行動は、児童生徒を取り巻く環境と本人との相互の関係の中で起こる緊張や抑圧の結果であるし、言葉では表現できない心の内面の表現であったり、援助を求める信号であったりするのです。

### イ 共感的態度で接しましょう

問題行動の有無にかかわらず、共感的に接することは基本です。

### ウ 家庭との協力を図りましょう

児童生徒の問題行動には、家庭生活における種々の要因がかかわっていることがあるため、本人の指導と同時に保護者と話し合うなど、家庭への働きかけが必要となります。

## ③ 児童生徒との信頼関係の形成

正しい児童生徒理解を進め生徒指導を十分に機能させるためには、児童生徒と教職員の日ごろの人間関係づくりがどれだけできているにかかっています。好ましい人間関係づくりを進めていく中で、児童生徒との信頼関係が形成されていきます。

### ア 日ごろの人間関係づくりの留意点

- 目の前にいる児童生徒を最優先しましょう

自分の教職員としての立場にこだわった対応をしていないか常にふりかえる必要があります。一人一人の児童生徒をかけがえのない存在としてとらえる姿勢をもつことです。

- 児童生徒を肯定的に見ましょう

教職員が、一人一人の児童生徒の長所を的確に把握し、肯定的な見方をすることによって、そのような姿勢や態度は自然に伝わり教師への信頼感が育ちます。

- 児童生徒一人一人に積極的な関心を示しましょう

例えば、病弱な体質の児童生徒について、自身の健康についてどんな考えをもっているのだろうかとか、学級で目立たない児童生徒には、どのような長所が秘められているのだろうかとか、児童生徒一人一人に強い関心を持つ事が大切であり、



そのことを児童生徒は敏感に感じとるものです。

- 自分自身の心を開き、率直な態度で児童生徒に接するようにしましょう

信頼に満ちた人間関係は、教職員と児童生徒が互いに心を許し合い安心して語り合える関係でもあります。教職員が心を開いて、自分の思いや過去の体験などを率直に語ることは、児童生徒も自分自身を語ることでできる雰囲気をつくることにつながります。

- 児童生徒一人一人に積極的なかわりをもちましょう

例えば、児童生徒が掃除などの終了の報告に来た時、言葉だけで労をねぎらって済ませると、一緒にその場へ行き他の児童生徒の顔や状況を直に見て労をねぎらうとでは、児童生徒の受け止め方はかなり違ってきます。積極的にかかわっている教職員の姿に、他の児童生徒も信頼感を深めるものです。

#### イ ほめ方・しかり方

教職員は日常の教育活動において、承認・激励・注意などを与えながら児童生徒の成長への援助をしています。つまり、「ほめる指導」「叱る指導」です。ほめることは、プラスの行動をしっかりと確認して自信を呼び起こすことであり、叱ることは、マイナスの行動をしっかりと確認して注意を呼び起こすことです。どちらも児童生徒を「認める」ということにつながる指導です。ですから、ほめた結果、叱った結果への見通しをもっていなければなりません。

また、叱ることは、ほめるより影響するところが大きいので、一層慎重な態度で行いたいものです。感情で「怒って」しまい、本人の人格を否定するような言い方は、決してしないようにしなければなりません。そして、「問題行動を起こした児童生徒の理解」の項で述べたように、表面の行動にばかり目を奪われず、マイナスの行動の背景にあるものは何かということに目を向けることが大切です。

### ④ 教育相談

「問題を意識しない児童生徒はいても、問題をもたない児童生徒はいない。」と言われるように、児童生徒はみんな色々な悩みをもっています。児童生徒にとって、気軽に相談できる教職員の存在はとても大きい意味があります。

#### ア 教育相談とは

学校における教育相談は、生徒指導の中の重要な機能の一つです。教職員と児童生徒の信頼関係を基盤として、教育活動のあらゆる場面で一人一人の児童生徒の不安や悩みを深く理解し、児童生徒がもっている内面的な問題を解決する力を生み出すように援助・指導することです。問題が起きてから対応するだけでなく、すべての児童生徒のよりよい人格の発達を目指して、一層力を入れたいものです。

さらに、教育相談係の教員や養護教諭、その他の専門的な職員等の援助や協力を得ることも子どもを多面的に見るという点で大切です。また、心理療法など高度な技術を必要とするときには、専門家や専門機関に指導を委ねるほうがよい場合もあります。このように、豊富な情報に基づく的確な生徒理解と状況理解を通してチームで援助していくことが不可欠です。

教育相談の方法としては、呼び出して行う相談のほか、偶然の機会をとらえての相談や、すべての児童生徒を対象にした定期的に行う相談などがあります。

## イ 教育相談の心構え

### ● 秘密を守りましょう

教育相談での秘密は厳守されることを徹底させておくことは、相談に来る児童生徒を守ることに繋がります。

### ● 「聞く」のでなく「聴く」ようにしましょう

教職員はまず、児童生徒の言葉に率直に耳を傾け、真剣に話を聴かなければなりません。出来事を聞くのでなく、その出来事を児童生徒がどう受け止めているかを聴くことです。

### ● 見せかけの問題にも真剣に向き合いましょう

面接では、児童生徒がすべて真実を語るとは限りません。児童生徒自身が真の問題に気づいていないこともあります。自分の気持ちをありのままに表現することに抵抗を感じている場合に見せかけの反応が見られます。その場合も教職員が真剣に向き合うことによって、信頼感が深まり、核心にふれた問題に気付くこととなります。

### ● 児童生徒自身の歩みを支えましょう

面接の過程は、児童生徒自らによる問題解決を目指し、解決に踏み出す過程であるとも言えます。相談活動の中で、教職員は児童生徒とともに考え、問題解決への過程を援助するものですから、一方的に結論に導くような助言はできるだけ避け、児童生徒自身が問題解決に一步踏み出すように援助する態度が必要でしょう。

## ウ 保護者との教育相談

保護者との面接においても、その結果を児童生徒への適切な援助・指導につなげていくためには、学校や教職員に対する信頼感が基盤となることは言うまでもありません。

保護者が学校に相談に来る場合、「話をしに行こう」と決断するまでには長い時間とかなりのエネルギーがかかっていることを忘れてはいけません。また、何か問題があって、保護者と面接をするとき、保護者は学校から問題解決の適切な助言を得たいと思う半面、家庭教育の不十分さを指摘されたくないという複雑な思いを抱く場合があります。いかなる場合でも、保護者が我が子に対して抱く深い愛情をよく理解し、その気持ちを受容しながら、ていねいに話を聴いていくことが大切です。

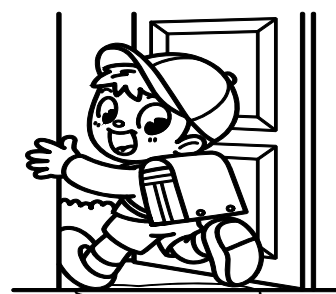
## (3) 基本的生活習慣の確立

児童生徒が習慣として身に付けるべき事柄は数多くありますが、その中でも最も基本と考えられる生活上の習慣を基本的生活習慣といいます。基本的生活習慣は、人間のあらゆる態度や行動の基礎になるものです。特に、児童期に基本的生活習慣が確立していないと、将来自らの生命、健康、安全の確保を危うくするだけでなく、円滑な人間関係や社会生活を送る上でも支障をきたし、青少年期の好ましくない生活態度や問題行動の発生に結び付く危険性をもっています。

### ① 指導すべき基本的生活習慣

#### ア 生命尊重、健康や安全に関すること

- 身体や衣服の清潔
- 自己及び他人を人間として大切にすること



- 洗面、歯みがき
- 交通安全及びその他の安全 など

イ 規則正しい生活に関すること

- 物・金銭の活用及び自他の物の区別
- 身の回りの整頓
- 時間の尊重
- 規則を守る など

ウ 礼儀作法・社会生活に関すること

- あいさつ
- 言葉遣い
- 食事の作法
- 身だしなみ など



② 指導に当たっての配慮

ア 命令・指示が多いと子どもの積極的な行動力を抑えるようになります。

イ その場の雰囲気や感情、教職員の都合で指導せず一貫性のある指導を心がけるようにしましょう。

ウ 生活態度の指導においては、言葉だけでなく教職員もともに実践したり、率先して行動したりすることも必要です。

エ 発達段階を無視した指導はよい結果を生みません。それぞれの子どもの段階に応じた指導をする必要があります。

オ 良い生活態度の育成は、学校における指導だけでは効果をあげることができません。特に生活習慣に関する指導では、家庭との連携が大切です。

#### (4) 教育課題の現状と対応

① 不登校

ア 不登校とは

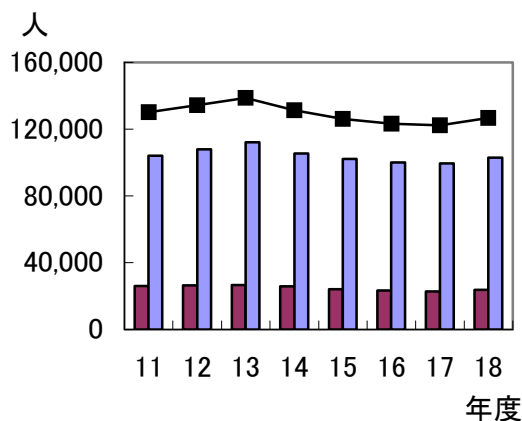
日本で不登校（登校拒否）が注目され始めたのは、高度経済成長期に入った昭和 35 年ころからです。けがや病気、家庭の経済的事情などの客観的な理由がなく欠席する児童生徒が注目されはじめました。その後、児童生徒が登校しない状態は学校に対する不安や恐怖という面だけでなく、多面的に理解しなければならないという考え方から、登校しない様々な状態を総称して「登校拒否」という用語が用いられるようになりました。現在では、学校へ行けないあるいは行かない状態をさすものとして「不登校」という用語が用いられています。

文部科学省の調査では、「不登校児童生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しています。

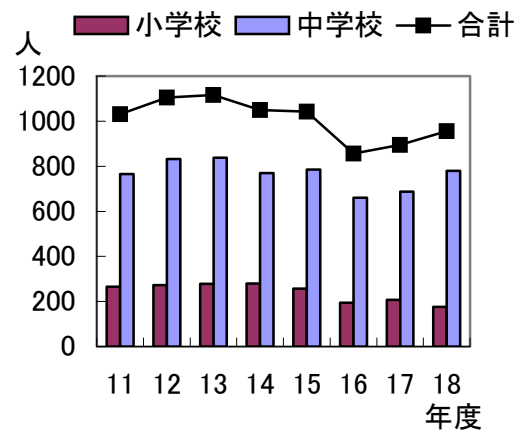
イ 不登校児童生徒数の推移

「不登校」を理由として、平成 18 年度に年間 30 日以上欠席をした児童生徒数は、全国で小学生が 23,825 人、中学生が 103,069 人になっています。高知県での 30 日以上

欠席の不登校児童生徒数は、小学校 176 人、中学校 780 人の合計 956 人です。



グラフ-1 全国の不登校児童生徒数



グラフ-2 高知県の不登校児童生徒数

#### ウ 不登校のきっかけ

不登校の要因は、学校・家庭・社会の様々なことが複雑に絡まり合っていることが多く、その原因を特定することは困難です。平成 18 年度の文部科学省の調査では、不登校となった直接のきっかけとしては、小学校では「親子関係をめぐる問題」や「本人に関わる問題」が、中学校では「友人関係をめぐる問題」や「本人に関わる問題」が多くなっています。

#### エ 不登校に対する基本的な考え方

- 不登校は、特定の児童生徒に特有の問題があることによって起こることではなく、どの子どもにも起こりうることであり、理解を深める必要があります。
- 不登校は、学校生活に起因する場合がしばしばあり、教職員が早く気づき、早期に対応することがポイントの一つとなります。
- 不登校は、「心の問題」のみならず、「進路の問題」であるととらえ、「社会的自立」に向けてかかわる者が状況を見極め、適切な働きかけをすることが重要です。
- 不登校の正しい見極めと支援のためには、学校、家庭、地域で密接な連携をとることが必要です。
- 児童生徒が不登校状態に陥ったときの保護者の混乱と不安は、大きいものです。保護者を追い詰めること等がないように、保護者の思いをていねいに聴き、受け止めることが、保護者を支えることにつながります。

## ② いじめ

時には生命の危険さえ生じるいじめの問題は、学校生活における児童生徒の人間関係の中で起きています。したがって、まず学校が迅速に、慎重に、誠意をもって真剣に取り組まなければならない問題です。

#### ア いじめとは

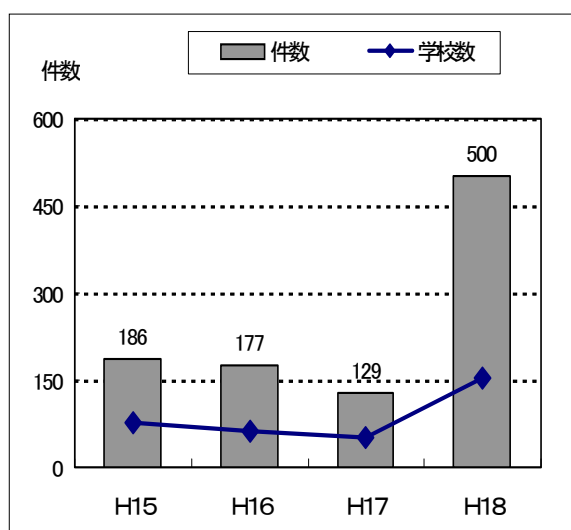
いじめは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」と定義（文部科学省・平成 19 年 1 月）

されています。個々の行為がいじめにあたるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられたと訴える児童生徒の立場に立つて行うことに留意することが大切です。

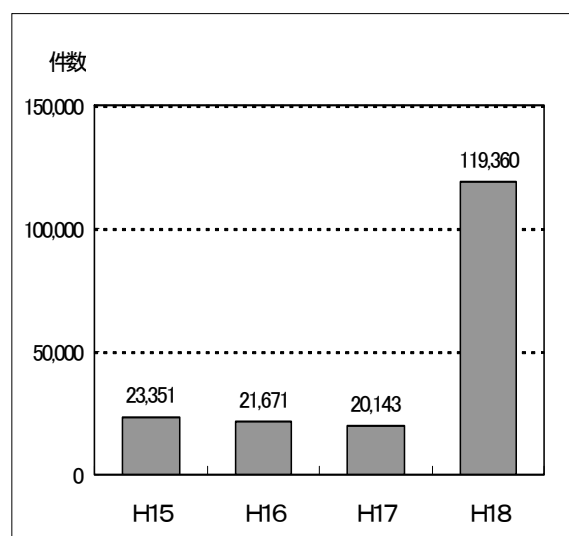
#### イ 高知県のいじめの発生件数

平成 18 年度の認知件数は 500 件で、17 年度から大幅に増加しました。定義変更等により「認知件数」を調査することになったこと（平成 17 年度までは「発生件数」を調査）や、いじめに対する教職員の意識が高まってきたことが増加の一因と考えられます。

いじめを認知した学校の全体数に占める割合は、全国 55.3%に対し、高知県では 30.9%となっており、全国的に見て少ないと言えます。また、1000 人あたりの認知件数は 6.0 件で、全国平均の 8.7 件より少なくなっています。



グラフ-3 高知県のいじめ認知件数  
と認知学校数の推移  
(平成 17 年度までは「発生件数」として調査)



グラフ-4 全国のいじめ認知件数  
(平成 17 年度までは「発生件数」として調査)

#### ウ いじめ発見のために

いじめの問題解決のためには、何といたっても早く発見することが重要です。

しかし、いじめは巧妙にカモフラージュされるうえ、いじめられている児童生徒自身もこれ以上尊厳を傷つけられたくないという思いがあるため、明るみに出にくいものです。したがって、児童生徒と教職員との信頼をより深める絆づくりやいじめを見抜く教職員の細やかな対応が大切になります。

#### エ いじめの問題への対応の基本姿勢

- 「うちの学校（学級）に限っていじめはない」という固定的な見方を捨て、「いじめがあるのではないか」という問題意識を持って学校・学級を見直すことが必要です。
- いじめかどうかは、あくまでもいじめられている子どもの認識の問題であることを銘記し、本人の辛さを親身になって受け止めることが大切です。
- 児童生徒がいじめられているのではないかと保護者が学校に相談してくるまでには、親としての大きな苦悩があったはずで、教職員にとっては、保護者の相談があった

ときが問題のスタートになりますが、相手にとってはかなりの時間の経過があるということを念頭に対応することが、今後の保護者との信頼関係を深めることとなります。

- 「いじめられる側にもそれなりの理由がある」などという誤った考えが、まかり通ることは断じてあってはなりません。人間として絶対に許されないこととして、毅然とした態度を示すことが大切です。
- いじめは、家庭教育の在り方に大きくかかわっているので、学校・家庭・地域が一体となった取組を行っていく必要があります。

#### オ いじめの早期発見のポイント

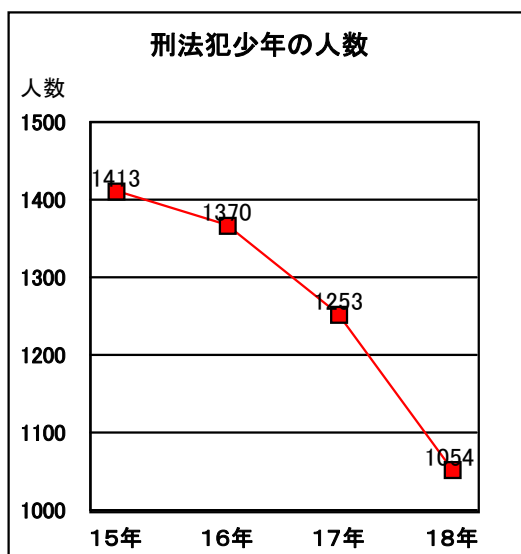
早期発見の 10 ポイント …… 次のような行動に注意しましょう

- 1 はっきりしない理由で、欠席、遅刻、早退をする。
- 2 保健室へ出入りすることが多くなる。
- 3 一人でいることが多くなる。(いつもの友人と遊ばなくなる)
- 4 教職員に何かを相談したい素振りで、職員室前をうろうろする。
- 5 給食を残すなど、食欲がなくなる。
- 6 生気がなく浮かぬ顔で、いつもと様子が違う。
- 7 教科書、ノート、机、いす等が汚されたり、靴や文房具がなくなったりしている。
- 8 クラスの役員などを突然やめたいと言い出す。
- 9 学習時間中に教師の質問に答えるとき、まわりの者が奇声ややじを飛ばす。
- 10 衣服に破れや汚れが、顔面や手足にすり傷や打撲のあとが見られたりする。

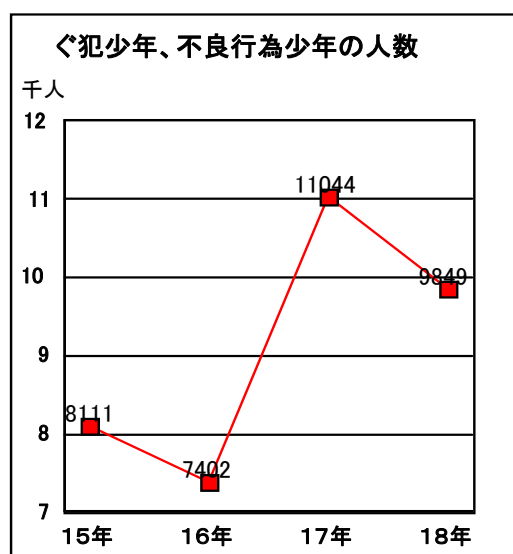
### ③ 非行・暴力行為

#### ア 非行（平成 19 年 3 月高知県警察本部少年課発行、「ヤングスター」より）

平成 18 年に高知県で検挙または補導された刑法犯少年（刑法で定められた罪を犯した犯罪少年及び触法少年…窃盗犯や粗暴犯等）は 1,054 人で、前年に比べ 199 人減少（3 年連続で減少）していますが、その内 368 人(34.9%)が再非行です。また、補導されたぐ犯少年と不良行為少年は 9,849 人で、前年に比べ 1,195 人(10.8%)と減少しています。



グラフ - 5 刑法犯少年の推移



グラフ - 6 ぐ犯・不良行為少年の推移

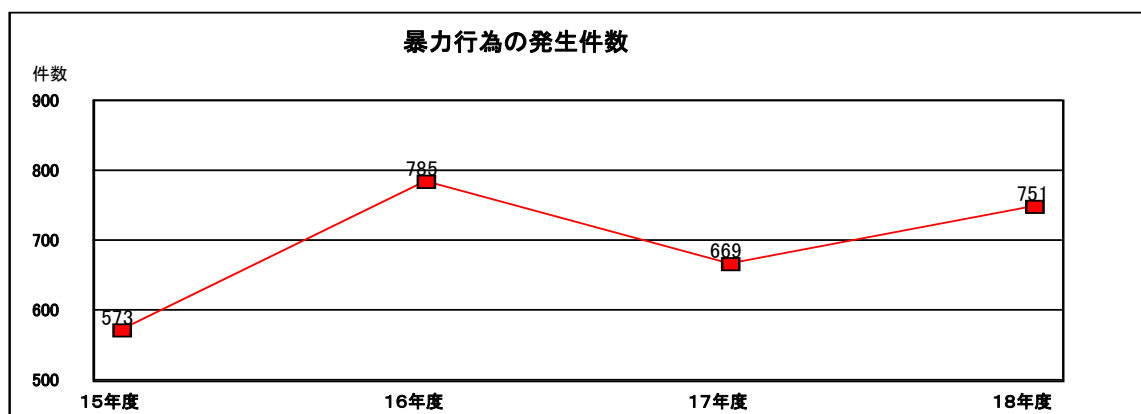
その中で「深夜はいかい」と「喫煙」が全体の 87.5%を占めています。

☆ぐ 犯 少 年…保護者の正当な監督に服しない性癖のあること等一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

☆不良行為少年…非行少年に該当しないが、飲酒、喫煙、けんかその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

## イ 暴力行為

平成 18 年度高知県の暴力行為発生件数は 751 件で、前年度より 82 件増加しています。行為別に見ると、高知県では、全国調査と同様に、対教師暴力、生徒間暴力が多くなっています。この前段階では器物損壊が多く見られ、この対応が深刻化を防ぐことにつながります。



グラフ - 7 暴力行為の発生件数の推移

## ウ 問題のとらえ方と対応の基本姿勢

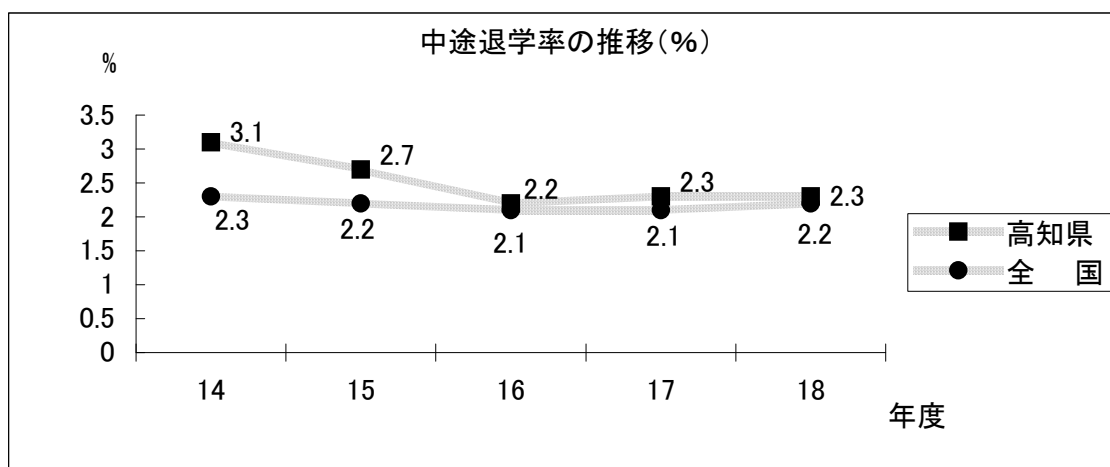
- 親子関係や学校における人間関係などに問題があったり、学業不振など学校生活に不満をもち、学校生活に不適応を起こしているため、自己調整がきかなくなつて非行に陥ることがあるという非行の背景を念頭においてかかわることが大切です。
- 教職員としては、児童生徒の人間性を信じ、教育者としての愛情を根底に、教育相談の基本的な考え方、態度でかかわることが重要です。
- 攻撃的な非行を起こす児童生徒の心には、自己否定イメージが形成されていることが多く、児童生徒の心の内面を理解しつつ、共感的態度で接することが基本となります。
- 教職員への反抗的な態度は、むしろ教職員との間に何らかの接点を求めようとする逆の表現である場合もあるので、放任せず、一人一人の児童生徒を見放さないで最後まで大切にする姿勢を失ってはなりません。

## ④ 中途退学

### ア 中途退学者の状況

平成 18 年度全国の公・私立高等学校の中途退学者の在籍者に占める割合(中退率)は、2.2%であり、高知県では 2.3%となっています。また、高知県立高等学校全日制の理由

別中途退学者の状況は、「学校生活・学業不適応」（もともと高校生活に熱意がない、人間関係がうまく保てない等）が最も多く、次いで「進路変更」（別の高校への入学を希望、就職を希望、等）、「学業不振」の順となっています。



グラフ - 8 中途退学者の推移

イ 中途退学者防止のために

- 「学校生活・学業不適応」を中途退学の理由としてあげている者の割合が多いことから、学校が生徒一人一人にとって、充実感や存在感をもち得る場となるような取組が必要です。
- 「基礎学力定着」をテーマに据えて、指導の工夫・改善に努めましょう。
- 各学校において生徒による授業評価システムを取り入れ、より分かりやすく楽しい授業の創造に努めましょう。
- 学級通信の発行や家庭訪問を積極的に行うなど、学校と家庭の連携を深めましょう。
- 「進路学習ノート」などを活用し、3年間を通して指導しましょう。
- 生徒会活動や部活動を活性化し、生徒が主体的に活動することを通じて、成就感や達成感を抱くことができるようにすることが大切です。
- 高校生活にかかわるあらゆる悩みについて、相談体制を整えると同時に、生徒が「話してみよう」と思える信頼関係を育てるように努めましょう。
- 生徒の自律性を尊重しつつも、「高校生だから…」と一律に見るのではなく、一人一人の成長に合わせた援助を行うことが大切です。

<参考文献>

『生徒指導資料第2集 不登校への対応と学校の取組について』

(国立教育政策研究所生徒指導研究センター ぎょうせい 平成16年)

『不登校の対応について』(文部科学省 平成15年)

『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』(文部科学省 平成17年)

『生徒指導資料第6』(文部省 平成8年)

『生徒指導資料第21』(文部省 平成2年)

『生徒指導ハンドブック』(文部省教職研究会編 平成2年)

『小学校生徒指導資料6』(文部省 平成元年)

『少年を非行から守るために平成18年補導白書』(高知県警察本部 平成19年)

## 6 進路指導

---

今日、少子高齢社会の到来や産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化・流動化などを背景として、将来への不透明さが増幅するとともに、就職・進学を問わず、子どもたちの進路をめぐる環境は大きく変化しており、フリーターやいわゆる「ニート」が大きな社会問題となっています。こうした中、勤労観、職業観の育成をはじめとする生き方指導としてのキャリア教育を踏まえた進路指導が強く求められています。

---

### (1) 進路指導とキャリア教育

進路指導の取組は、キャリア教育の中核をなすものです。

#### ① 進路指導

進路指導は、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう、指導・援助することです。

#### ② キャリア教育

キャリア教育は、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」であり、端的に言えば「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」です。

※「キャリア」とは、「個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係付けや価値付けの累積」としてとらえています。

### (2) 職業観・勤労観を育む教育の意義

子どもたちが自己の進路を主体的に切り拓き、将来、自立した個人として力強く生きていくためには、その基盤となる意欲や態度及びこれらを根本において支える職業観・勤労観を育むことが極めて重要になっています。

#### ① 職業観・勤労観の定義

「職業観・勤労観」は、職業や勤労についての知識・理解及びそれらが人生で果たす意義や役割についての個々人の認識であり、職業・勤労に対する見方・考え方、態度等を内容とする価値観です。その意味で、職業・勤労を媒体とした人生観ともいうべきものであって、人が職業や勤労を通してどのような生き方を選択するか基準となり、また、その後の生活によりよく適応するための基盤となるものです。

#### ② 職業観・勤労観の育成に取り組むに当たっての基本的な考え方

ア 学ぶこと・働くことへの意欲を高める

- 分かる授業等によって学習への動機を高め、それを進路意識の高揚や将来の上級学校・職業の選択につないでいく。
- 子どもたちが、将来の夢や希望をしっかりと描くことを通して、今、なぜ、何を学ばなければならないのかを自覚し、学ぶことや働くことへの意欲や目的意識をより確かなものにしていく。

#### イ 職業観・勤労観の形成過程を支援する

- 職業観・勤労観の形成には、子どもたちの努力だけでなく周囲の指導・援助が不可欠であり、支援によって育むことができるという共通認識を持つ。
- 小学校段階からの様々な体験の確保、現実の社会に対する多様な情報の提供及びその活用方法等を習得させること等を通して、考える力、学ぶ力、選択する力を育成する。
- 個別の指導・援助、相談等を充実するために、教員のガイダンス・カウンセリング等にかかる資質・能力の向上を図る。

### (3) 進路指導の在り方

進路指導の取組は、小学校段階からの職業的（進路）発達という視点に立って、児童生徒がそれぞれの発達段階に応じ、自己と進路・職業との「関係付け」を適切に行い、職業的（進路）発達に必要な能力・態度を獲得していくことができるように、各教科、道徳、特別活動等と有機的に関連付けて、計画的・組織的、系統的行わなければなりません。（P93 参照）そのためには、小・中・高等学校の各段階における職業的（進路）発達課題及び育成すべき能力・態度を基本的な軸とする、構造化された枠組みに基づいて取組を展開することが大切です。また、その際、個々の生徒の進路の選択・決定や適応にかかる諸能力や態度をどのような過程を踏んで伸長させていくか、また、どのような状態を指して伸長したとするのかというような評価の観点を明確にしておく必要があります。そうした観点を持つことで、進路指導はより一層計画的・組織的、系統的なものになり、その実効性が高まっていきます。

### (4) 職業観・勤労観を育むための学習プログラムの枠組み（例）

「職業観・勤労観」を育む学習プログラムの枠組み（例）（P94、95参照）は、国立教育政策研究所生徒指導研究センターで開発されたものであり、先行研究に基づき、小学校の低学年・中学年・高学年、中学校、高等学校のそれぞれの段階における職業（進路）発達課題を検討・整理するとともに、これらの課題達成との関連で育成することが期待される具体的な能力・態度を一般的な目安として示したものです。

#### ① 学習プログラムの枠組み（例）の構造

「職業観・勤労観」の形成に関連する能力・態度を、「人間関係形成能力」、「情報活用能力」、「将来設計能力」、「意思決定能力」の4つの能力領域に大別するとともに、それぞれを構成する能力を各2つずつ計8つの能力で構成しています。また、同一能力の育成については、やさしいものからより高度なものへ、具体的なものから抽象的なものへ、自分中心から他者との関連重視へと小・中・高等学校12年間を通して段階的・系統的に取り組まれるよう構造化しています。

#### ② 学習プログラム枠組み（例）の活用にあたっての留意点

枠組み（例）は、児童生徒の職業的（進路）発達の見取り図ともいうべきものです。実践に当たっては、4つの能力は相互に深く影響を与えあうこと、一つの活動によって複数の能力・態度の伸長が可能であることなどに留意し、全ての段階（学年）において、4つの能力の全体を総合的に発達させることを目指して取り組むようにすることが大切です。

## (5) 進路指導に係わる法令

- ア 日本国憲法 第22条、第26条
- イ 学校教育法 第35条、第36条、第41条、第42条
- ウ 職業安定法 第5条の4、第24条、第26条、第27条、第33条の2
- エ 学習指導要領



小 学 校（平成10年12月告示）

第1章総則第1の1、第3の2(2)、第5の2(4)、第3章道德第2の〔第3学年及び第4学年〕4(2)、〔第5学年及び第6学年〕4(4)、第4章特別活動第2のA(2)、D(5)

中 学 校（平成10年12月告示）

第1章総則第1の1、第4の2(2)、第6の2(4)、(5)、第3章道德第2の4(5)、第4章特別活動第2のA(3)、C(5)、第3の1(3)

高等学校（平成11年3月告示）

第1章第1款の1、4、第4款の2(2)、第6款の4(1)、(3)、5(2)、(4)、第4章特別活動第2のA(3)、C(5)、第3の1(3)、(4)

## (6) 進路指導において配慮すべきこと

- ア 卒業期における進学・就職の指導、援助については、十分な生徒理解に基づき、保護者との緊密な連絡の下に行うようにすること。
- イ 組織的、継続的な観察、その他の方法によって収集された資料に基づき、生徒一人一人の能力・適正、興味・関心等について理解を一層深めること。
- ウ 生徒に適切かつ豊富な進路に関する情報資料の提供を行うこと。このため、教師全員が協力してそれぞれの役割・分担に応じてその収集と提供に努めること。

— 就職差別につながるとされる14項目 —

- ①戸籍謄(抄)本提出 ②社用紙の作成 ③身元(家庭)調査 ④家族の職業、家族関係、家族の健康 ⑤家族の地位、学歴、収入 ⑥家族の資産 ⑦住居状況(部屋数、間取り、道具類等) ⑧宗教 ⑨支持政党 ⑩生活信条 ⑪尊敬する人物 ⑫思想 ⑬本籍、生まれ育った場所 ⑭作文(生い立ち、私の家庭、父母を語るなど、生活環境に関すること)

※ 企業の採用選考の際に、本人の能力、適性とかかわりのない資料が用いられることがないよう統一応募用紙が定められています。

### 参考文献

- 『キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書～児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために～』（教育課程審議会答申 平成16年）
- 『「児童生徒の職業観・勤労観を育くむ教育の推進に関する調査研究」報告書』（国立教育政策研究所生徒指導研究センター 平成14年）
- 『中等教育資料平成16年2月号』（文部科学省 平成16年）
- 『高等学校における進路指導の充実について』（文部省中等教育局長通知 平成元年2月）

## ○ 小・中・高等学校学習指導要領におけるキャリア教育関連事項

学習指導要領に示されているねらい、内容、配慮事項のうち、キャリア教育にかかわる主な事項は、以下のとおりです。

### ア 小学校

|                           |                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特<br>別<br>活<br>動          | <b>【学級活動】</b><br>・学級や学校における生活上の諸問題の解決、学級内の組織づくりや仕事の分担処理などの活動<br>・希望や目標をもって生きる態度の形成、基本的な生活習慣の形成、望ましい人間関係の育成、心身ともに健康で安全な生活態度の形成などの活動<br><b>【児童会活動】</b><br>・学校生活の充実と向上のための協力などの活動<br><b>【学校行事】</b><br>・勤労生産・奉仕的行事における勤労・生産体験やボランティア活動など |
| 道<br>徳                    | ・働くことの大切さを知り、進んで働くこと<br>・働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役立つことをすること                                                                                                                                                                   |
| 学総<br>習合<br>の的<br>時な<br>間 | ・学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えること<br>・ボランティア活動などの社会体験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動などの体験的な学習                                                                                                                       |
| 各<br>教<br>科               | ・生活科や家庭科における家庭での仕事の理解と役割分担に関する学習<br>・社会科における地域の人々の生産や販売、我が国の産業について調査・見学や資料を活用した調べ学習など<br>・学習課題や活動の選択、自らの将来について考えたりする機会の設定                                                                                                            |

### イ 中学校・高等学校

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特<br>別<br>活<br>動          | <b>【学級（ホームルーム）活動】</b><br>・学級や学校における生活上の諸問題の解決、学級内の組織づくりや仕事の分担処理などの活動<br>・個人及び社会の一員としての在り方（生き方）に関すること<br>青年期の不安や悩み（悩みや課題）とその解決、自己及び他者の個性の理解と尊重、社会の一員としての自覚と責任（社会生活における役割の自覚と自己責任）、男女相互の理解と協力、望ましい人間関係の確立（コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立）、ボランティア活動の意義の理解、（国際理解と国際交流）など<br>・学業生活の充実及び将来の生き方と進路の適切な選択（決定）に関すること<br>学ぶことの意義の理解、自主的（主体的）な学習態度の形成（確立）、選択教科等（教科・科目）の適切な選択、進路適性の吟味（理解）と進路情報の活用、望ましい職業観・勤労観の形成（確立）、主体的な進路の選択（決定）と将来設計など<br><b>【生徒会活動】</b><br>・学校生活の充実・改善向上を図る活動やボランティア活動など<br><b>【学校行事】</b><br>・勤労生産・奉仕的行事における職業や進路にかかわる啓発的な（職業観の形成や進路の選択決定に資する）体験やボランティア活動など |
| 道<br>徳                    | ・自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し、集団生活の向上に努めること<br>・勤労の尊さや意義を理解するとともに、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努めること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 学総<br>習合<br>の的<br>時な<br>間 | ・学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造に取り組む態度を育て、自己の（在り方）生き方を考えること<br>・（生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習）<br>・（自己の在り方生き方や進路について考察する学習）<br>・ボランティア活動などの社会体験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 各<br>教<br>科               | ・中学校の技術・家庭科、社会科の公民的分野や選択教科における関連分野での学習<br>・中学校・高等学校の保健体育科、国語科、外国語科、高等学校の公民科における学習<br>・高等学校の職業に関する各教科・科目における実習をはじめとした学習<br>・高等学校における「産業社会と人間」などの学校設定教科・科目での学習                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| そ<br>の<br>他               | ・集団生活への適応と選択教科（教科・科目）や進路の選択にかかるガイダンスの機能の充実<br>・高等学校普通科、専門学科におけるコースや類型及び選択科目の設置、総合学科における系列の提示と多様な選択科目の設置など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

※（ ）内の記述は高等学校の内容、「道徳」は中学校のみ

○職業観・勤労観を育む学習のプログラムの枠組み（例）－職業的（進路）発達にかかわる諸能力の育成の視点から

|                                                                                           |                                                             |                                                                                                                                                                  | 小 学 校                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                           |                                                             |                                                                                                                                                                  | 低 学 年                                                                                                                                                                                                     | 中 学 年                                                                                                                                                                                                             | 高 学 年                                                                                                                                                                                                                  |
| 職業的（進路）発達の段階                                                                              |                                                             |                                                                                                                                                                  | 進路の探索・選択にかかわる基盤形成の時期                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                        |
| ○職業的（進路）発達課題（小～高等学校段階）<br>各発達段階において達成しておくべき課題を、進路・職業の選択能力及び将来の職業人として必要な資質の形成という側面から捉えたもの。 |                                                             |                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>自己及び他者への積極的関心の形成・発展</li> <li>身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上</li> <li>夢や希望、憧れる自己イメージの獲得</li> <li>勤労を重んじ目標に向かって努力する態度の形成</li> </ul>                                           |                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                        |
| 職業的（進路）発達にかかわる諸能力                                                                         |                                                             |                                                                                                                                                                  | 職業的（進路）発達を促すために                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                        |
| 領域                                                                                        | 領域説明                                                        | 能力説明                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                        |
| 人間関係形成能力                                                                                  | 他者の個性を尊重し、自己の個性を発揮しながら、様々な人々とコミュニケーションを図り、協力・共同してものごとに取り組む。 | <b>【自他の理解能力】</b><br>自己理解を深め、他者の多様な個性を理解し、互いに認め合うことを大切にして行動していく能力<br><b>【コミュニケーション能力】</b><br>多様な集団・組織の中で、コミュニケーションや豊かな人間関係を築きながら、自己の成長を果たしていく能力                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>自分の好きなことや嫌なことをはっきり言う。</li> <li>友達と仲良く遊び、助け合う。</li> <li>お世話になった人などに感謝し親切にする。</li> <li>あいさつや返事をする。</li> <li>「ありがとう」や「ごめんなさい」を言う。</li> <li>自分の考えをみんなの前で話す。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>自分のよいところを見つける。</li> <li>友達のよいところを認め、励まし合う。</li> <li>自分の生活を支えている人に感謝する。</li> <li>自分の意見や気持ちを分かりやすく表現する。</li> <li>友達の気持ちや考えを理解しようとする。</li> <li>友達と協力して、学習や活動に取り組む。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>自分の長所や欠点に気付く、自分らしさを発揮する。</li> <li>話し合いなどに積極的に参加し、自分と異なる意見も理解しようとする。</li> <li>思いやりの気持ちを持ち相手の立場に立って考え行動しようとする。</li> <li>異年齢集団の活動に進んで参加し、役割と責任を果たそうとする。</li> </ul>                 |
| 情報活用能力                                                                                    | 学ぶこと・働くことの意義や役割及びその多様性を理解し、幅広く情報を活用して、自己の進路や生き方の選択に生かす。     | <b>【情報収集・探索能力】</b><br>進路や職業等に関する様々な情報を収集・探索するとともに、必要な情報を選択・活用し、自己の進路や生き方を考えていく能力<br><b>【職業理解能力】</b><br>様々な体験等を通して、学校で学ぶことと社会・職業生活との関連や、今しなければならないことなどを理解していく能力   | <ul style="list-style-type: none"> <li>身近で働く人々の様子が分かり、興味・関心を持つ。</li> <li>係や当番の活動に取り組む、それらの大切さが分かる。</li> </ul>                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>いろいろな職業や生き方が分かる。</li> <li>分からないことを、図鑑などで調べたり、質問したりする。</li> <li>係や当番活動に積極的にかわる。</li> <li>働くことの楽しさが分かる。</li> </ul>                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>身近な産業・職業の様子やその変化が分かる。</li> <li>自分に必要な情報を探す。</li> <li>気付いたこと、分かったことや個人・グループでまとめたことを発表する。</li> <li>施設・職場見学等を通して、働くことの大切さや苦労が分かる。</li> <li>学んだり体験したりしたこと、生活や職業との関連を考える。</li> </ul> |
| 将来設計能力                                                                                    | 夢や希望を持って将来の生き方や生活を考え、社会の現実を踏まえながら、前向きに自己の将来を設計する。           | <b>【役割把握・認識能力】</b><br>生活・仕事上の多様な役割や意義及びその関連等を理解し、自己の果たすべき役割等についての認識を深めていく能力<br><b>【計画実行能力】</b><br>目標とすべき将来の生き方や進路を考え、それを実現するための進路計画を立て、実際の選択行動等で実行していく能力         | <ul style="list-style-type: none"> <li>家の手伝いや割り当てられた仕事・役割の必要性が分かる。</li> <li>作業の準備や片づけをする。</li> <li>決められた時間やきまりを守ろうとする。</li> </ul>                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>互いの役割や役割分担の必要性が分かる。</li> <li>日常の生活や学習と将来の生き方との関係に気付く。</li> <li>将来の夢や希望を持つ。</li> <li>計画づくりの必要性に気付く、作業の手順が分かる。</li> <li>学習等の計画を立てる。</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>社会生活にはいろいろな役割があることやその大切さが分かる。</li> <li>仕事における役割の関連性や変化に気付く。</li> <li>将来のことを考える大切さが分かる。</li> <li>憧れとする職業を持ち、今、しなければならないことを考える。</li> </ul>                                        |
| 意思決定能力                                                                                    | 自らの意志と責任でよりよい選択・決定を行うとともに、その過程での課題や葛藤に積極的に取り組み克服する。         | <b>【選択能力】</b><br>様々な選択肢について比較検討したり、葛藤を克服したりして、主体的に判断し、自らにふさわしい選択・決定を行っていく能力<br><b>【課題解決能力】</b><br>意思決定に伴う責任を受け入れ、選択結果に適応するとともに、希望する進路の実現に向け、自ら課題を設定してその解決に取り組む能力 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自分の好きなもの、大切なものを持つ。</li> <li>学校でしてよいことと悪いことがあることが分かる。</li> <li>自分のことは自分で行おうとする。</li> </ul>                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>自分のやりたいこと、よいと思うことなどを考え、進んで取り組む。</li> <li>してはいけないことが分かり、自制する。</li> <li>自分の仕事に対して責任を感じ、最後までやり通そうとする。</li> <li>自分の力で課題を解決しようとする。</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>係活動などで自分のやりたい係、やれそうな係を選ぶ。</li> <li>教師や保護者に自分の悩みや葛藤を話す。</li> <li>生活や学習上の課題を見つけ、自分の力で解決しようとする。</li> <li>将来の夢や希望を持ち、実現を目指して努力しようとする。</li> </ul>                                    |

※ 太字は、「職業観・勤労観の育成」との関連が特に強いものを示す

| 中 学 校                                                                                                                                            | 高 等 学 校                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現実的探索と暫定的選択の時期                                                                                                                                   | 現実的探索・試行と社会的移行準備の時期                                                                                                                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>肯定的自己理解と自己有用感の獲得</li> <li>興味・関心等に基づく職業観・勤労観の形成</li> <li>進路計画の立案と暫定的選択</li> <li>生き方や進路に関する現実的探索</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>自己理解の深化と自己受容</li> <li>選択基準としての職業観・勤労観の確立</li> <li>将来設計の立案と社会的移行の準備</li> <li>進路の現実吟味と試行的参加</li> </ul> |

育成することが期待される具体的な能力・態度

|                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>自分の良さや個性が分かり、他者の良さや感情を理解し、尊重する。</li> <li>自分の言動が相手や他者に及ぼす影響が分かる。</li> <li>自分の悩みを話せる人を持つ。</li> </ul>                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>自己の職業的な能力・適性を理解し、それを受け入れて伸ばそうとする。</li> <li>他者の価値観や個性のユニークさを理解し、それを受け入れる。</li> <li>互いに支え合い分かり合える友人を得る。</li> </ul>                                                                        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>他者に配慮しながら、積極的に人間関係を築こうとする。</li> <li>人間関係の大切さを理解し、コミュニケーションスキルの基礎を習得する。</li> <li>リーダーとフォロアーの立場を理解し、チームを組んで互いに支え合いながら仕事をする。</li> <li>新しい環境や人間関係に適応する。</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>自己の思いや意見を適切に伝え、他者の意志等を的確に理解する。</li> <li>異年齢の人や異性等、多様な他者と、場に応じた適切なコミュニケーションを図る。</li> <li>リーダー・フォロアーシップを発揮して、相手の能力を引き出し、チームワークを高める。</li> <li>新しい環境や人間関係を生かす。</li> </ul>                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>産業・経済等の変化に伴う職業や仕事の変化のあり方を理解する。</li> <li>上級学校・学科等の種類や特徴及び職業に求められる資格や学習歴の概略が分かる。</li> <li>生き方や進路に関する情報を、様々なメディアを通して調査・収集・整理し活用する。</li> <li>必要に応じ、獲得した情報に創意工夫を加え、提示、発表、発信する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業後の進路や職業・産業の動向について、多面的・多角的に情報を集め検討する。</li> <li>就職後の学習の機会や上級学校卒業時の就職等に関する情報を探索する。</li> <li>職業生活における権利・義務や責任及び職業に就く手続き・方法などが分かる。</li> <li>調べたことなどを自分の考えを交え、各種メディアを通して発表・発信する。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>将来の職業生活との関連の中で、今の学習の必要性や大切さを理解する。</li> <li>体験等を通して、勤労の意義や働く人々の様々な思いが分かる。</li> <li>係・委員会活動や職場体験等で得たことを、以後の学習や選択に生かす。</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>就業等の社会参加や上級学校での学習等に関する探索的・試行的な体験に取り組む。</li> <li>社会規範やマナー等の必要性や意義を体験を通して理解し、習得する。</li> <li>多様な職業観・勤労観を理解し、職業・勤労に対する理解・認識を深める。</li> </ul>                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>自分の役割やその進め方、よりよい集団活動のための役割分担やその方法等が分かる。</li> <li>日常生活や学習と将来の生き方との関係を理解する。</li> <li>様々な職業の社会的役割や意義を理解し、自己の生き方を考える。</li> </ul>                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校・社会において自分の果たすべき役割を自覚し、積極的に役割を果たす。</li> <li>ライフステージに応じた個人的・社会的役割や責任を理解する。</li> <li>将来設計に基づいて、今取り組むべき学習や活動を理解する。</li> </ul>                                                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>将来の夢や職業を思い描き、自分にふさわしい職業や仕事への関心・意欲を高める。</li> <li>進路計画を立てる意義や方法を理解し、自分の目指すべき将来を暫定的に計画する。</li> <li>将来の進路希望に基づいて当面の目標を立て、その達成に向けて努力する。</li> </ul>                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>生きがい・やりがいがあり自己を生かせる生き方や進路を現実的に考える。</li> <li>職業についての総合的・現実的な理解に基づいて将来を設計し、進路計画を立案する。</li> <li>将来設計、進路計画の見直し再検討を行い、その実現に取り組む。</li> </ul>                                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>自己の個性や興味・関心等に基づいて、よりよい選択をしようとする。</li> <li>選択の意味や判断・決定の過程、結果には責任が伴うことなどを理解する。</li> <li>教師や保護者と相談しながら、当面の進路を選択し、その結果を受け入れる。</li> </ul>                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>選択の基準となる自分なりの価値観、職業観・勤労観を持つ。</li> <li>多様な選択肢の中から、自己の意志と責任で当面の進路や学習を主体的に選択する。</li> <li>進路希望を実現するための諸条件や課題を理解し、実現可能性について検討する。</li> <li>選択結果を受容し、決定に伴う責任を果たす。</li> </ul>                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>学習や進路選択の過程を振り返り、次の選択場面に生かす。</li> <li>よりよい生活や学習、進路や生き方等を目指して自ら課題を見出していくことの大切さを理解する。</li> <li>課題に積極的に取り組み、主体的に解決していこうとする。</li> </ul>                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>将来設計、進路希望の実現を目指して、課題を設定し、その解決に取り組む。</li> <li>自分を生かし役割を果たしていく上での様々な課題とその解決策について検討する。</li> <li>理想と現実との葛藤経験等を通し、様々な困難を克服するスキルを身につける。</li> </ul>                                            |

## 7 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）であり、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるようにする」（同法第3条）ことが求められています。

### (1) 人権教育とは

人権教育を推進していくためには、すべての人が人権尊重の大切さを認識することが求められます。そのためには、まず、**日常的に子どもたちと接する教職員の人権を尊重しようとする姿勢そのものが重要な意味をもつ**ことから、すべての教育活動を人権の視点で見つめることが求められます。そのために、以下のようなことに留意して、教育活動を進める必要があります。

#### ① 人権教育の指導方法等の在り方について〔第二次とりまとめ〕（文部科学省）

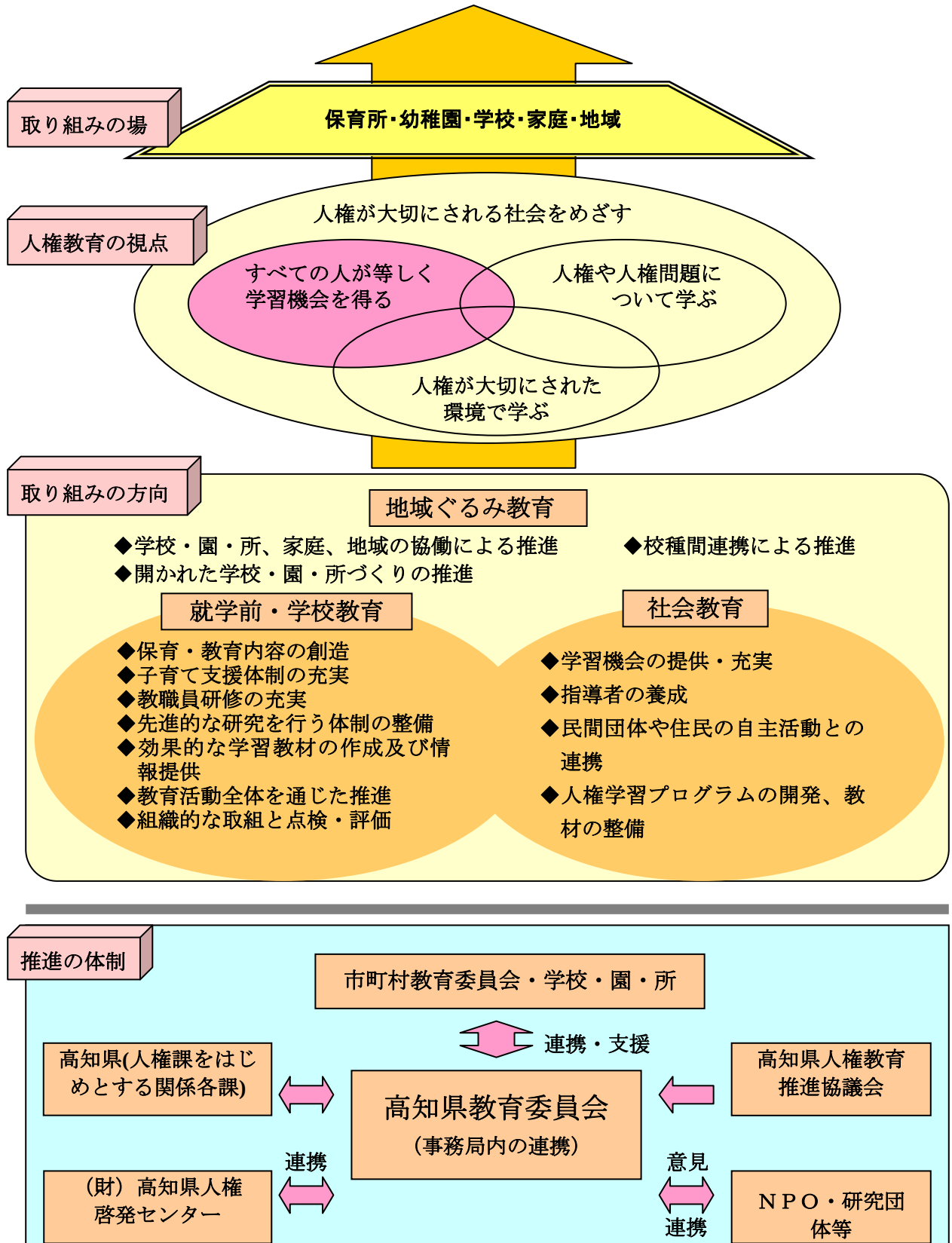
- 人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要だと説明されています。
- 人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚を育成するとともに、自分と他者との人権尊重を実践しようとする意識、意欲や態度を助長すること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結び付ける実践力を育成することが求められています。
- 人権教育が効果を上げるためには、まず、その教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められます。とりわけ人権教育においては、その教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの雰囲気がかきわめて重要な意味をもちます。

#### ② 人権教育推進プラン（高知県教育委員会）

- 高知県教育委員会では、「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「高知県人権施策基本方針」、「高知県人権教育基本方針」に基づき、「高知県人権教育推進協議会」からの意見もふまえて、平成15年3月に高知県人権教育推進プラン「人権教育のすすめ」を策定しました。そして、第2期土佐の教育改革にあわせながら、人権教育の取組の方向や、高知県教育委員会としての施策の基本方針を明らかにして取組を進めてきました。また、平成19年3月に人権や人権問題をめぐる現在の状況をふまえ、人権教育のさらなる充実という視点から再検討し、方向性と取組を明らかにするために「人権教育のすすめ 改訂版 人権尊重の子ども・園・所、家庭、地域づくりをめざして」（以下、「人権教育のすすめ（改訂版）」とする）を策定しました。
- 高知県教育委員会（平成19年）が示す人権教育推進プランでは、人権教育推進の全体像を示し、取組を進めることにしています（資料1）。また、人権教育を進めるうえで、大切にしたいこととして、①現実や実態から学ぶ、②自分とのかかわりを見つめる、③知識・技能・態度を身に付ける、④参加・体験による主体的な学びを取り入れる、⑤組織的、計画的に取り組む、⑥連続性と協働の視点で取り組む、を挙げています（資料2）。

## 資料１ 人権教育推進プランの全体像

人権や人権問題の正しい認識と理解を深め、自らが考え、判断し、相手の立場に立って行動できる  
豊かな人権感覚をそなえた県民の育成



## 資料2 人権教育をすすめるうえで大切にしたいこと

### ① 現実や実態から学ぶ

人権について正しく学ぶと共に、人権問題の現状を正しく認識しましょう。同時に、差別や人権侵害で苦しんでいる人たち、いじめや低学力、家庭環境などでつらい思いをしている子どもたちの現実や実態から学び、そこから課題解決に向けての取組をスタートしましょう。

### ② 自分とのかかわりを見つめる

人権や人権問題が、決して他人事ではなく、自分と深くかかわっていることを実感することが大切です。そのために、これまでの経験や体験を振り返ったり、自分の心を見つめたり、本音で話したりすることを大切にしましょう。

### ③ 知識・技能・態度（人権教育を通じて育てたい資質・能力）を身に付ける（高知県人権教育推進プラン 人権教育のすすめ 改訂版 8ページ参照）

「知識」としてだけの学びではなく、「技能」や「態度」と互いに関連させながら、それぞれをバランスよく育み、日常生活のなかで人権問題の解決に向けて行動できるようになることをめざしましょう。

### ④ 参加・体験による主体的な学びを取り入れる

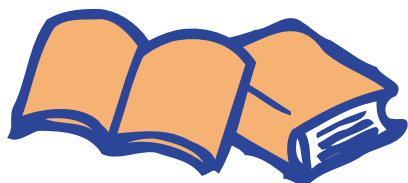
学習者がいきいきと参加し、体験を通して主体的・能動的に学ぶことを重視しましょう。その手法として、参加体験型学習などを積極的に取り入れましょう。

### ⑤ 組織的、計画的に取り組む

管理職や人権教育のリーダーを中心に組織として人権教育を構想し、取り組みましょう。また、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→更新（Action）のシステムを確立し、見通しをもって計画的に取組をすすめましょう。

### ⑥ 連続性と協働の視点で取り組む

子どもの成長・発達を軸として、校種間での教育の連続性を大切にしましょう。学校・園・所、家庭、地域が協働して、子どもの育ちを支えていきましょう。そのためにも、開かれた学校・園・所づくりを積極的にすすめていきましょう。



### ③ 人権教育指導資料（学校教育編）「Let'sじんけん＜改訂版＞」

人権教育の取組にあたっては、学習の機会が保障されることが安心して学習できる教育環境を整えることが大切になってきます。

学校教育や社会教育、地域ぐるみの教育を実践し、「豊かな人権感覚をそなえた県民の育成」を目指していくことになります。

その際に大切にしたい4つの視点は次のとおりです（資料3）。

## 資料3 大切にしたい「4つの視点」

—大切にしたい「4つの視点」とは—

#### ① すべての人が等しく学習機会を得る…【機会】

- ・教育の機会が十分に保障されていない人々に、学習機会を提供します。
- ・子どもが持っている能力を伸ばすきめ細かな教育に取り組みます。
- ・希望する進路を保障するための学力と進路を保障していく取組を充実します。

#### ② 人権や人権問題について学ぶ…【内容】

- ・わたしたちの基本的な人権や、いろいろな人権問題について学びます。

#### 【いろいろな人権問題について】

同和問題 女性 子ども 高齢者 障害者 HIV感染者等 外国人  
人権に関するその他の課題

#### ③ 人権が大切にされた環境で学ぶ…【環境】

- ・すべての教育活動において、子どもたちの人権に十分配慮します。
- ・いじめや体罰をなくします。
- ・認め合い、支え合う仲間づくりを進めます。
- ・自由に意見が言える環境をつくります。

#### ④ 人権が大切にされる社会をめざす…【目的】

- ・学校、家庭、地域がひとつになって、ぬくもりのある社会をつくります。
- ・人権や人権問題を学び、みんなの生活を高めます。
- ・いろんな人とつながっていきます。

※詳細は人権教育指導資料集（学校教育編）「Let's じんけん＜改訂版＞」P 4、5を参照のこと。

## (2) 教育課程への人権教育の位置付け

### ① 教科との関連

教科の中に人権教育を位置付けた取組を進める際には、学習指導要領に示されている教科の目標の達成に加えて、人権教育の目標も達成されるように意図することが必要ですが、教科の目標を抜きにして人権学習を進めることがないように留意しなければなりません。

教科の中で人権学習を効果的に進めるためには、自分の担当している教科のどこにどのような人権にかかわる内容が位置付けられているのかを、教科部会などの場を利用して、明確にしておく必要があります。

## ② 道徳教育との関連

道徳教育と人権教育は、共通した基盤のうえに成り立ち、道徳的価値や人間としてのよりよい生き方について自覚を深めることを通して、人権教育の目指す目標の実現を支える学習となります。

道徳教育と人権教育の推進に当たっては、共に全教育活動を通じて行うものであることを押さえ、両者の共通の基盤についての認識を深め、相互の関連を重視した取組を進める必要があります。

## ③ 特別活動との関連

特別活動の目標では、「社会の一員として、よりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることや人間としての在り方や生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養うこと」が示されています。このように、人間としての在り方や生き方に関する指導が中心に行われる特別活動の場は、人権教育の目標との関連があります。

したがって、学級活動、児童会・生徒会、クラブ活動、学校行事のそれぞれについて指導計画を作成する際に、人権教育の視点に立った活動内容を位置付けることが大切です。また、各内容の指導に当たっては、家庭や地域と協力し、社会施設等との連携を図ることで、取組の充実を図ることができます。

## ④ 総合的な学習の時間との関連

人権に関する内容や人権問題にかかわる内容を総合的な学習の時間に取り扱うことができますが、その際、総合的な学習の時間の趣旨やねらいを十分に踏まえた取組を進めることが大切です。

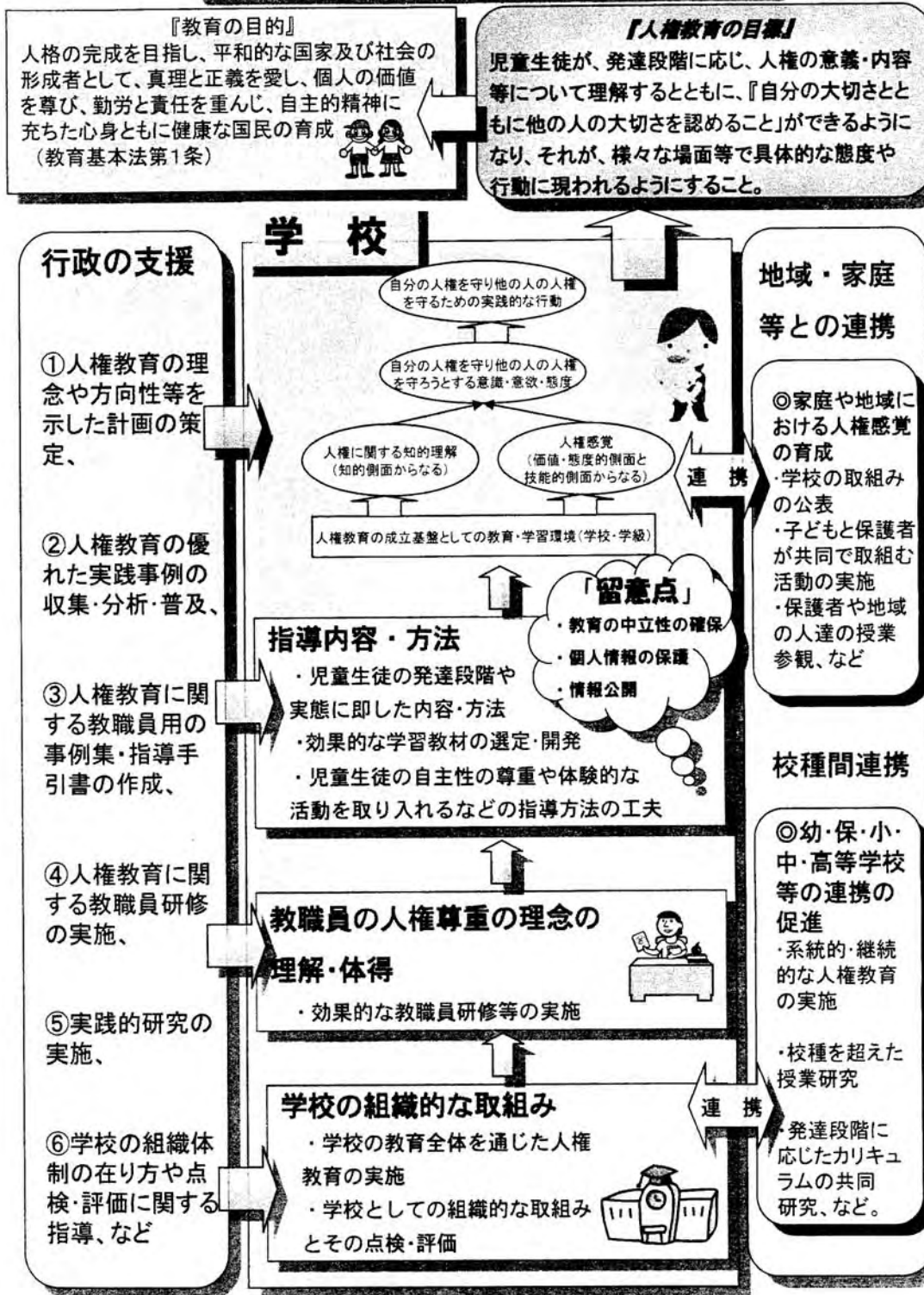
たとえば、人権一般に関する学習や様々な人権問題について考える学習を総合的な学習の時間の活動に取り入れる際には、人権に関する知識や技能を学ぶことを通じて、人権尊重の意識を高める学習を行うだけでは十分とは言えません。学習を通して、個々の人権問題のもつ課題を解決するために、自分たちには何ができるのかを追求していくなど、主体的に取り組む態度の育成を目指したり、自己の生き方を考えたりすることができるようになっていく必要があります。

## (3) 普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチ

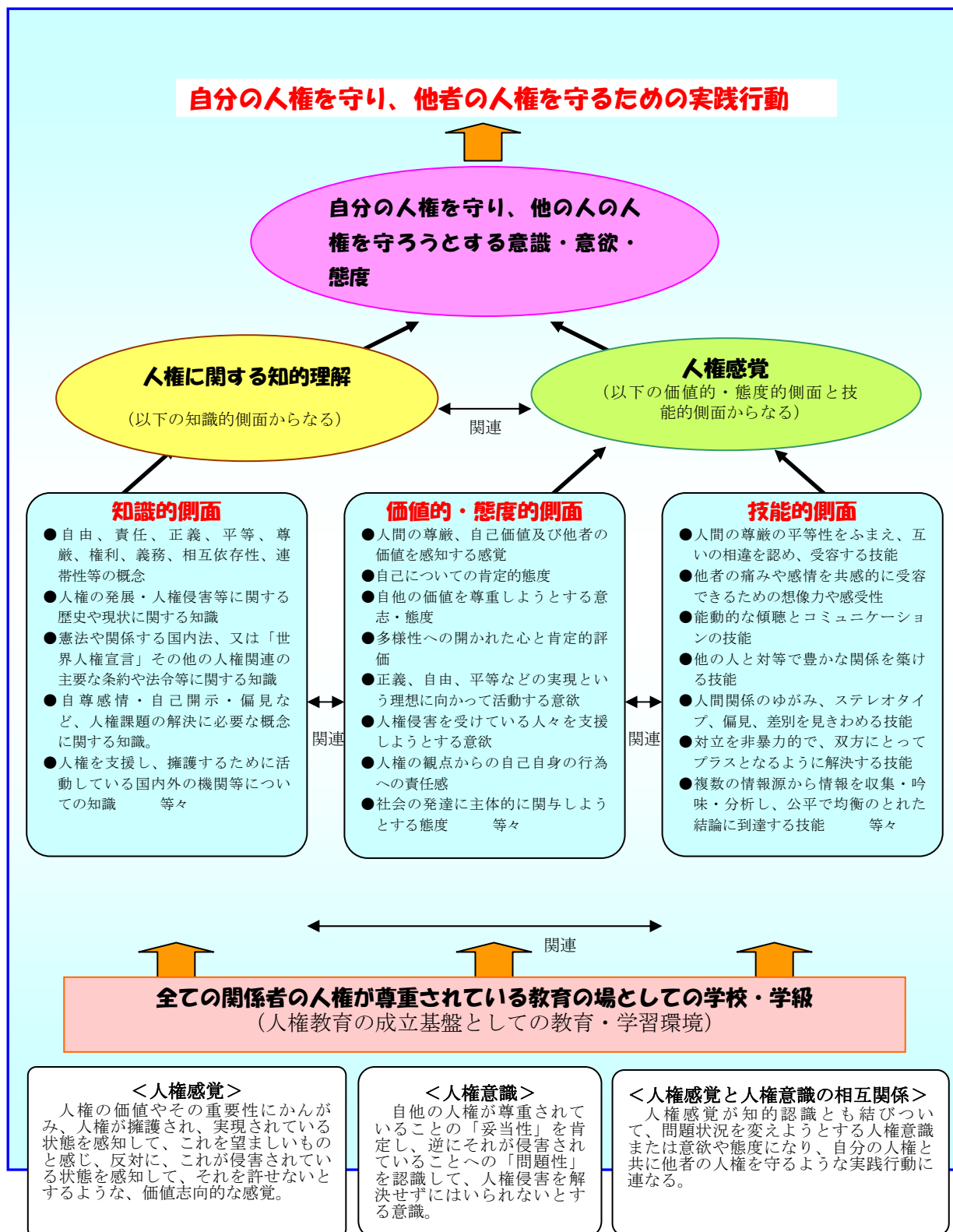
人権教育には、「法の下での平等」や「個人の尊厳」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチがあり、人権教育を効果的に進めていくためには、普遍的視点と個別的視点の両面からの取組が必要になります。この両者があいまって人権尊重の理解が深まっていくものと考えられます。

※詳細は人権教育指導資料集（学校教育編）「Let's じんけん＜改訂版＞」P58、59を参照のこと。

# 人権教育の推進



人権教育を通じて育てたい資質・能力



## 8 特別支援教育

特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。

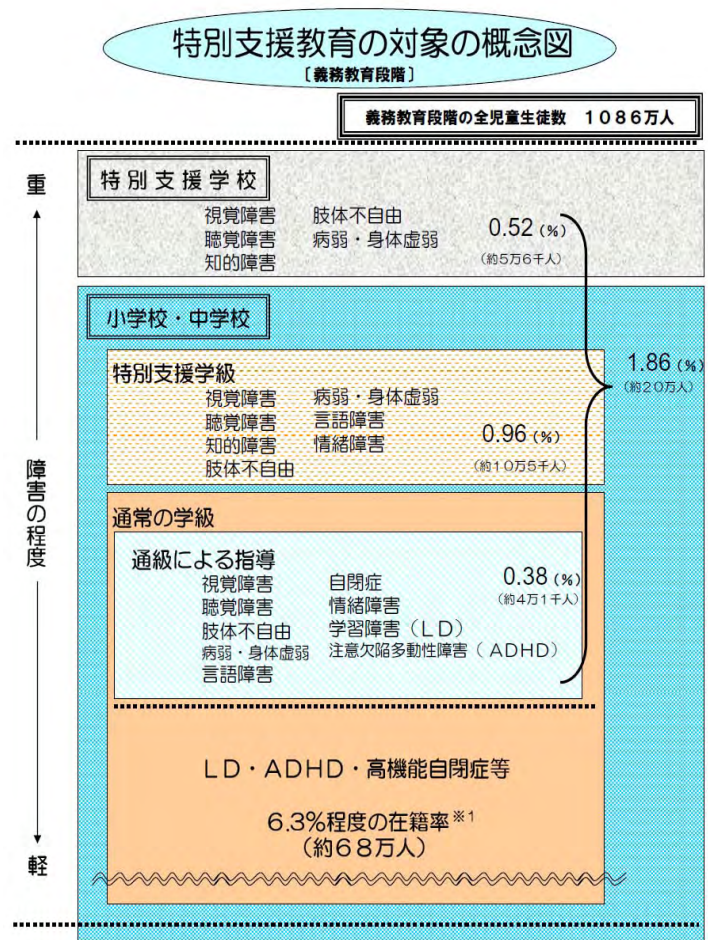
### (1) 特別支援教育とは

特別支援教育とは障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた、主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されます。

### (2) 障害のある幼児児童生徒の教育

一人一人の障害の種類や程度に応じて、通常の学級も含め、学校全体で特別支援教育が行われています。小学校・中学校には「特別支援学級」や「通級による指導」の制度があります。



※1 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(※1を除く数値は平成18年5月1日現在)

|        | 対 象                                          |
|--------|----------------------------------------------|
| 特別支援学校 | 視覚障害<br>聴覚障害<br>知的障害<br>肢体不自由<br>病弱(身体虚弱を含む) |

\* 特別支援学校は複数の障害種別に対応した教育を実施することが出来ます。高知県では当面の間、特定の障害種別に対応した教育を実施することとしています。

|       | 対 象                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------|
| 小・中学校 | 特別支援学級<br>弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害                |
|       | 通級による指導<br>弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、注意欠陥多動性障害、学習障害、自閉症 |

特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために「自立活動」という特別の指導領域を設けています。この自立活動の指導に当たっては個別の指導計画を作成するものとされています。また、幼児児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

| 各教科 | 道徳 | 特別活動 | 自立活動 | 総合的な学習の<br>時間 |
|-----|----|------|------|---------------|
|-----|----|------|------|---------------|

知的障害者を教育する特別支援学校については、各教科の目標や内容が特別支援学校の学習指導要領に独自に示されています。さらに各教科、道徳、特別活動、自立活動の目標や内容をあわせて指導する「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」の指導の形態によって実施することができます。

特別支援学級では、基本的には小・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われますが、児童生徒の実態に応じて特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別な教育課程も編成することができます。

通級による指導では、障害の状態に応じた指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行うことから、通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成することができます。

通常の学級では、在籍する障害のある児童生徒の実態に応じ、指導の内容や指導方法を工夫することとされています。

### (3) それぞれの障害の状態と指導

#### ① 視覚障害

視機能の永続的低下の総称です。視機能には、視力、視野、色覚などがあり、したがって視覚障害とは、視力障害、視野障害、色覚障害などがあります。

指導については点字を用いたり触覚や聴覚を活用する盲教育と、視覚の活用を中心とした弱視教育に大別されます。視覚障害者のためのコンピュータや拡大読書器などの特色のある教材・教具を活用します。

#### ② 聴覚障害

一般的には聴力障害をいいます。このような状態が乳幼児期に起こると、医療や教育の対応の程度にもよりますが、言葉の発達に必要な音声刺激がほとんど入っていないため、言語発達やコミュニケーション機能上に、また、社会性や情緒などの面に課題が生じます。そのためにも早期発見と早期からの教育的対応が必要になります。

聴覚に障害のある子どもは、聴力が全く失われていることはまれですので、聴力に応じて補聴器を活用する必要があります。

#### ③ 知的障害

発達期に起こり、知的機能の発達に明らかな遅れがあり、適応行動の困難性を伴う状態をいいます。発達期の規定の仕方は必ずしも一定しませんが、18歳以下とすることが一般的です。

日常生活や社会生活の技能や習慣を身に付けるなど、望ましい社会参加のための知識、

技能、態度を養うことに重点を置きます。そのための主な方法として、領域・教科を合わせた指導である「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」という形態で指導します。

#### ④ 肢体不自由

医学的には、発生原因のいかんを問わず、四肢体幹に永続的な障害があるものを、肢体不自由といいます。

状態によって、視聴覚教材やコンピュータ、教育機器などの教材・教具の活用、個別指導やグループ指導を行います。

また、日常生活における直接経験の機会が少なくなりがちですので、実践的・体験的な活動を取り入れるようにします。

#### ⑤ 病弱・身体虚弱

病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療又は生活規制を必要とする状態、身体虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して医療又は生活規制を必要とする状態をいいます。

一般に病気の治療や生活規制のために、授業時数や身体活動が制限され経験の不足がみられます。指導内容の精選や指導方法、教材・教具の工夫が必要になります。また、特別活動などの指導を通して様々な経験ができるように配慮します。

#### ⑥ 言語障害

社会の一般の聞き手にとって、ことばそのものに注意を引かれるような話し方をするため、本人が社会的不都合をきたすような状態をいいます。

言語障害の状態の改善を図る指導を行います。さらに二次的な障害として情緒面や行動面の問題に発展しがちですので、心理的に支えていくことも大切になります。

#### ⑦ 情緒障害

情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりして、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいいます。

心理的な要因の関与がある場合は、原因は様々であり、個に応じた対応が求められます。関係者でその方法を検討することが必要です。

自閉症の場合には独特の認知の仕方をしているので、その特性を把握することに配慮します。

### (4) LD・ADHD・高機能自閉症等の指導について

#### ① LD（学習障害）とは

学習障害とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す、様々な状態を指すものです。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

#### ② LDの子どもの指導

LDは、中枢神経系の機能障害があるのではないかと推定されます。そのため、様々な感覚器官を通して入ってくる情報を受け止め→整理→関係づけ→表出のいずれかに十分機能しないところがあると考えられています。

LDといっても、その症状は様々です。まず、一人一人のつまずきや支援の必要な部分を把握し、個に応じた手だてを考えていくことが大切です。実際の指導に関しては、LDに限らず、学習の遅れがちな子どもと共通する部分もあり、また、障害のある子どもの教育の分野で一人一人に合わせて取り組まれる、具体的な手だても活用できると思われます。

ア 子どもを大切にしたいかかわりを

つまずきの様子（いつ・どこで・どのような）をよく観察し原因を探ります。

一人一人特有の学び方があるという視点を持ち、できないところだけでなく伸ばしたい面もみつけましょう。

一人では、とらえきれない多様な側面があるので、複数の教員の共通理解のもと指導を行う必要があります。

イ 学習指導の工夫

LDの子どもたちは、学習内容を習得するのに時間がかかったり、その子ども特有の困難さがみられます。授業の際には、学習の見通しが立ち、学習に取り組みやすいようにしましょう。話し言葉の理解が困難な子どもには視覚的教材を用いる等、特性に応じた教材を用意しましょう。

ウ 成就感を味わわせ、自信を持たせる

一度に多くのことを求めず、できるようになったことをほめるようにします。「できた」という経験を積み重ねることで、学習に対しての自信が生まれ、意欲的で主体的な活動につながってきます。

エ 有効な学習の場の設定

学校全体で支援する体制をつくり、教職員の共通理解を図ることが大切です。また、TTや特別な指導による対応など個に応じた手だても工夫しましょう。

### ③ ADHD（注意欠陥/多動性障害）とは

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。また、7歳以前に現れ、その状態が持続し、中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されます。

以下に示した例はADHDの状態像の一部です。

○ 不注意

- ・ 授業中ぼんやりと空想にふけていたり、教室の外からの刺激によって注意をそらされたりして授業に集中できない。また、指示や話を聞いていないように見える。
- ・ 課題や活動を最後までやりとげることができない。また、毎日の活動を忘れる。

○ 多動性

- ・ 授業中、席に着いていることができず、教室の中を歩き回る。ときには、教室から出ていく。
- ・ じっとしていることができず、集中して物事に取り組むことができない。

○ 衝動性

- ・ 順番を待つことができない。
- ・ 考えなしに行動する、また、質問が終わる前に出し抜けに答える。

### ④ ADHDの子どもの指導

ADHDの原因は本人のわがままや、家庭のしつけによるものではありません。周りの

環境に順応できず困っているのは子どもたち自身なのかもしれません。その視点をもって、子どもたちへの支援を考えていきましょう。

ア 子どもの見方を変える

「だめ・できないこと」をみるのではなく、「よいこと・できること」に目を向けます。

イ コミュニケーション、レポートをよく保つ

理解し共感しあえる関係を保ちます。

ウ 注意や叱るよりもほめることを基本とする

少しのことで動揺しないで気長に対応することが大切です。そして、よいこと・できたことをほめるようにしてください。また、「ごほうび」として好きなことができるとか、シールを与えることがあってもよいでしょう。

エ 目標や課題の設定は小さくして取り組む

できることを少しずつ行い、手順と終わりを明確に簡潔に伝えることが大切です。

オ 「じっとしなさい」よりも「動くこと」ができる場面を作る

授業の中で動いてもよい場面を作ってあげることが大切です。

カ 言葉だけでなく、視覚的に理解できるようにする

見える、消えない手がかりを与えることが大切です。

キ 活動の中心になれる場面を作る

得意なことを生かし、活動の中心になれる場面をつくることが大切です。

ク 保護者や家庭との連携をよくとる

この子どもたちを見守る家族の方々には悩み苦しんでいます。その方々のよき理解者となるとともに、連携しながらこの子どもたちの指導にあたることが大切です。

⑤ 高機能自閉症等とは（「等」はアスペルガー症候群を含みます）

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全が推定されます。

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものです。

高機能自閉症等を理解するためには、まず自閉症を理解することが必要です。

自閉症の診断では、次の3点が基準となっています。

- ・ 他人との社会的関係の形成の困難さ
- ・ 言葉の発達の遅れ
- ・ 興味や関心が狭く特定のものにこだわる

目や耳などの感覚器官に問題はありませんが、そこから脳内に入ってくる情報を処理する過程に課題があります。そのため、一般の人とは違った感じ方（認知）をしていると思われる。このことにより、学習面や行動面に大きな困難が生じます。

⑥ 高機能自閉症等の子どもの指導

ア 集団参加

集団の中にいることができるようになることを目標にして取り組みます。

イ 見通しをもたせる

学習をすすめるにあたっては、何時何分まで行う、教科書の何ページまですすめるなど、本人に見通しがもてるように配慮します。自閉症は、いろいろな情報は耳で聞くことよりも目で見ることの方が入りやすい「視覚優位」といわれています。学習の手順や何をどこまで行うかを文字化して、提示することが効果的であると思われます。また、絵や写真を活用することも方法としてあります。

#### ウ ことばによる指示

ことばかけについては「きちんとしましょう」というようなあいまいな表現を避け、具体的で見通しのもてるよう「椅子にすわりましょう」「何時何分までにこの問題に答えましょう」というような指示をします。

#### エ 変化への対応

日頃と違う生活の流れでは、日程などへのこだわりや活動の見通しがわからないことから、情緒が不安定になることがあります。事前に日程が変更になることを視覚情報化し、有効に活用して本人に理解させておきます。

#### オ ソーシャルスキル

友だちとの関係では、教師が遊びや学習の場面で子どもたちの仲立ちとなり、活動を行い、相手を意識することや順番やルールを守るスキルを学ばせていくようにします。

### (5) 特別支援教育の推進

文部科学省は平成 13 年秋に「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成 15 年 3 月「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（以下「最終報告」という）をとりまとめました。

最終報告においては、特殊教育の果たしてきた役割や障害のある子どもの教育をめぐる諸情勢の変化を踏まえつつ特別支援教育の理念と基本的な考え方が提言されました。

これを受けて各教育委員会及び学校では「個別の教育支援計画」の策定や特別支援教育コーディネーターを置くこと、また広域特別支援連携協議会等の設置などの特別支援教育に対する取組が推進され、着実に広がってきています。

中央教育審議会はこの提言を受け、その理念と基本的な考え方の一層の普及・定着を図るため、平成 17 年 12 月、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」を取りまとめました。この答申において、①障害のある幼児児童生徒の教育の基本的な考え方について、特別な場で教育を行う従来の「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に発展的に転換すること、②盲・聾・養護学校の制度を複数の障害種別に対象とした教育を実施することができる「特別支援学校」に転換するとともに、学校種別ごとの教員免許状を障害の種類に対応した専門性を確保しつつ、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた総合的な専門性を担保する「特別支援学校教諭免許状」にすること、③特別支援学校の機能として地域の特別支援教育のセンターとしての機能を明確に位置づけること、④小・中学校において、LD・ADHDを新たに通級による指導の対象とすること、⑤特別支援教室（仮称）の構想については、特殊学級が有する機能の維持、教職員配置との関連等の諸課題に留意しつつ目指しているシステムの法令上の位置づけの明確化等について引き続き検討すること、などが提言されました。

この答申の提言等をふまえて、必要な制度の見直しについて検討が進められ、以下の二つ

の制度改正が行われました。

- 学校教育法施行規則の一部改正と平成 5 年文部省告示第 7 号<sup>注1)</sup>の一部改正（平成 18 年 4 月 1 日施行）

小・中学校等の通常の学級に在籍する LD・ADHD の児童生徒を通級による指導の対象とすること等により、障害のある児童生徒に対する教育の充実を図り、あわせて通級による指導の指導時間の弾力化が図られました。

- 学校教育法の一部改正（平成 19 年 4 月 1 日施行）

児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められているという状況をふまえ、児童生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校に転換するとともに、小・中学校等における特別支援教育を推進すること等により、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実が図られました。

おもな改正の内容は以下のとおりです。

- ・ 盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・ 特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・ 小中学校等においては、学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

この学校教育法改正によって特別支援教育は法的に位置づけられました。これが施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において行う特別支援教育について了知すべき、基本的な考え方、留意事項等が「特別支援教育の推進について」と題した初等中等教育局長通知（平成 19 年 4 月 1 日）によって示されました。

なお、各特別支援学校において、いずれの障害種別に対応した教育を行うこととするかについては当該学校の設置者がそれぞれの地域の実情に応じて判断することとなります。また、現に設置されている盲学校、聾学校又は養護学校を特定の障害種別に対応した教育を専ら行う特別支援学校とする場合には、「盲学校」、「聾学校」又は「養護学校」の名称を用いることも可能です。

高知県においては、当面は現在設置している学校が対応する障害種別に変更がないことから、個々の学校の名称については現在の名称を使用することとしています。

## 参考・引用文献

『特別支援教育の推進について（通知）』（文部科学省 平成 19 年）

『特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について（通知）』（文部科学省 平成 18 年）

『学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）』（文部科学省 平成 18 年）

『特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）』（文部科学省中央教育審議会 平成 17 年）

『今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）』

（文部科学省特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 平成 15 年）

『就学指導資料』

（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 平成 14 年）

『特別な教育的支援を必要とする子どもたち－LD・ADHD・高機能自閉症の理解と支援－』

（高知県教育センター 平成 17 年）

『文部科学時報』

（文部科学省編集 平成 18 年 10 月号）

「文部科学省ホームページ 特別支援教育に関すること 5 カリキュラム」（文部科学省）

---

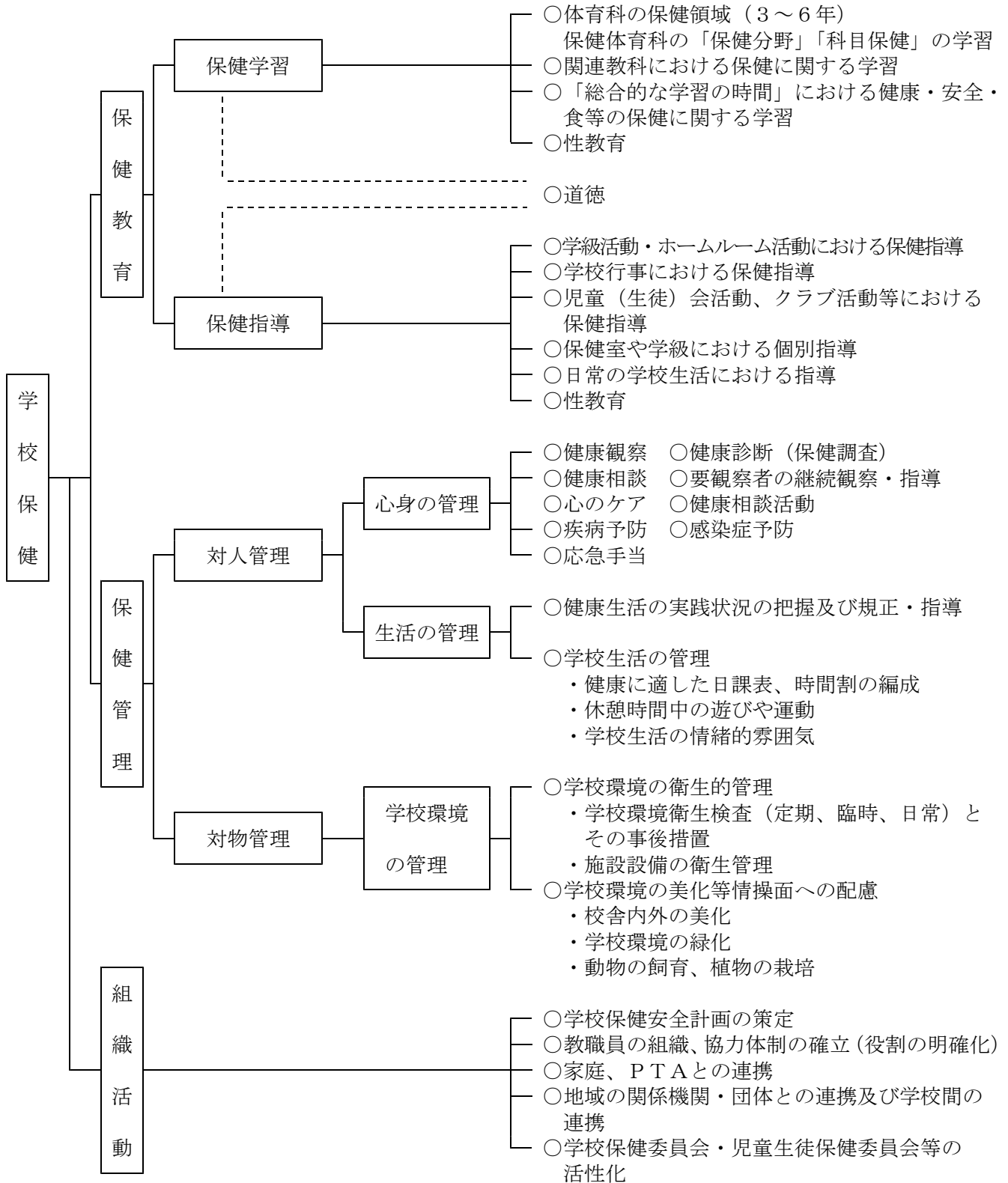
注 1)

学校教育法施行規則第 140 条（旧 73 条の 21）の規定による特別の教育課程について定める件

## 9 学校保健

学校保健とは、発育・発達期にある児童生徒の健康の保持増進を図るための諸活動の総称であり、学校におけるすべての教育活動の中に、保健教育と保健管理とを計画的(学校保健安全計画)に組み入れて実施されるものです。

### (1) 学校保健の領域・内容



<「保健主事の手引き（三訂版）」より一部改変>

## (2) 学校保健安全計画の作成について

学校保健安全計画は、学校における保健教育と保健管理、学校保健委員会等の組織活動を内容としておさえ、統合と調整の機能をもった学校活動の年間を見通した総合的な基本計画となるよう作成することが大切です。

### ① 保健教育

保健教育は、保健学習（教科の体育及び保健体育など）と保健指導（特別活動の学級活動・ホームルーム活動）に大別され、教育活動全体を通じて、児童生徒の健康の保持増進に必要な自律的能力、すなわち、知識や技能の習得、身近な健康問題の判断と処理などの健康な生活に対する実践的な能力と態度を育てることを目的に行います。

#### 保健学習と保健指導の特質

|       | 保健学習                                                      | 保健指導                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 目標・性格 | 健康を保持増進するための基礎的・基本的事項の理解を通して、思考力、判断力、意志決定や行動選択等の実践力の育成を図る | 日常生活における健康問題について自己決定し、対処できる能力や態度の育成、習慣化を図る |
| 内 容   | 学習指導要領に示された教科としての一般的で基本的な心身の健康に関する内容                      | 各学校の児童生徒が当面している、または近い将来に当面するであろう健康に関する内容   |
| 進め方   | 学校保健安全計画に基づき、実践的な理解が図られるよう問題解決的、体験的な学習を展開する               | 実態に応じた時間数を定め計画的、継続的に実践意欲を誘発しながら行う          |
| 対 象   | 集団（学級、学年）                                                 | 集団（学級、学年、全校）または個人                          |

### ② 保健管理

保健管理は、対象を人（心身の管理、生活の管理）と物（学校環境の管理）に大別され、学校保健法の規定に基づく健康診断、健康相談、感染症予防、学校環境衛生検査の実施と事後処置などを中心とした活動を通して児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に寄与することを目的に行います。

#### 保健管理の内容

|     | 対人管理                                                                                                                                          |                                                                                                | 対物管理                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 心身の管理                                                                                                                                         | 生活の管理                                                                                          | 学校環境の管理                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>健康観察</li> <li>健康診断</li> <li>健康相談</li> <li>心のケア</li> <li>疾病予防</li> <li>感染症予防</li> <li>応急手当 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>日常の健康生活の実践状況の把握と規正・指導</li> <li>健康に適した学校生活の提供</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校環境の衛生的管理               <ul style="list-style-type: none"> <li>定期及び臨時の検査</li> <li>日常の学校環境衛生検査及びその事後措置</li> </ul> </li> <li>学校環境の美化等情操面への配慮               <ul style="list-style-type: none"> <li>校舎内外の美化</li> <li>動物飼育・植物栽培 等</li> </ul> </li> </ul> |

### ③ 組織活動

学校保健安全計画に基づき、教職員の協力体制の確立、家庭との連携、地域の関係機関・団体との連携、学校保健委員会の組織と運営に工夫を凝らし、学校保健活動の円滑な実施をします。

#### 学校保健委員会組織構成の例

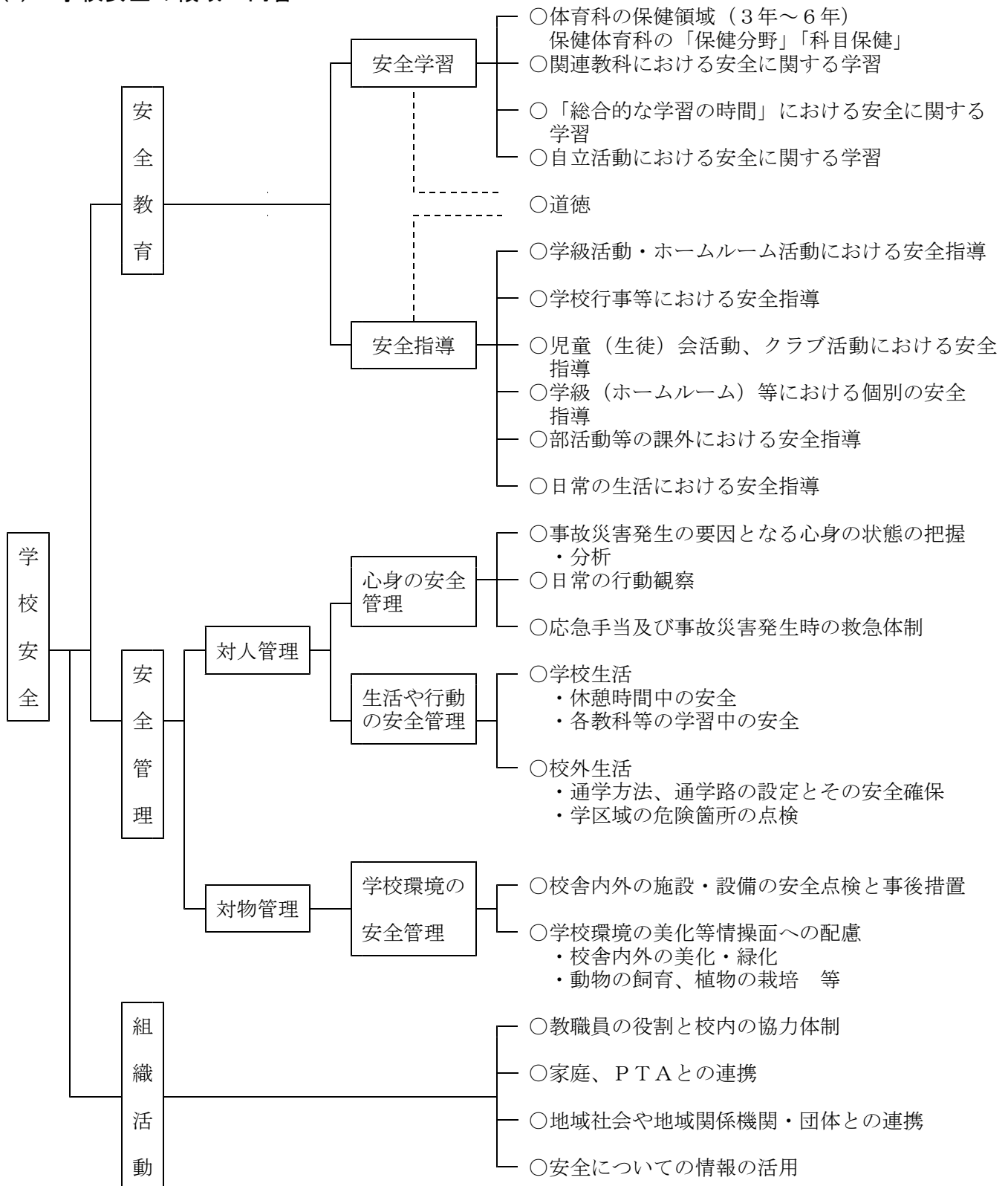
|         |         |                                                                               |
|---------|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 学校保健委員会 | 学校職員    | ・ 校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、<br>・ 体育・安全・給食等の主任、栄養教諭、学校栄養職員、<br>・ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師 等 |
|         | 保護者     | ・ ・ ・ P T A 正副会長、P T A 各委員会代表 等                                               |
|         | 地域保健関係者 | ・ ・ 地域保健機関代表（保健所等）                                                            |
|         | 児童生徒    | ・ ・ 児童生徒会代表、児童生徒保健委員会代表 等                                                     |
|         |         | （状況に応じ）・ ・ 交通安全関係機関代表、通学区域町内会代表 等                                             |

<「保健主事の手引き〈三訂版〉」より一部改変>

# 10 学校安全

学校安全は、児童生徒の事故・災害を未然に防ぐとともに、将来にわたって安全な生活を確保するために、組織的・計画的に学校安全活動を進める必要があります。学校安全は、安全教育と安全管理と両者の活動を円滑に進めるための組織活動から構成されていますが、これらが相互的・一体的に進められてこそ機能を発揮できます。

## (1) 学校安全の領域・内容



< 『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育 』より一部改変 >

## (2) 安全教育の目標

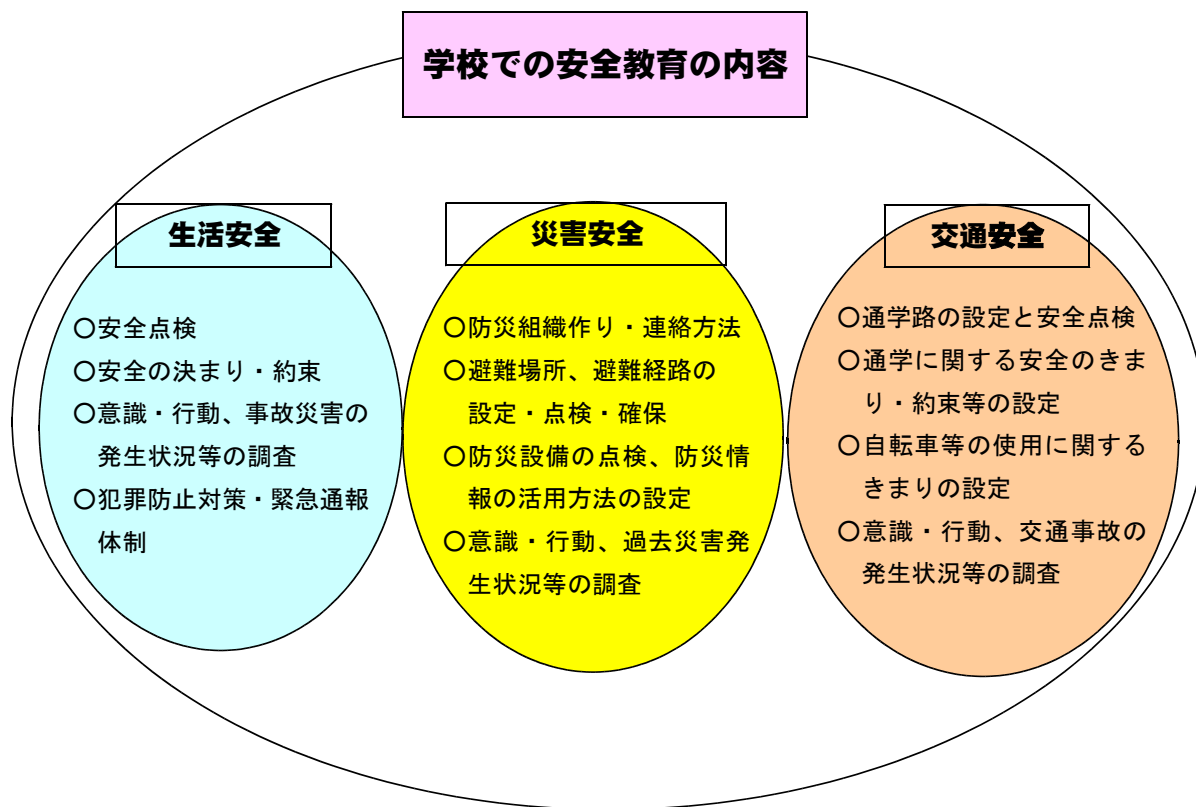
学校の安全教育目標は、日常生活における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことにあります。

### 《目 標》

- ・ 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- ・ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。
- ・ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにする。

### 《教育課程における安全教育の重点》

- ① 幼 児…安全な生活習慣や態度。事件・災害時等に指示に従う。  
危険を発見したとき、近くの大人に伝える。
- ② 小学生…低学年（危険に気付く）中学年（自ら安全な行動をとる）  
高学年（家族など身近な人々の安全への気配り、簡単な応急手当）
- ③ 中学生…応急手当の技能。防災への備えや的確な避難行動。
- ④ 高校生…友人、家族、地域社会の人々の安全にも貢献。心肺蘇生法などの応急手当の技能・適切な手当の実践。地域の安全活動や災害時のボランティア活動への参加。
- ⑤ 障害のある児童生徒  
…自ら危険な場所や状況の予測・回避をする。必要時に援助を求める。

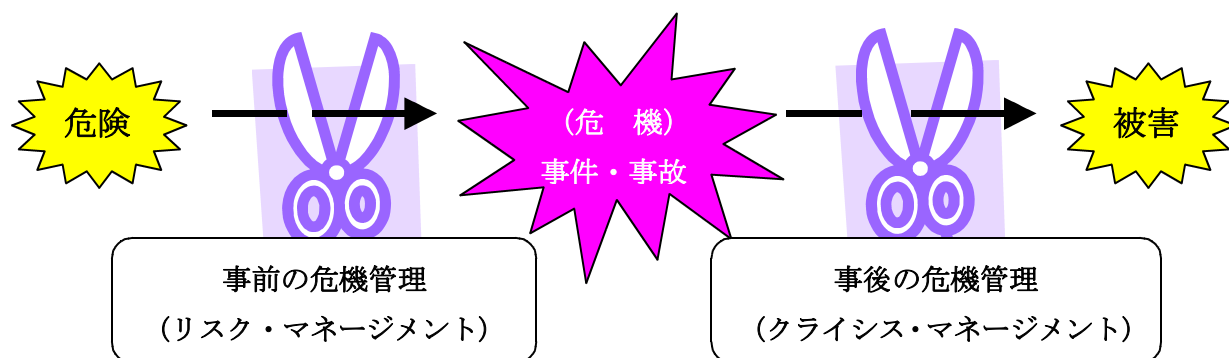


### (3) 学校の危機管理の在り方

#### 学校での危機管理の意義

学校は、子どもが安心して学ぶことができる安全な場所でなければなりません。しかし、時として学校の安全を脅かす事件・事故が発生することがあります。そのような事件・事故に備えて、学校において適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが重要です。

危機管理には、事件・事故を極力未然に防ぐための危機管理（リスク・マネジメント）と万が一事件・事故が発生した場合、適切・迅速に対処し、被害を最小限に抑え、さらにその再発の防止と通常の生活の再開に向けた対策を講じる事後の危機管理（クライシス・マネジメント）の2側面あり、対象となる事項は、地震、火災などの自然災害、食中毒を含む感染症、授業や課外活動における事故、通学中の交通事故など様々です。

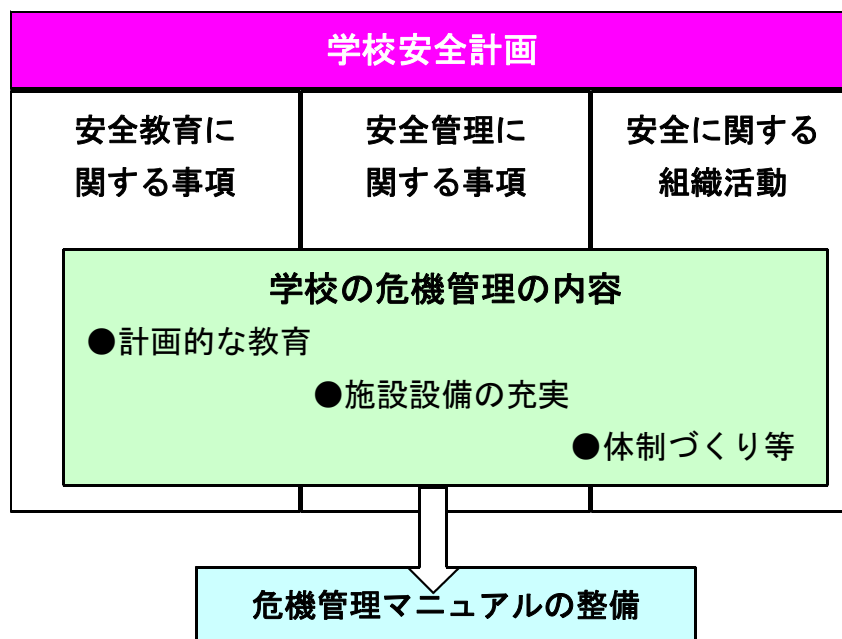


＜「文部科学省 学校の安全管理に関する取組事例集－危機管理の2つの側面－」より一部改変＞

### (4) 学校における危機管理の内容

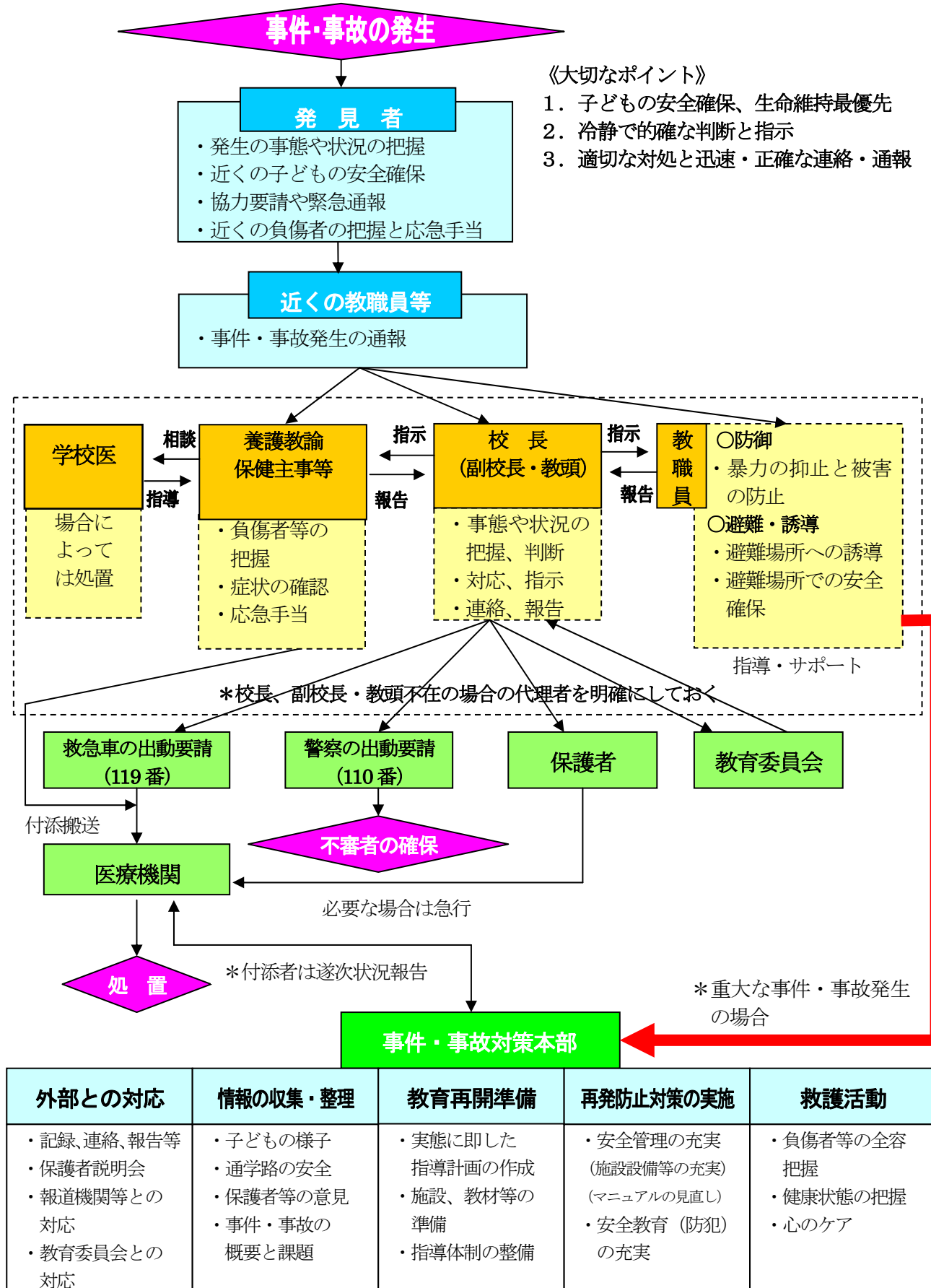
#### 学校安全計画と危機管理

適切な危機管理を行うためには、綿密な計画を立案しておく必要があります。学校では、安全に関する計画として学校安全計画が位置付けられています。学校安全計画には、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項及び安全に関する組織活動が含まれます。



＜「文部科学省 学校の安全管理に関する取組事例集－学校安全計画と危機管理－」より一部改変＞

学校での事件・事故など緊急事態発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例



## (5) 応急手当と学校の事故処理

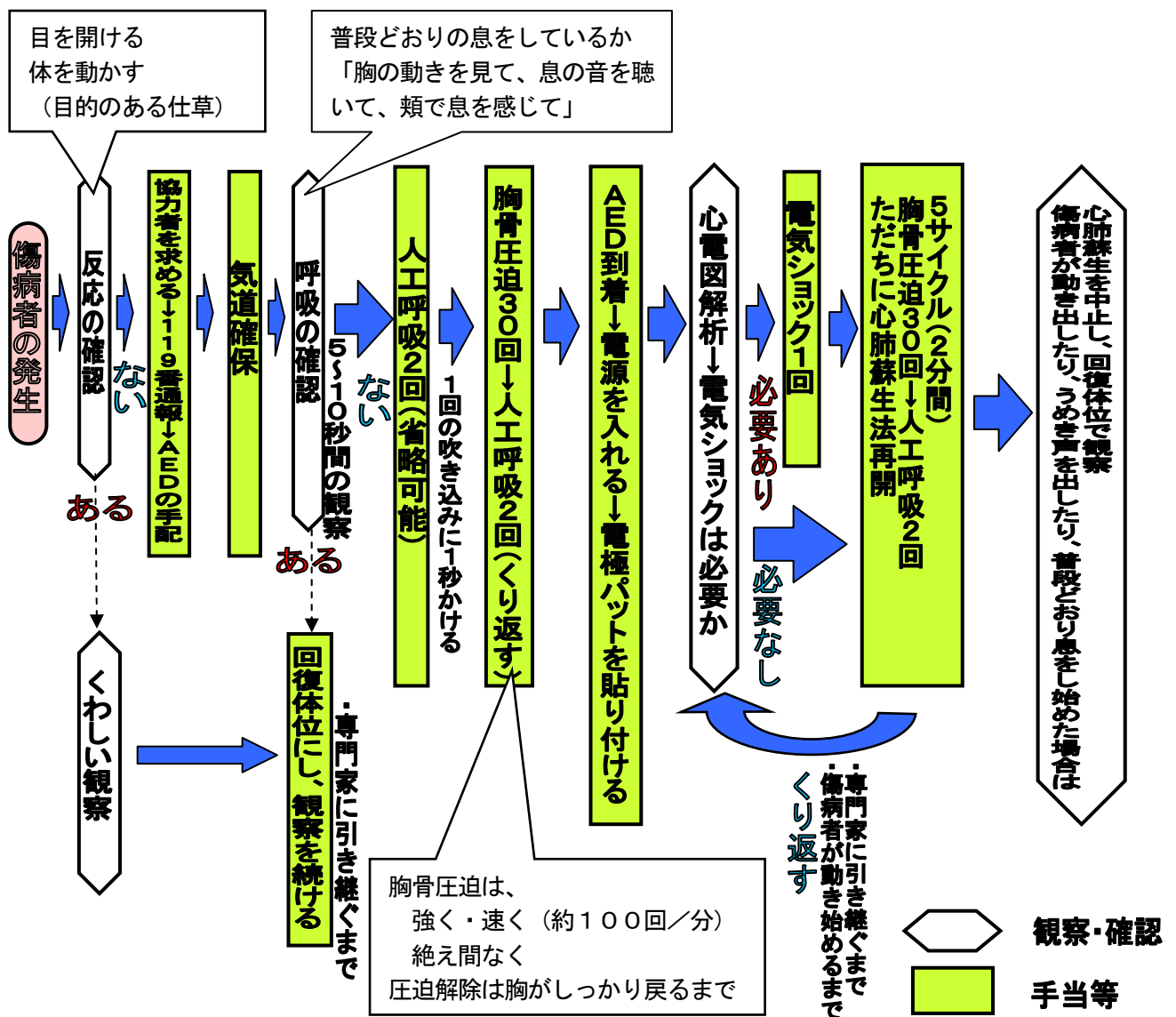
応急手当は、突発的な疾病・事故に対して、本格的な医療処置が行われるまでの間、傷病の状態が悪化しないようにするための手当であり、医療行為ではありませんが、広義には治療の一部と考えられます。また、事故が発生した場合の連絡体制についても、全教職員で周知徹底を図っておく必要があります。

### 倒れている人への対応

倒れている人（児童生徒）を発見した場合、その人の様子を調べ、どんな手当をどのようにしなければならぬかを判断しなければなりません。また、生命にかかわらないような場合でも、適切な手当が、苦痛を和らげたり、その後の回復を早めたりすることに役立ちます。

実際の止血法や包帯法、心肺蘇生法、AEDの操作などについては、校内研修や外部の講習会に積極的に参加し、とっさの時には対応できるよう技能を身に付けておきたいものです。

### 心肺蘇生法とAEDの手順（一次救命処置）



## (6) 心のケア

事件・事故等に子どもが遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、その時の出来事を繰り返し思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障をきたすことがあります。こうした反応は誰にでも起こりうることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていきますが、このような状態が1ヶ月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害（Posttraumatic Stress Disorder 通称 PTSD）」と言います。そのため、事件・事故の発生直後から子どもや保護者等に対する支援を行い、PTSD の予防と早期発見に努めることが大切です。



<「文部科学省 学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」より一部改変>

### 参考文献

- 『学校安全の手引き』（高知県教育委員会 平成10年）
- 『保健主事の手引き〈三訂版〉』（財団法人日本学校保健会 平成16年）
- 『安全教育参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（文部科学省 日本体育・学校健康センター 平成13年）
- 『学校の安全管理に関する取組事例集』（文部科学省 平成15年）
- 『学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル』（文部科学省 平成19年）
- 『救急蘇生法の指針（市民用）』（日本救急医療財団心肺蘇生法委員会 平成18年）

## 1 1 読書活動の推進

---

保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び地域・家庭等において、読書の楽しさを味わい、読書のよさやすばらしさを体験し、生涯にわたって本に親しんでいく態度と習慣とを身に付けるためには、発達段階や特性に応じた適切で継続的な指導と支援が必要です。

---

### (1) 読書活動の基本的な考え方

児童生徒に「生きる力」をはぐくむために読書活動は必要不可欠なものです。子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務などを明らかにした「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月施行）では、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備を推進する」という基本理念が定められています。

また、本県でも「高知県子ども読書活動推進計画」（平成18年11月）が策定されました。その中においても、「子どもの読書は、子どもが自分の将来に夢を持ち、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。読書活動の推進にあたっては、子どもの発達段階を踏まえ、読書に親しむ環境を整えていく必要があります」という趣旨が示されています。

従来の読書活動や学校図書館の活動を見直すとともに、公共図書館等との連携を図るなど読書活動を推進する取組が必要です。

### (2) 学校図書館の活用と利用

#### ① 学校図書館と教育課程

学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ることにより、児童生徒の知的活動を増進し、豊かな人間形成や情操をはぐくむことができます。

学校図書館法第2条には、学校図書館の目的として次の2点が示されています。

○学校の教育課程の展開に寄与する      ○児童又は生徒の健全な教養を育成する

また、学習指導要領では、児童生徒の主体的な学習や生きる力をはぐくむために、各教科等で学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図る教育活動を展開することが示されています。

そこで、学校においては、まず、学校図書館が有効に活用されるような学習活動が十分に行われているかどうかを吟味することが重要になってきます。

#### ② 学校図書館経営

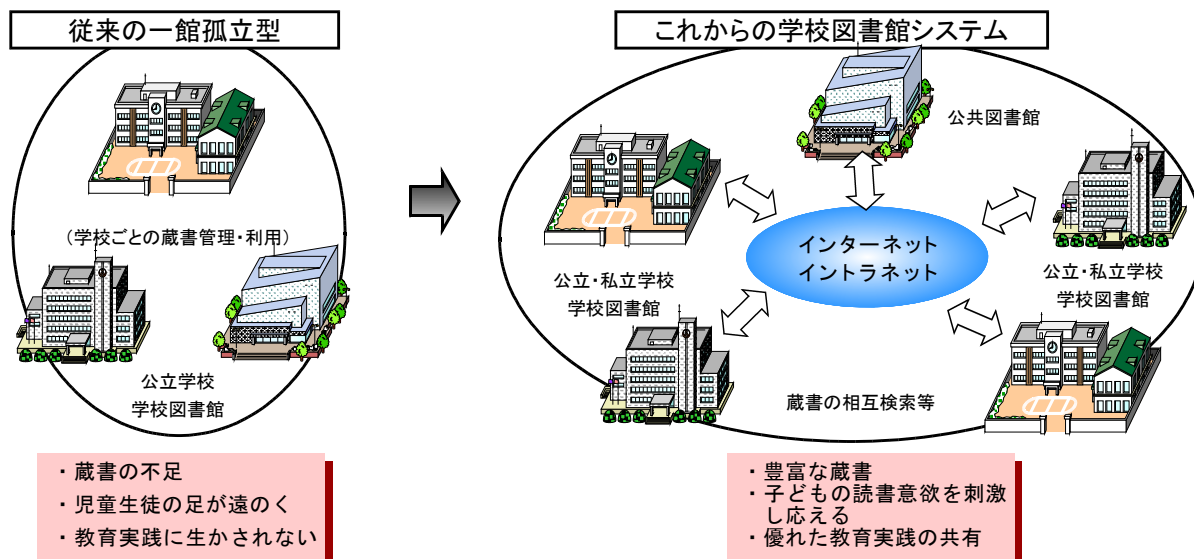
##### ア 学校図書館のあり方

たとえば、学校図書館は次のようなところであることが求められています。

○本の世界の楽しさを知ることができる      ○学びが広まり、深まる

○求める資料に出会える      ○あたたかく、楽しく、親しむことのできる

こうした学校図書館に改善していくためには、各学校がその実態に応じて、できるところから段階的に取り組み、現在ある学校図書館を活用しながらよりよくしていこうと努力することが大切です。



## イ 学校経営と学校図書館

学校図書館は、校内の諸組織と機能的に結びつくことによってこそ、その機能が発揮されます。例えば、各学年や各教科の代表が学校図書館の経営に参加できるようにしたり、校内の各方面からの要望を反映しやすいように組織を編成したりすると有効です。そうした組織を中心に学校図書館の活用に関する年間指導計画を作成するなどして、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動のなかで、学校図書館を計画的に活用することが重要です。

## ③ 学校図書館の活用

### ア 読書センターとしての学校図書館

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、想像力を培い、学習に対する興味・関心等を引き起こし、豊かな心をはぐくむ読書センターとしての機能をもつ必要があります。児童生徒に対しては、読書の機会を確保することと、読書の楽しさを味わうことという二つの側面から、働きかけることが必要となります。

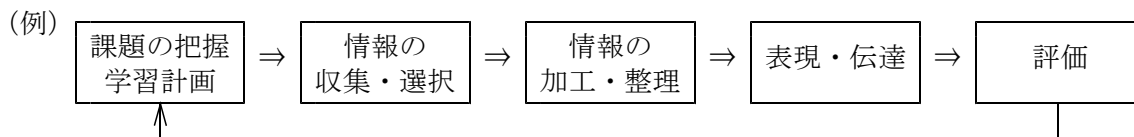
(ア) 読書の機会を確保するための手立て (例) 朝読書・読書集会

(イ) 読書の楽しさを味わうための手立て (例) ブックトーク・エプロンシアター

### イ 学習情報センターとしての学校図書館

学校図書館は、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能をもつ必要があります。その機能を十分に生かすために、次の二つの視点から指導の改善を検討することも必要です。

(ア) 授業の改善



(イ) 環境の改善 (例) 蔵書の活用・コンピューター等の整備

## (3) 地域・家庭との連携

児童生徒が本に親しみ、読書習慣を身に付けるためには、地域・家庭との連携を図ることが大切です。読書活動の交流としては、学校図書館を必要に応じて地域・保護者に開放したり、児童生徒の活動を地域で行ったりするなど今後も取組の充実を図る必要があります。

## 1 2 複式学級における指導

同じ学年の児童生徒だけで一つの学級を編制した場合を単式学級と呼び、異なった二つの学年の児童生徒で一つの学級を編制した場合を複式学級と呼んでいます。

複式学級の指導に当たっては、教育活動に創意工夫を加え、複式学級ならではの特性を理解し、児童生徒一人一人を生かす方向をみきわめることが大切です。

### (1) 複式学級における学習指導の基本的な考え方

複式学級においては、まず、その特性を踏まえ、学習指導の基本的な在り方や指導の方法を知ることが大切です。複式学級の学習指導は、複式学級の利点を生かすという考え方にたち、学校や学級、児童生徒の実態に応じて様々な工夫を行っていく必要があります。

#### 【複式学級の利点】

- 少人数であることを生かし、一人一人に応じたきめ細かな指導を通して、基礎・基本の確実な定着を図ることができます。
- 数多くの自学自習の経験を生かし、自ら学び自ら考える力の育成を図ることができます。
- 2個学年の児童生徒で構成されていることを生かし、上学年と下学年のかかわりを通して、学年を越えて学び合う態度を育てることができます。

また、「合同学習」「集合学習」「交流学习」「共同学習」などの学習形態のように、一つの複式学級にとじこもらないで、学年や学級の枠をはずして、学校や地域ぐるみでの取組を積極的に進めることが大切になります。

### (2) 学習指導

#### ① 学習指導の類型

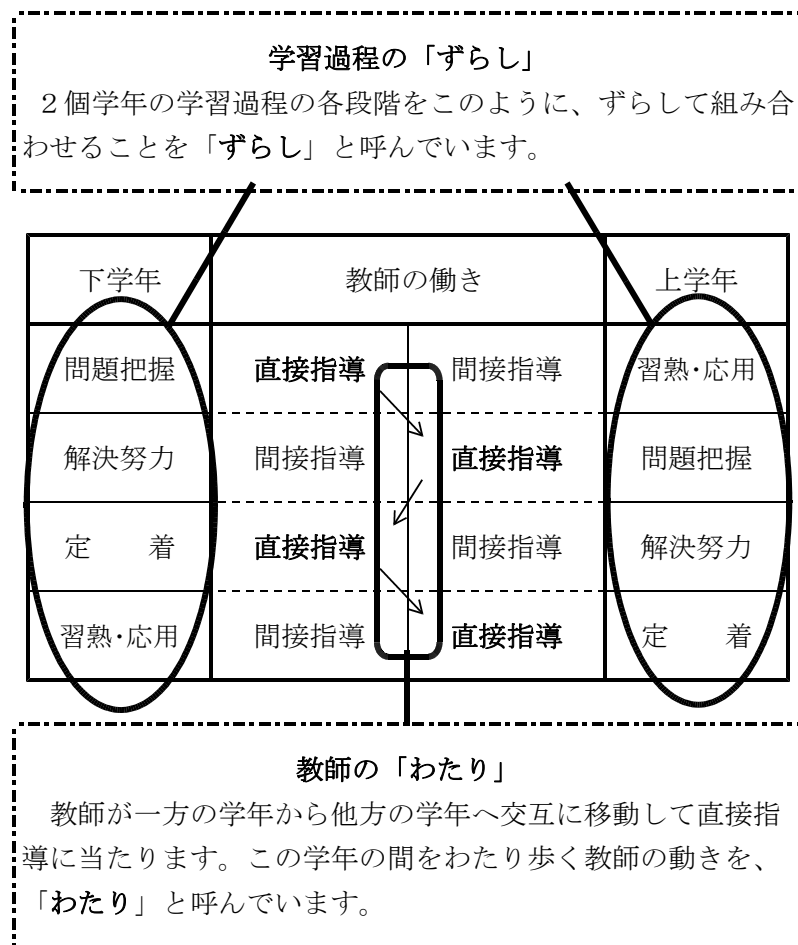
小学校学習指導要領第1章総則第2の4に「学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科及び道徳の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。」と示されています。(中学校においては、中学校学習指導要領第1章総則第2の3を参照) 指導計画の作成に当たっては、次のような複式学級における学習指導の類型例に即して具体的に立てることを考えてみるのが大切です。

#### 【複式学級における主な学習指導の類型】

|       |              |                        |
|-------|--------------|------------------------|
| 学年別指導 | 異教科の組み合わせ    | それぞれの学年別に異なる教科を指導      |
|       | 同教科異単元の組み合わせ | 同教科であるが、両学年に異なる内容を指導   |
| 同単元指導 | 同内容指導        | 二つの学年の児童生徒に対して同一内容を指導  |
|       | 類似内容指導       | 二つの学年の児童生徒に対して類似の内容を指導 |

#### ② 指導過程

学年別指導の場合、教師はそれぞれの学年の児童生徒に異なる内容を指導するので、一方の学年に指導している（**直接指導**）間は、もう一方の学年は、自主的に自分たちの学習を進めていく（**間接指導**）ことになります。1単位時間の学習過程のずらし方は、固定的に考えることなく、学習内容や児童生徒に応じて柔軟に考える必要があります。間接指導の時間は、単なる機械的な練習学習の場として位置付けるのではなく、自ら学び考える力を育む時間としてとらえることが大切です。したがって、間接指導において児童生徒が自主的な学習を進めることができるよう、直接指導の働きが重要となります。



### ③ 学び方の系統の明確化

学年別指導の間接指導を生かし、児童生徒に学び方を育てることが大切です。そのためには、学校の教育目標の達成を目指し、6 年間（中学校においては3 年間）を見通した学び方の系統を明確にし、学校全体で取り組む必要があります。

### ④ 学習の進め方

児童生徒に自主的・主体的な学習態度を育成するためには、児童生徒自らの手で授業を進められるようにすることが大切です。特に、複式学級の学年別指導では、直接指導による課題把握の学習段階の後に、間接指導で個々の児童生徒が学習に取り組み（一人学習）、グループ学習や全体学習で課題を追求したり、練り合ったりしながら学習を進めることになります。学習が進められるためには、児童自身が学習の仕方が分かっていること、自分で問題を解決する力を得ていることが大切です。

〈参考・引用文献〉

『複式学級における学習指導の在り方～はじめて複式学級を担当する先生へ～』

（北海道立教育研究所・北海道教育大学編 平成13 年）

『21世紀を拓く教育シリーズⅠ 学習指導方法の工夫・改善』

（全国へき地教育研究連盟編 平成10 年）

『これだけは知っておきたい へき地教育ガイドブック』

（全国へき地教育研究連盟編 平成16 年）

## Ⅲ 現代の教育課題

# 1 乳幼児保育・教育

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり乳幼児保育・教育は学校教育全体の生活や学習の芽生えを育む役割を担っています。就学前に子どもたちがどのような保育・教育を受けてきたのか、また、どのような生活をしてきたかという実態をしっかりと把握し、学びの連続性を確かめつつ学校教育に引き継いでいく必要があります。

## (1) 乳幼児保育・教育

保育所や幼稚園では、一人一人の内面を理解して発達に必要な経験が積み重ねられるように、子どもの主体的な「遊び」を中心に、環境を通した保育・教育が計画的に展開されています。

さらに、子どもの育ちを見通し、家庭や地域と連携して、生活及び発達や学びの連続性を確かなものにし、その成果を円滑に小学校に引き継いで行く役目も担っています。

### ① 保育所の目標

子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている。その子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことが保育の目標である。

このため、保育は次の諸事項を目指して行う。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

エ 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。

オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと。

カ 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと。

(保育所保育指針 第1章 総則より抜粋)

### ② 幼稚園の目標

幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切なものであり、幼稚園は、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。

(1) 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。

(2) 人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。

(3) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。

(4) 日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようにすること。

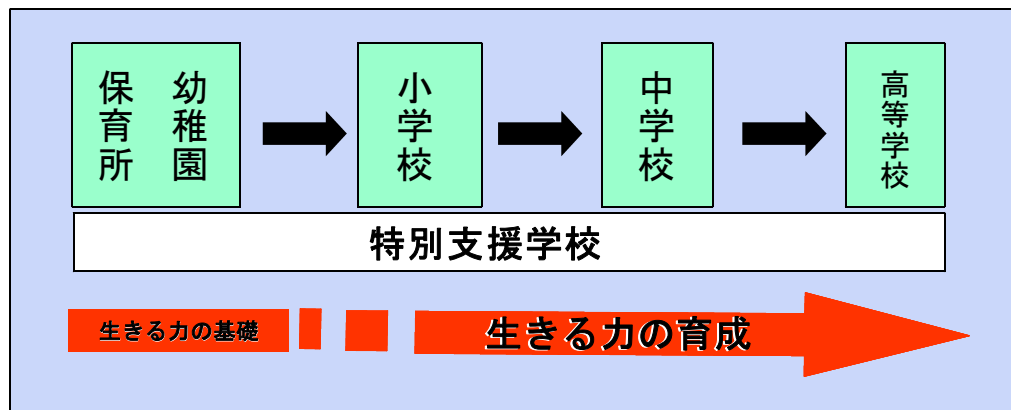
(5) 多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

(幼稚園教育要領 第1章 総則より抜粋)

## (2) 保・幼・小・中・高の連携教育

### ① 連携教育の意義

平成10年度改定の学習指導要領では、新たに小学校から高等学校及び特別支援学校の教育に総合的な学習の時間が導入されました。小学校低学年においては、合科的な指導を一層推進することとされており、これまで以上に合科的な学習が重視されるようになりました。各学校で、互いの教育を理解し、信頼関係を築き、支え合っていくことが連携教育において重要です。



### ② 保・幼・小連携教育への具体的な取組

子どもの主体的な「遊び」を通しての総合的な乳幼児保育・教育から教科指導中心の小学校教育への移行は、子どもにとって「段差」となっているのではないかと危惧されています。円滑な接続を図るとは、互いの教育の在り方について十分に理解することによって初めて可能となります。

保育所・幼稚園・小学校がどのような保育・教育をしているのか、それぞれの保育・教育の共通点や相違点を相互に理解しあっていくことが重要です。それは、教職員間だけでなく、乳幼児と児童、保護者を含めた相互の間にも必要です。交流等により、子どもの発達についての認識が深まり、保育・教育の充実が図られます。

《具体的な取組例》

- ・教職員の合同研修、教育活動への参加
- ・保育所・幼稚園と小学校における合同行事・合同活動の実施
- ・生活科や総合的な学習の時間などを活用した異年齢交流・学習
- ・保護者間の交流 等

### ③ 異校種間における連携教育

保・幼・小連携のほかに、保・幼・中連携、小・中連携、中・高連携等の取組が進められています。これからは、中学校区単位での特色ある連携教育を家庭・地域とともに推進することが必要です。

また、特別支援学校との連携についても検討を進めることが望まれます。

## 2 環境教育

---

環境問題に対する社会の関心が一層高まる中で、環境やエネルギーについての理解を深め、環境を大切にする心を育成するとともに、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成することは今後ますます重要なものとなってきます。

---

### (1) 環境教育の基本的な考え方

環境教育は、小学校、中学校及び高等学校を通じて、各教科、道徳、特別活動及び「総合的な学習の時間」のそれぞれにおいて、その特質等に応じ、また、それらの連携を図りつつ、環境問題や環境と人間とのかかわりに対する理解を深めることとされています。

そのため、地域の実情を踏まえた環境に関する学習を充実するとともに、児童生徒の発達段階に応じて、例えば身近な自然環境から地球規模の環境までを対象に環境を調べる学習など、問題解決的な学習や作業的な学習、体験的な学習を一層重視する必要があります。

具体的には、次のような視点で考えるとよいでしょう。

- ① 環境教育の目的は、環境問題に関心をもち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度及び環境問題解決のための能力を育成することにあります。
- ② 環境教育は、幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対して、それぞれの段階に応じて体系的に行わなければなりません。
- ③ 環境教育は、知識の習得だけにとどまらず、技能の習得や態度の育成をも目指すものであり、科学に根ざした総合的、相互関連的なアプローチが必要です。
- ④ 環境教育は、消費者教育の視点から、環境にやさしい生活様式に根ざした商品選択や意思決定能力を育成していくことが必要です。
- ⑤ 環境教育は、地域の実態に対応した課題からの取組が重要であり、「地球規模で考え、足元から行動する（Think Globally, Act Locally）」ことが求められています。

### (2) 環境教育の進め方

環境教育は、学校の教育活動全体を通じて、系統的、組織的に進めていく必要があります。そのためには、各教科等において、それぞれの内容と環境教育との関連を明らかにし、学習する内容を相互に関連させ、多面的、総合的に把握できるよう、各教科等の間で連携を十分に図ることが大切です。年間指導計画を作成し、学習する内容の取り扱いを明らかにしておく必要があります。

また、環境教育では、具体的な地域の自然環境、社会環境にみられる環境問題を教材として取り扱い、問題解決の能力や態度を育成することが期待されています。

このため、環境教育の基礎づくりの段階にある小学校低学年・中学年の児童には、自然に触れ、自然の事物・現象から感受する活動の機会を多くもつようにすることが大切です。

小学校高学年の児童、中学校の生徒には、環境にかかわる事象に直面し、具体的に認識できるようにするとともに、因果関係や相互関係の把握力、問題解決の能力が育成できるように指導過程を工夫することが必要です。

高等学校の生徒には、環境問題を総合的に思考・判断し、賢明な選択・意思決定が行えるような学習活動を展開するのが適当と考えられます。

活動事例としては、動植物の飼育・栽培活動、自然観察活動（野鳥観察、スターウォッチング、大気・水質検査等）、自然教室等の野外での宿泊を伴う活動、学校周辺の清掃活動、リサイクル活動、環境問題啓発活動（環境ポスター、環境コーナー、学年・学級新聞等）、ミニサンクチュアリ（鳥獣保護区）や学校ビオトープの設置、ゲーム等による自然体験活動などがあります。



自然と触れ合う体験活動

（探してきた葉っぱの形や色についてまとめている。）



ポスターセッション

（調べたことをポスターにまとめて発表し、聞いている人と意見等の交流をする。）

環境教育における評価は、問題解決の能力、情報の収集・分析・解釈の能力、自己表現能力、コミュニケーション能力等を総合的に判断しなければならないことから、通常の記述式テスト法によっても行えますが、児童生徒のレポート・感想文、自己評価、作品、教師による行動観察など、多面的な方法で行う必要があります。

また、国においては「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」（平成16年9月24日閣議決定）が示され、学校、地域、社会など幅広い場において、環境教育が進められることになりました。そして、世界では「国連持続可能な開発のための10年」（2005-2014年）<sup>\*</sup>が決議され、地球温暖化や貧困・格差といった、地域および地球規模で起きている様々な環境問題や社会問題の解決のための取組がスタートしています。

<sup>\*</sup>第57回国連総会決議（日本時間2002年12月21日）

### （3）指導に当たっての配慮事項

環境教育を推進するに当たっては、人間の活動と環境との関わりについて総合的に理解できるようにすることが大切です。いたずらに環境の悪化を印象付けたり、児童生徒が自分の努力では何もできないといった思いに追いやったりすることのないよう配慮します。また、特定の環境情報の授受に偏ったり、環境問題に関わる因果関係を短絡的に求めたりするのではなく、児童生徒が明るい、積極的な姿勢で環境改善の役割を担っていこうとするように指導します。

#### ＜参考文献＞

『高知県環境白書2006』（高知県文化環境部循環型社会推進課 平成18年）

『環境白書(平成19年版)』（環境省 平成19年）

『循環型社会白書(平成19年版)』（環境省 平成19年）

『こども環境白書(平成19年版)』（環境省 平成19年）

『図で見る環境白書(平成19年版)』（環境省 平成19年）

### 3 国際理解教育

共に生きていくことのできる公正な地球社会をつくることは、我々人類が共有すべき最大の課題です。21世紀に生きる子どもたちには、この課題を解決するために必要な資質や能力、そして、自覚と責任感を身に付けさせなければなりません。

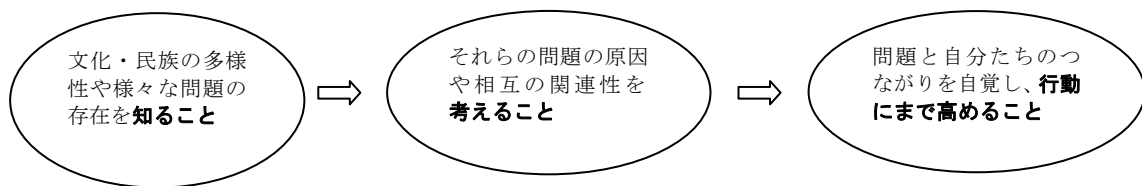
#### (1) 国際理解教育とは

国際理解教育とは、地球規模の諸問題の解決に主体的に取り組むことのできる資質・能力と、これらの問題解決に、一人の地球市民として取り組むことのできる自覚や責任感を育むことを目的とした、非常に広範な領域を持った教育活動です。

#### (2) 国際理解教育の目標

国際理解教育の目標は、認知、情意、行動の3つの側面から考える必要があります。世界の民族や文化についての知識を得るだけでは、十分に目標が達成されるとは言えません。正しい知識に基づき、問題点や原因を論理的に解明し、その解決に向けて、望ましい自己変容と行動が伴わなければならないのです。

国際理解教育のプロセス



初等中等教育段階ですべての子どもたちが身につけるべきものとして、①異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力 ②自らの国の伝統・文化に根ざした自己の確立 ③自らの考えや意見を自ら発信し、具体的に行動することのできる態度・能力が挙げられています。

#### (3) 国際理解教育の内容

国際理解教育の内容は、諸外国の文化や生活に関するものだけではありません。最近では、次のような課題を含めて考えることが多くなってきています。

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 平和教育 | 軍縮、平和、核兵器、地域紛争の問題など         |
| 人権教育 | 民族、人種、性などに関する差別、人間性の尊重など    |
| 開発教育 | 第三世界の問題、新しい世界経済秩序、世界的富の配分など |
| 国際理解 | 異文化・外国理解、偏見と敵視、差別の問題など      |
| 環境教育 | 地球温暖化、エネルギー問題など             |

これらの問題は、地球的規模で相互に依存したものであり、一国の努力だけでは解決することができません。また、一つの教科や領域だけでは解決できないほど、多様化、複雑化した問題でもあります。したがって、より学際的、総合的なアプローチが必要となります。これらの内容は、グローバル教育、開発教育、地球市民教育と呼ばれている教育活動と共通する部分が多いので、参考にすると良いでしょう。

#### (4) 国際理解教育の方法

国際理解教育には、調べ学習（特定の主題に基づいた主体的な調べ学習、プロジェクト学習など）、交流活動（直接交流やインターネットなどを使った交流など）、参加型学習（異文化コミュニケーション体験など）などの方法があります。これらの方法の中から、児童生徒の実態や指導目標に応じて適切な方法を選択し、あるいはいくつかの方法を組み合わせ、指導計画を立てる必要があります。したがって、これからの教師は、主体的・自主的な学習を可能にする授業形態のレパートリーを持っておく必要があるでしょう。

教師は、児童生徒が自ら物事を調べ、意見や考えを持ち、相手を説得する力を身に付けるためのサポーターとして、知識や課題を与えながら、児童生徒を支援し、課題解決への道しるべを示す役割を担っていかなければなりません。

#### (5) 児童生徒とともに歩む国際理解教育

戦争や国内紛争など平和社会の崩壊、移民人口の激増、環境問題の深刻化等、私たちを取り巻く社会にはたくさんの課題があり、一人一人が自分のことととらえて考えていかなければなりません。国際理解教育では、教師が課題解決に児童生徒とともに取り組んでいこうとする姿勢を持つことが大切です。

教師も、児童生徒も、同じ問題を共有する地球市民のパートナーであり、教師だけが「正解」を持っているわけではありません。「持続可能な(sustainable)地球社会」を創りあげていくために、自分自身の価値観や行動様式を今一度問い直し、児童生徒とともに学び続けていくことが大切です。国際理解教育は、児童生徒の問題であるとともに、教師自身、また社会全体の問題でもあるのです。

#### <参考文献>

『国際理解教育』（大津和子 国土社 平成4年）

『地球市民教育のすすめかた ワールド・スタディーズ・ワークブック』

(D・ヒックス他編 岩崎裕保監訳 明石書店 平成9年)

『わくわく開発教育参加型学習へのヒント』（国際教育協議会 平成11年）

『はばたけ若き地球市民』（藤沢皖 ホミネース叢書 平成13年）

『初等中等教育における国際教育推進検討会報告』（平成17年8月）

## 4 情報教育

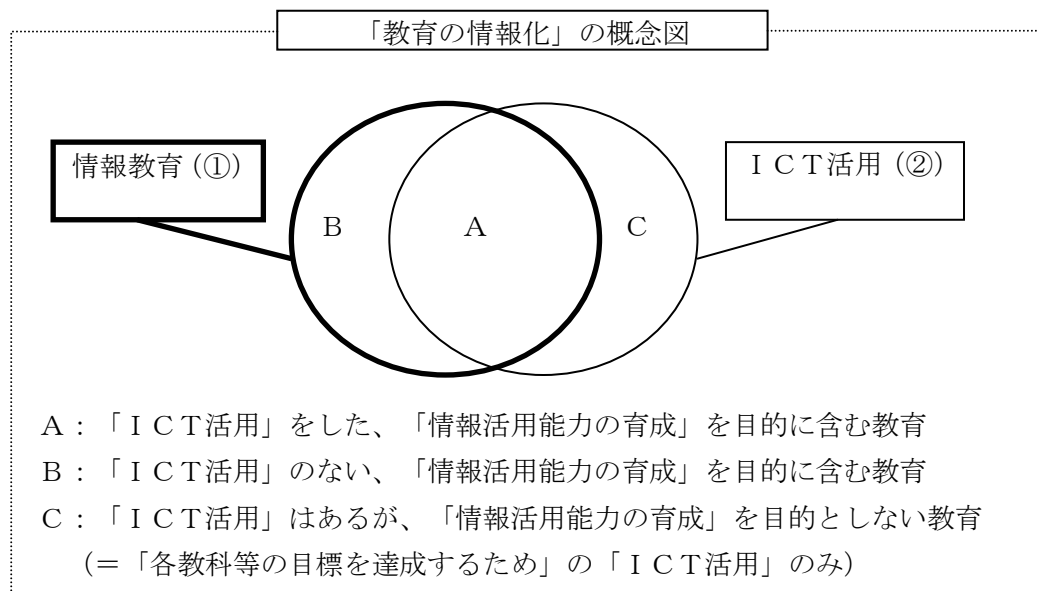
情報教育とは、情報活用能力を育成することによって、子どもたちが、情報を適切に活用して合理的判断や創造的思考、表現・コミュニケーションなどに役立てられるようにすることを目的とした教育活動です。

### (1) 教育の情報化と情報教育

「教育の情報化」は幅広い意味を持ちますが、指導場面に着目すれば

- ① 子どもたちの情報活用能力の育成を目的とした「情報教育」
  - ② 各教科等の目標を達成する際に効果的に情報機器（ＩＣＴ）を活用すること
- であると整理されます。

「情報教育」は「子どもたちの情報活用能力の育成」を目的とした教育であり、単にＩＣＴを活用することとは異なります。ＩＣＴを活用することは「情報教育」を目的とした活用と、効果的に「各教科等の目標を達成する」ことを目的とした活用があります。



### (2) 情報教育

「情報教育」は子どもたちが「生きる力」を身に付ける上での重要な教育であり、中学校「技術・家庭」や高等学校普通教科「情報」だけではなく、教育活動全体を通じて総合的に取り組む必要があります。現行の学習指導要領においては、情報教育を小・中・高等学校段階を通じて体系的に実施することになっています。

情報教育において育成を目指している「情報活用能力」には次の３つの観点があり、これらの３観点を子どもたちの発達段階に応じバランスよく身に付けさせることが重要です。

#### ① 情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

#### ② 情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用

を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

### ③ 情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

## (3) 情報教育に係る学習活動の情報教育観点別の例

### ① 情報活用の実践力

- ・ キーボードを使って日本語入力をする。
- ・ コンピュータを使って写真や図入りの文章を作り印刷する。
- ・ 情報を記録し再利用するためにデジタルカメラなどを使う。
- ・ 課題や目的に応じて、適している情報手段を選択する。
- ・ 見学やインタビュー内容の要点をメモに取りながら聞き、後に参照しやすいようにする。
- ・ 図書館やコンピュータを活用して、必要な資料を集める。
- ・ 目的に応じてさまざまな表で整理し、グラフで表現する。
- ・ 情報の固まりや、伝えたいことの優先度を考えて、見出しを付け割付をして学級新聞などを作成する。
- ・ 限られた時間の中で最大限に伝えるために、情報を整理し、組み立てを工夫して話す。
- ・ 相手に伝わりやすいようにスライドの構成、提示順序、キャッチコピーなどを工夫したプレゼンテーションをする。

### ② 情報の科学的な理解

- ・ 自ら情報活用について記録し、評価し、改善する。
- ・ さまざまな情報手段を使った体験をもとに、情報手段の特性を整理する。

### ③ 情報社会に参画する態度

- ・ メディアからの情報には発信者の意図と背景があることを理解し、情報を受ける側が情報の判断をする必要があることを知る。
- ・ コンピュータやインターネットは、健康に注意しながら利用する。
- ・ 情報化によって高度化する社会を知り、私たちの生活や産業の発展に大きな役割を果たしていることを考える。
- ・ ネットワークの先には人があることを意識し、相手の立場に立った適切なコミュニケーションの大切さを知る。
- ・ 著作物や知的財産権を理解し、これらの権利を守る。

## (4) 情報教育と各教科等との関係

各教科は、教科の目標を達成するために設定されているものですが、情報教育の目的と矛盾するものでなく、情報教育を実施することは、各教科の目標を達成のするためにも有効です。

参考文献：中等教育資料（平成18年12月号）、文部科学省「初等中等教育における教育の情報化に関する検討会」情報教育に係る学習活動「報告書」「パンフレット」

## 5 福祉教育

---

少子高齢化などの急速な社会構造の変化にともない、福祉に対する社会的なニーズは、多様化するとともに、著しく増大しています。こうした状況をふまえ、ノーマライゼーション（障害のある人もない人も、ともに安心して暮らせる社会）の理念を実現するために、学校教育における福祉教育の充実が求められています。

---

### (1) 福祉教育の基本的な考え方

福祉という言葉の定義は決まったものではありませんが、幸福・生命の繁栄・よく生きる、というような意味ととらえることができます。その観点から、福祉教育は個人だけでなくすべての人々の幸福のために家庭・学校・地域全般にわたって行われなければなりません。

福祉教育の目的は「憲法に基づいた基本的人権の尊重」、「福祉を自らの問題としてとらえる姿勢」、「社会福祉問題の解決のための実践力」の三点を育てることですので、福祉教育を進めていくためには、まず、児童生徒たちが自分自身を大切にする自尊感情をもつことが重要となります。その上で私たちの社会がお互いに助け合い支え合って成り立っていることを様々な学習や体験活動を通して学び、福祉の問題を自らの課題としてとらえさせなければなりません。

### (2) 福祉教育の推進の手法

#### ① 学習指導計画を立てる上での視点

福祉教育には、社会福祉に従事する人たちの養成教育である専門福祉教育と、児童生徒や地域住民に対してなされる一般福祉教育があります。この一般福祉教育を推進するためには、次のような視点で学習指導計画を立てる必要があります。

- ア 基本的人権への理解
- イ 障害者や高齢者についての理解
- ウ 社会福祉問題が社会的な背景から生じているといったことへの理解
- エ 社会福祉関係法規や福祉の組織やシステムの理解
- オ 地域での連帯感やボランティア活動の必要性のかん養
- カ 病気の発生や予防に関する知識

#### ② 学習を進める上での留意点

学習指導計画に基づいて次のような点に留意して実施する必要があります。

- ア 学校における福祉教育は、教育活動全体を通じて行うものであり、各教科、道徳、特別活動及び「総合的な学習の時間」のそれぞれの特質に応じた指導が必要です。
- イ 「総合的な学習の時間」において福祉教育を進める場合、児童生徒の福祉に関する興味や関心に基づいて、学校や地域の実態に応じた学習が進められなければなりません。
- ウ 福祉に関する具体的な技術や知識の幅を広げるために、学校現場だけでなく地域の福祉関係施設や社会福祉協議会を積極的に利用することも必要です。
- エ 将来、福祉に関連する職業に興味や意欲をもつ生徒に対して、それぞれの適性に応じた進路指導を行う必要があります。
- オ 書物やビデオによる啓発的な方法、講座や座談会やシンポジウムなど集合学習、キャ

ンブやボランティア活動等の体験を視野に入れた学習の工夫が求められます。

### (3) 福祉教育の実践

福祉教育を実践するにあたっては、それぞれの学校や地域性、また児童生徒の発達段階にあわせたカリキュラムの研究が必要であり、「総合的な学習の時間」における取組については次のような実践例が考えられます。

#### ① 福祉理解

福祉の問題について討議したり、ボランティア活動の意義と具体的な活動の事例を学習することで、福祉の意味や社会福祉の制度についての知識・理解を深めます。

ア 盲導犬ビデオを鑑賞して障害者への理解を深めよう

イ 地域のバリアフリー化調査

ウ 私たちの町の福祉・ボランティア活動について調べよう

#### ② 交流学习

地域の障害者や高齢者とのふれあい活動を通して、共生社会の必要性を認識させます。

ア 交流学习で花いっぱい運動

イ 高齢者と郷土料理を作ろう

ウ 高齢者とパソコンをしよう

#### ③ 疑似体験

疑似体験を通して、障害のある人々の立場を理解することで、ノーマライゼーション社会の必要性に気付かせます。

ア 車椅子で買い物に出かけよう

イ アイマスクをして歩いてみよう

#### ④ 介護体験

障害者や高齢者の介護技術を体験する事で、ボランティア活動への参加意欲と技術を高めます。

ア 介護の仕方を学ぼう

イ 学習点字ペンで点字を書いてみよう

### (4) 指導に当たっての配慮事項

急速な少子高齢化による人口構造の変化、家族形態の変化や過疎化などによる社会構造の変化によって、今までは家庭や地域が対応してきた問題を、社会全体の中で新しい制度によって解決していくことが求められています。今後、児童生徒に身近な福祉の現状とともに、ノーマライゼーションやクオリティー・オブ・ライフといったこれからの福祉のあり方や新しい公的介護保険制度などについての学習を積極的に進める必要があります。

#### 参考文献

『社会福祉』（大塚達雄、井垣章二、岡本栄一編 ミネルヴァ書房 平成11年）

『「福祉・ボランティア教育」の授業プラン』

（竹川訓由、長江佳子、伊藤雅亮著 明治図書 平成12年）

## 6 食育

「食」は、たくましく生きるための健康や体力の基本であり、豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育むために大変重要です。子どもたちが生涯にわたって心身ともに健康に生きていくために、正しい食事のあり方や望ましい生活習慣を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるように、学校における「食育」の充実が一層強く求められています。

また、食育は子どもたちの生活全般を視野に入れて行うことが不可欠であり、学校は家庭や地域と連携・協力して食育に取り組む必要があります。

### (1) 食育とは

近年、食生活を取り巻く社会環境が大きく変化したことにより、孤食や偏った栄養摂取、肥満傾向の増加、生活習慣病の若年化など、児童生徒の健康をめぐる諸問題は多様化、複雑化しています。

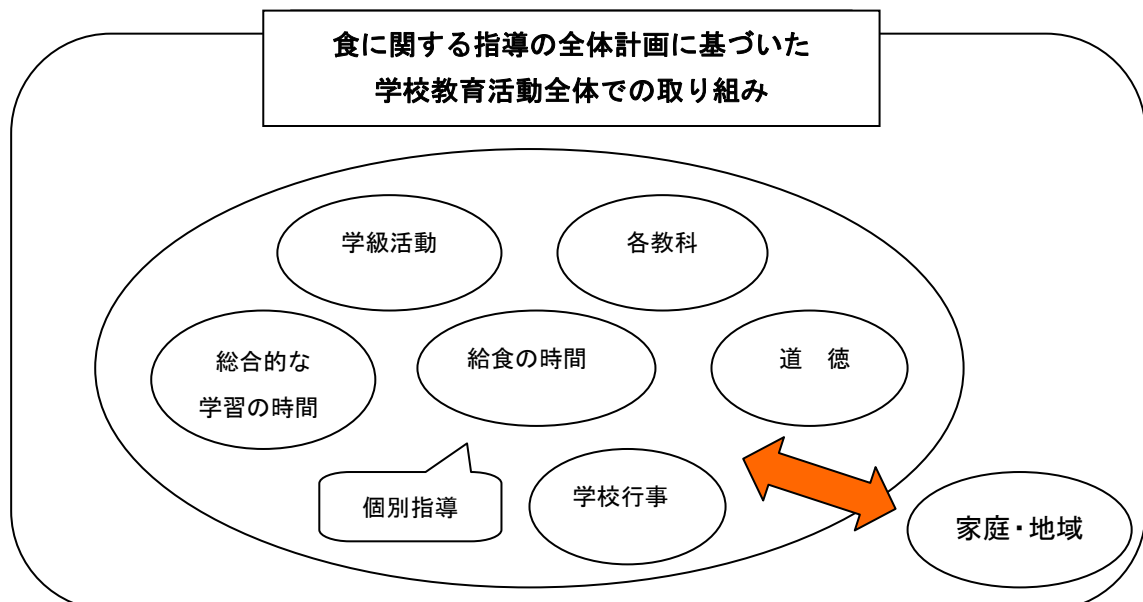
食育基本法の前文において、食育は、生きる上での基本であって、教育の三本の柱である知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、子どもたちが様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を修得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものとして食育の推進が求められるとされています。

そして、食育の推進に当たっては、単なる食生活の改善にとどまらず、食への感謝の気持ちや優れた食文化の継承、食料自給率の問題、食の安全等について広く理解することが大切です。

### (2) 学校における食育

#### ① 食に関する指導

学校における食育は、給食の時間をはじめとして、特別活動や関連教科等に幅広く関わるものです。学校給食を「生きた教材」として活用することが大切であり、効果的な指導を行っていくためには、校長のリーダーシップの下、関係する教職員が十分連携・協力するとともに、家庭・地域と連携して計画的・継続的に取り組む必要があります。このため、教職員が研修等を通じて食に関する理解を深め、栄養教諭は、その中で栄養に関する専門的な教員として、食に関する指導の連携・調整の要としての役割を果たすことが期待されます。



## ② 教育課程と学校給食

学校給食は、小学校学習指導要領において、特別活動の内容「A 学級活動」の（２）「日常の生活や学習への適応及び健康や安全に関すること」の中で、「学校給食と望ましい食習慣の形成」と示されています。中学校学習指導要領でも、同様に示されています。

## ③ 学校における食に関する指導の目標

- ア 食事の重要性（食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。）
- イ 心身の健康（心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。）
- ウ 食品を選択する能力（正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。）
- エ 感謝の心（食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。）
- オ 社会性（食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。）
- カ 食文化（各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。）

## ④ 食に関する指導を実施するには

- ア 食に関する指導の全体計画を作成しましょう。

各学校において、学校教育目標に基づいた健康教育目標を立て、食に関する指導の基本的な考え方や指導方針などを明確にして、学校の教育計画の中に位置付けてください。

- イ 学校・家庭・地域が連携しましょう。

給食や保健だより等で啓発を行ったり、学校での指導を学校や学級だより等で家庭に知らせ、保護者や地域に働きかけましょう。学習参観や給食試食会を活用しましょう。

- ウ 専門家を活用しましょう。

専門家は、幅広い知識を子どもたちにわかりやすく伝えてくれます。栄養教諭（学校栄養職員）や養護教諭等とのＴＴはもちろん、近隣の福祉保健所や市町村保健センター、農業振興センター、農政事務所などと連携した取り組みを進めましょう。

- エ 継続して取り組みましょう。

学年の発達段階に応じて、継続した指導を行いましょう。学校給食を「生きた教材」として活用し、繰り返し指導していきましょう。学校で学習したことは家庭で復習する、発展させるなど、子どもに知識だけでなく実践できる力が付くように工夫をしましょう。

- オ 「食に関する指導の手引き」や「実践事例集」などを活用しましょう。

文部科学省作成の食に関する指導の手引き、高知県教育委員会作成の小学生用・中学生用の指導の手引きや実践事例集を参考にして、指導に取り組んで下さい。文部科学省発行の食生活学習教材（小学低学年用・中学年用・高学年用・中学生用）も活用しましょう。

- カ 「評価」しながら次へ発展させましょう。

授業や行事には評価が大切です。子どもたちの評価、外部からの評価など、異なった視点からの評価を行い、結果を共有することによって、次へのより良い取り組みにつなげていきましょう。

### <参考文献>

『食に関する指導の手引き』（文部科学省 平成 19 年）

『中央教育審議会健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会』（文部科学省 平成 17 年）

『食に関する指導実践事例集』（高知県教育委員会事務局児童生徒支援課 平成 18 年）

『食に関する指導参考資料』（文部科学省 東山書房 平成 13 年）

## 初任者研修関連URL

### 【県内】

- ・ 高知県教育センター：研究紀要等  
<http://www.kochinet.ed.jp/center/>
- ・ 土佐の教育改革：第2期土佐の教育改革を考える会等  
<http://www.kochinet.ed.jp/somu/kangaeru.html>

### 【県外】

- ・ 文部科学省：審議会、学習指導要領、各種統計情報等  
<http://www.mext.go.jp/>
- ・ 国立教育政策研究所：「評価規準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料」  
小学校・中学校 <http://www.nier.go.jp/kaihatsu/index.htm>  
高等学校 [http://www.nier.go.jp/kaihatsu/kou-sankousiryoku/html/index\\_h.htm](http://www.nier.go.jp/kaihatsu/kou-sankousiryoku/html/index_h.htm)
- ・ 国立特殊教育総合研究所  
<http://www.nise.go.jp/index.html>
- ・ 中高一貫教育：文部科学省初等中等教育「中高一貫教育」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/ikkan/main5\\_a2.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/main5_a2.htm)
- ・ 大学入試センター：センター試験情報  
<http://www.dnc.ac.jp/>
- ・ 雇用・能力開発機構：職業能力開発・向上についての援助情報  
<http://www.ehdo.go.jp/>
- ・ SCHOOL NAVI：大学から小学校のリンク集  
<http://www.schoolnavi-jp.com/>
- ・ リクルート進学ネット：学校検索、進学情報等  
<http://shingakunet.com/index.html>
- ・ 日本学生支援機構（旧日本育英会）：奨学金情報等  
<http://www.jasso.go.jp/>
- ・ 労働政策研究・研修機構：事業紹介や職業ハンドブックのCD-ROM版の紹介等  
<http://www.jil.go.jp/>
- ・ 日本文化科学社：進路適正検査や進路学習資料の紹介等  
<http://www.nichibun.co.jp/>
- ・ IPA情報処理振興事業協会 教育用画像素材集  
<http://www2.edu.ipa.go.jp/gz/>

# お わ り に

新しく教職に就かれた皆さんに、初任者研修のしおり「子どもと生きる」をお贈りします。

この「しおり」を

- 1 校内・校外における初任者研修を受講する際のテキスト
- 2 日常の教育実践のための身近なガイドブック

として、側に置いて活用してください。

内容について、もっと専門的に研究を深めたいときは、先輩教員に相談するなどして、実践的な研究を行ってください。

この「しおり」が、教職員としての生涯学習の土台となれば幸いです。

## 初 任 者 研 修 の し お り 子 ど も と 生 き る

平成20年3月発行

発 行 高 知 県 教 育 セ ン タ ー

〒781-5103 高知市大津乙181番地

TEL (088)866-3890 FAX (088)866-0074

|  |
|--|
|  |
|  |